

平成30年度 厚生労働省社会福祉推進事業

(平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

成年後見制度利用促進のための 地域連携ネットワークにおける 中核機関の支援機能のあり方に関する 調査研究事業

報告書

平成31(2019)年 3月

公益社団法人 日本社会福祉士会

はじめに

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

本会では、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」を受託し実施、各地における自治体の体制整備に向け「地域における成年後見制度利用促進のための体制整備のための手引き」等を作成・周知した。一方、中核機関の運営と支援機能の発揮のためには、専門性に基づく相談体制や、関係機関とのネットワークを構築し、コーディネート機能を発揮できる人材の養成と配置が不可欠であることも明らかとなった。

公益社団法人日本社会福祉士会成年後見制度利用促進支援機能検討委員会では、このような課題認識に基づき、中核機関が地域連携ネットワークの要として機能し、支援機能を発揮するための要件を明らかにするため、平成 30 年度社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業」を受託し実施した。本調査研究事業においては、権利擁護センター等に対し、支援機能に関する調査を行うとともに、中核機関に配置する人材の育成のための研修プログラムおよび支援ツールについて検討を行った。本報告書では、調査結果の詳細を紹介するとともに、調査結果からの分析事項についてもとりまとめた。また、「実務のための手引き」、「研修プログラム」、「2018 年度成年後見制度利用促進フォーラム」の概要を報告する。なお「実務のための手引き」は、本報告書の別冊と位置づけている。

本調査研究が、各地域の自治体、中核機関職員をはじめ、地域連携ネットワークに参加する関係者が、地域における権利擁護支援に向けた取り組みを進める際の一助となることを願っている。

公益社団法人 日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 委員長 新井 誠

報 告 書 目 次

はじめに

第1章 事業概要

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 事業内容・事業実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 調査の実施
 - ①アンケート調査
 - ②ヒアリング調査
 - (2) 「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」の作成
 - (3) 市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラムの作成
 - (4) 2018年度成年後見制度利用促進フォーラムの開催
 - (5) 事業実施報告書の作成
- 3 実施体制、事業実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 委員名簿
 - (2) 委員会及びワーキングでの検討経過（協議事項）

第2章 調査報告

- 1 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 調査の目的
 - (2) 調査の内容
- 2 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査・・・・ 20
 - (1) 調査の実施概要
 - (2) 集計分析結果のまとめ
 - (3) 権利擁護センター等アンケート調査集計分析結果
- 3 ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

第3章 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 2 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第4章 市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラム

- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 2 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
- 3 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

第5章 成年後見制度利用促進フォーラム

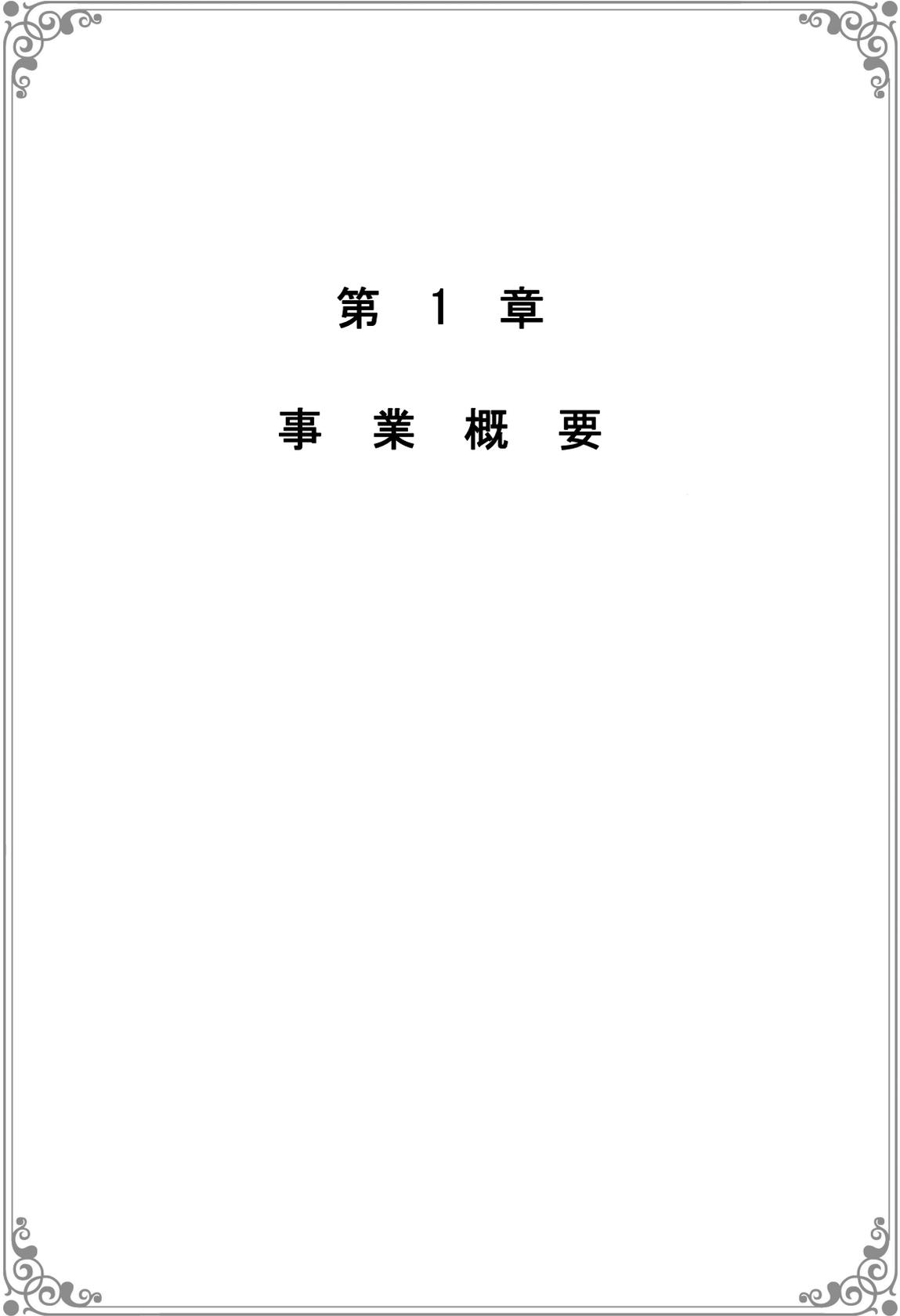
- 1 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

2 事業内容	129
3 アンケート結果	132

おわりに	151
------	-----

巻末資料

・アンケート依頼文書、調査票	155
・委員名簿	174



第 1 章

事 業 概 要

第1章 事業概要

1 事業目的

成年後見制度利用促進法（平成28年5月）を受けた成年後見利用促進基本計画（以下「国基本計画」と記載）では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」旨の指摘がなされており、平成29年度以降各自治体において段階的に整備が進められている。国基本計画では、専門職による専門的助言の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」と記載）を市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されている。

国基本計画を受け、各自治体への財政的な支援措置として、平成30年度において、地方交付税措置により、市町村の成年後見制度利用促進基本計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の運営に要する費用に充当するための成年後見等実施機関運営事務費が新設され、各自治体においては、これらの取組を本格化することが強く求められている。同時に、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度老人保健健康増進等事業「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」にて、本会は全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を開発した。

中核機関設置等のための財政的支援、技術的支援は徐々に整ってきたものの、中核機関の運営と支援機能の発揮のためには、専門性に基づく相談体制や、関係機関とのネットワークを構築し、コーディネートを機能が発揮できる人材の配置が必要となる。今回本会は、「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」というテーマにおいて、自治体、中核機関の支援機能に焦点をあてた調査研究事業を実施した。

成年後見制度利用促進基本計画に基づき各自治体にて構築される地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について、既存の権利擁護センター等およびセンター等の所在地自治体に対してアンケート調査を行うとともに、各支援機能について特徴的な取組を展開している権利擁護センター等にヒアリング調査を実施した。調査結果の分析に基づき、支援機能の発揮に必要な視点や力を整理し、支援機能が発揮できる人材を育成するための「市町村職員・中核機関職員のための研修（基礎・応用）」研修プログラム」（以下、「研修プログラム」と記載）の開発を行った。さらに、各自治体において実務を進める上で参考となるよう、実務上のポイントや参考事例を盛り込んだ「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（以下「実務のための手引き」と記載）を作成、自治体、権利擁護センター等、関係機関宛に配布を行った。

2019年2月には、「2019年度成年後見制度利用促進フォーラム」を開催、自治体、中核機関、権利擁護センター等、専門職、家庭裁判所等関係機関より幅広く参加をいただき、本調査研究事業の趣旨、「研修プログラム」と「実務のための手引き」の素案について提示、多角的なフィードバックを得た上で最終成果物を取りまとめた。

2 事業内容・事業実施方法

(1) 調査の実施

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、地域の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の職員を育成するための研修プログラムの開発、支援ツールやガイドラインの作成を目的に、中核機関の機能の一部を担っていると思われる権利擁護センター等の実務実施状況について調査を行った。

なお、調査の詳細と調査結果については、第2章に詳述している。

① アンケート調査

全国社会福祉協議会が実施した「平成29年度成年後見制度に係る取組状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組まれているNPO法人、平成29年度末時点の自治体直営の中核機関等（設置予定を含む）390カ所およびセンター等所在地の自治体に対し、郵送にて書面によるアンケート調査を実施した。なお、調査票の回収にあたっては、メールによる回答も可能とした。調査期間は2018年8月6日～8月31日とし、回収数263件、回収率は67.4%（うち有効回答数259件）であった。

② ヒアリング調査

中核機関の3つの機能（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）、地域連携ネットワークの構築と運営、及び支援の4段階における中核機関の進行管理機能について、支援の仕組み・ルールを有し、一定の支援実績を有していると考えられる機関や自治体7カ所を対象に、2018年8月20日～11月2日にかけて、ヒアリング調査を実施し、アンケート調査結果を補完した。

(2) 「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」の作成

(1)の調査結果を踏まえ、地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について、権利擁護センター等への調査に基づいて検討を行い、自治体や中核機関において権利擁護の支援が必要な方に対する支援の実務を行う際に参考

となるよう、各段階における実務のポイントや検討項目を提示し、参考事例等を整理した「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（以下「実務のための手引き」を記載）を作成し、自治体、権利擁護センター等、家庭裁判所、関係機関等への周知を行った。

「実務のための手引き」の目次や主な内容等の概要は、本報告書の第3章にまとめている。

（3）市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラムの作成

中核機関に配置された職員が、地域連携ネットワークの構築に向けたコーディネート機能や、支援の流れに沿った各場面で求められる支援機能を発揮するため、調査結果を踏まえて、市町村職員、中核機関職員に求められる視点と支援力を明らかにし、必要な視点と知識、支援力を身につけるための市町村職員・中核機関職員を対象とした5日間の研修プログラム（基礎研修3日間、応用研修2日間）を開発した。

「研修プログラム」の詳細は、本報告書の第4章にまとめている。

（4）2018年度成年後見制度利用促進フォーラムの開催

（2）のアンケート・ヒアリング調査結果を報告するとともに、「研修プログラム（案）」および「実務のための手引き（案）」に基づき、本調査研究事業の主題である中核機関の支援機能を担う人材育成について多角的に検討を深めることを目的に、2019年2月20日、KFCホール（東京都墨田区）にて、「成年後見制度利用促進フォーラム～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～」を開催、自治体、都道府県社会福祉協議会、権利擁護センター等、家庭裁判所、専門職、関係機関等より330名が参加した。

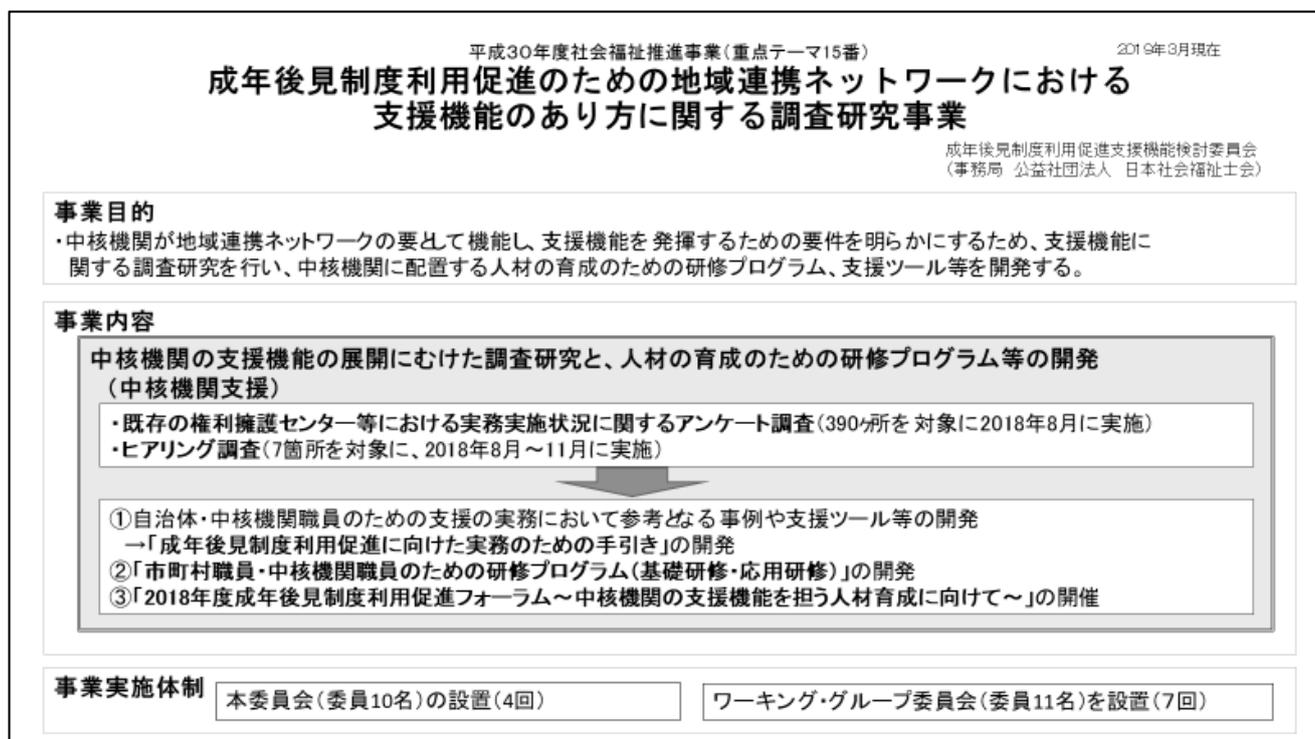
本フォーラムにおいては、「実務の手引き（案）」の骨子および「研修プログラム（案）」を提示するとともに、実際の研修プログラムの演習科目について、モデル研修形式で実施し、アンケートにて参加者からのフィードバックを収集し、最終委員会時に調査研究事業の成果物検証の参考とした。

「フォーラム」のプログラム等詳細は、本報告書の第5章にまとめている。

（5）事業実施報告書の作成

本調査研究事業における（1）～（4）の事業実施内容、調査結果まとめ、研修プログラムとシラバス、委員会における検討経過等についてまとめた事業実施報告書（本書）を作成した。

【調査研究事業の全体像】



3 実施体制、事業実施期間

(1) 委員名簿

本調査研究事業を推進するための委員会（成年後見制度利用促進支援機能検討委員会）を設置した。なお、委員会は、本委員会と、調査の実施・手引き作成を進めるワーキング・グループ委員会を設置した。

【本委員会 構成メンバー】

氏名	所属・団体
新井 誠	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長 (委員長)
青木 佳史	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター センター長
五十嵐 禎人	千葉大学 社会精神保健教育研究センター 教授
小佐波 幹雄	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 品川成年後見支援センター 後見第一係長
齋藤 敏靖	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 認定成年後見人ネットワーククローバー 副委員長
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
牧野 奈津美	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 主査
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長

【ワーキング・グループ委員会 構成メンバー】

氏名	所属・団体
山口 光治	淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科 教授 (委員長)
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 主査
小川 幸裕	弘前学院大学 社会福祉学部 教授
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
白土 典子	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター 福祉介護係長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター 事務局長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員 法テラス埼玉
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター センター長

【オブザーバー】

機関名
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 老健局 高齢者支援課
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局

(2) 委員会及びワーキングでの検討経過（協議事項）

2018年6月より2019年3月までの期間、本調査研究事業を推進するための委員会（成年後見制度利用促進支援機能検討委員会）について、本委員会5回、ワーキング・グループ委員会7回を開催した（うち6月と3月は合同委員会として開催した）。

各委員会における主な議事は表のとおりである。

【本委員会】

回	日 時	主な協議事項
1	2018年6月20日 (合同委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○本調査研究事業の概要について ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について（協議） ○調査について
2	2018年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○調査について ○支援ガイドラインについて ○研修プログラムについて ○報告会（セミナー）企画案について
3	2019年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○支援ガイドライン（指針）・事例（案）について ○研修プログラム（案）について ○フォーラムについて ○報告書について
4	2019年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○2018年度成年後見制度利用促進フォーラムについて ○研修プログラム（案）について ○「実務のための手引き（仮称）」について ○報告書について
5	2019年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○2018年度成年後見制度利用促進フォーラムについて ○研修プログラム（案）について ○「実務のための手引き（仮称）」について ○報告書について

※第1回、第5回はワーキング・グループ委員会との合同委員会として開催。

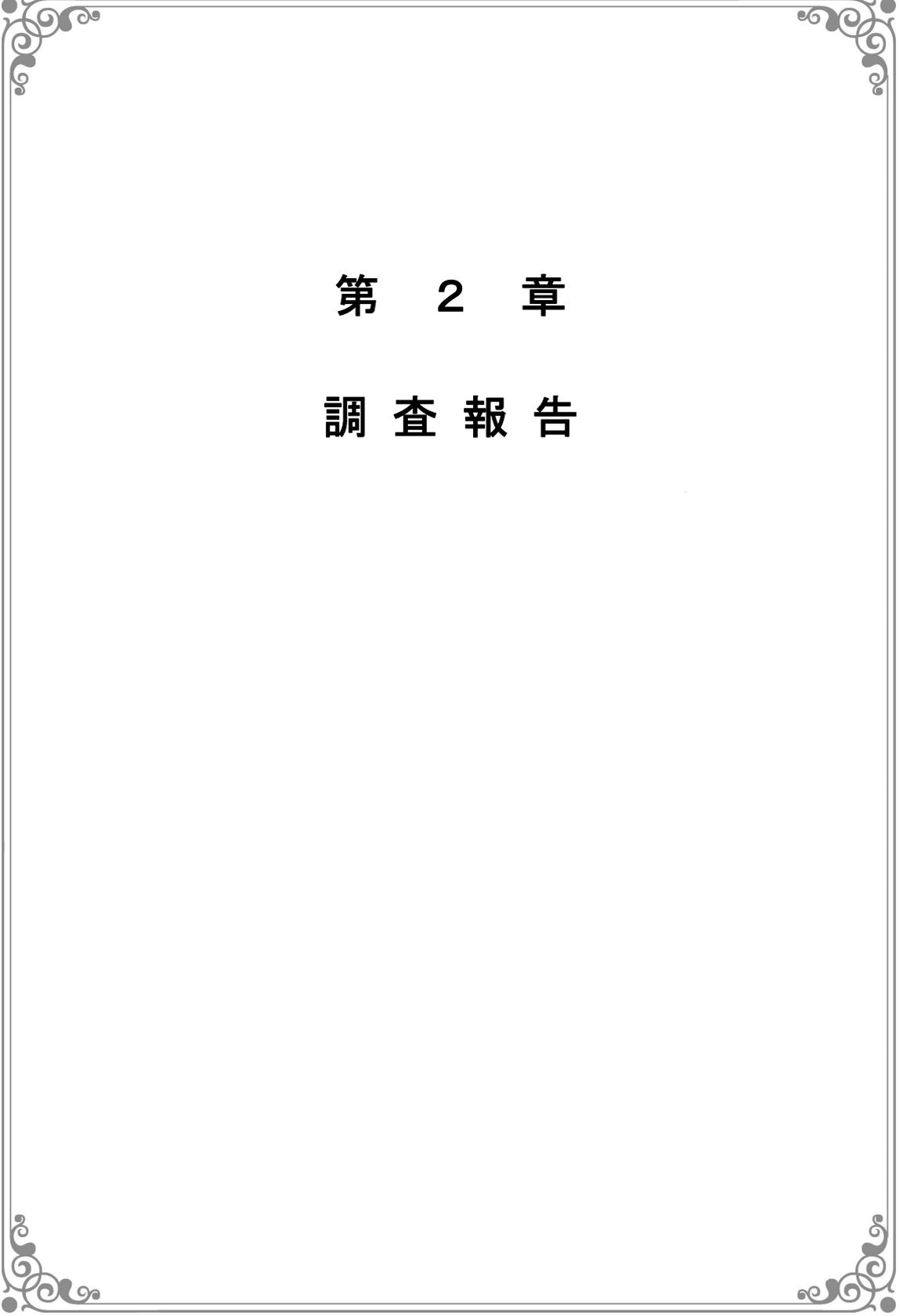
※会場は、第1回、第5回は主婦会館プラザエフ会議室（東京都新宿区）、第2回、第3回、第4回は日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）にて開催。

【ワーキング・グループ委員会】

回	日時	主な協議事項
1	2018年6月20日 (合同委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○本調査研究事業の概要について ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について（協議） ○調査について
2	2018年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について ○調査について
3	2018年9月23日、 24日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○調査について（中間報告） ○支援ガイドラインについて ○中核機関職員の役割の確認 ○豊田市プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市福祉部長報告 ・豊田市成年後見支援センター定例会デモンストレーション ・9月10日愛知県市町村・社協向け研修会報告 ○研修プログラムカリキュラム案検討
4	2018年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○調査について ○支援ガイドラインについて ○研修プログラム（案）について ○報告会（セミナー）企画案について
5	2018年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○支援ガイドラインについて ○研修プログラム（案）について ○報告会（セミナー）企画案について
6	2019年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○支援ガイドライン・事例（案）について ○研修プログラム（案）について ○フォーラムについて ○報告書について
7	2019年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進をめぐる現状と政策動向 ○2018年度成年後見制度利用促進フォーラムについて ○研修プログラム（案）について ○「実務のための手引き（仮称）」について ○報告書について

※第1回、第7回は本委員会との合同委員会として開催。

※会場は、第1回、第6回、第7回は主婦会館プラザエフ会議室（東京都千代田区）、
第3回は豊田市福祉センター（愛知県豊田市）、第2回、第4回、第5回は日本社会福祉士会会議室（東京都新宿区）にて開催。



第 2 章
調 查 報 告

第2章 調査報告

1 調査の概要

(1) 調査の目的

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、地域の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の職員を育成するための研修プログラムの開発、実務のための手引きや支援ツールの作成を目的に、中核機関の機能の一部を担っていると思われる権利擁護センター等の実務実施状況や職員が担う支援機能等について、アンケート調査及びヒアリング調査により把握した。

(2) 調査の内容

①既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

既存の権利擁護センター等 390 ヶ所を対象に、実務状況等に関するアンケート調査を実施した。また、各対象機関が所在する自治体における中核機関の設置状況等について把握するため、「自治体回答用紙」を同封し、各自治体にも回答を依頼した。

②ヒアリング調査

中核機関の3つの機能（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）、地域連携ネットワークの構築と運営、及び支援の4段階における中核機関の進行管理機能について、支援の仕組み・ルールを有し、一定の支援実績を有していると考えられる機関7ヶ所を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査結果を補完した。

2 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

(1) 調査の実施概要

1) 調査対象

全国社会福祉協議会が実施した「平成 29 年度成年後見制度に係る取組状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組む NPO 法人、平成 29 年度末時点の自治体直営の中核機関等(設置予定を含む)390 ヲ所

2) 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。調査票の回収あたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

3) 回収状況

平成 30 年 8 月 6 日～平成 30 年 8 月 31 日

4) 調査方法

全国の権利擁護センター390 ヲ所を対象に行ったアンケート調査では、回収数が 263 件、回収率が 67.4%となっており、うち有効回答数が 259 件となっている。

図表 2-1-1 回収状況

	件数	回収率
発送数	390	-
回収数	263	67.4%
うち有効回答数	259	

259件の人口規模別の分布

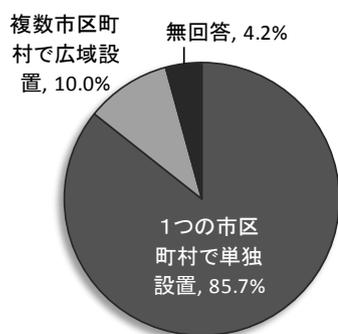
	件数	%
1万人未満	21	8.1%
1万人以上5万人未満	52	20.1%
5万人以上10万人未満	48	18.5%
10万人以上30万人未満	81	31.3%
30万人以上	57	22.0%
合計	259	100.0%

(2) 集計分析結果のまとめ

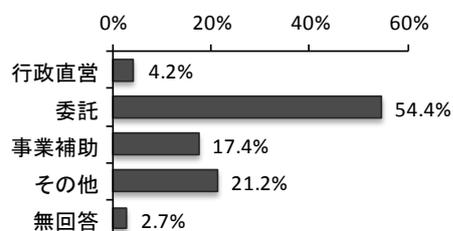
①調査対象機関の概要

- センターの設置方法は、「1つの市区町村で単独設置」が8割強、「複数市区町村で広域設置」が約1割。
- 運営方式では、「委託」が約5割と最も多く、次いで「その他」が約2割、「事業補助」が2割弱。委託先としては、「社会福祉協議会」が9割を超える。なお、「その他」としては、「委託と事業補助」「社協の単独事業」「委託と事業補助とその他」などがあげられていた。
- 実施している事業は、全体（合計）として「成年後見制度に関する相談」が93.8%、「法人後見の受任」「成年後見申立てにおける支援」がそれぞれ約70%。人口規模別にみると、実施している事業の割合が異なっている。

図表 2-2-1 設置方法



図表 2-2-2 運営方法



図表 2-2-3 実施している事業

		最も割合が高い項目					2番目に割合が高い項目 (複数回答)			全体	
		成年後見制度に関する相談	成年後見申立てにおける支援	法人後見の受任	市民後見人の養成	後見監督人の受任	虐待に関する相談	日常生活自立支援事業	生活困窮者自立相談支援事業		その他
人口規模別	1万人未満	21 100.0%	15 71.4%	16 76.2%	7 33.3%	1 4.8%	7 33.3%	19 90.5%	5 23.8%	4 19.0%	21
	1万人以上5万人未満	47 90.4%	37 71.2%	37 71.2%	27 51.9%	3 5.8%	16 30.8%	35 67.3%	11 21.2%	10 19.2%	52
	5万人以上10万人未満	45 93.8%	35 72.9%	37 77.1%	24 50.0%	9 18.8%	7 14.6%	36 75.0%	8 16.7%	13 27.1%	48
	10万人以上30万人未満	77 95.1%	60 74.1%	59 72.8%	46 56.8%	24 29.6%	17 21.0%	52 64.2%	7 8.6%	18 22.2%	81
	30万人以上	53 93.0%	40 70.2%	44 77.2%	46 80.7%	24 42.1%	13 22.8%	36 63.2%	3 5.3%	18 31.6%	57
	合計	243 93.8%	187 72.2%	193 74.5%	150 57.9%	61 23.6%	60 23.2%	178 68.7%	34 13.1%	63 24.3%	259

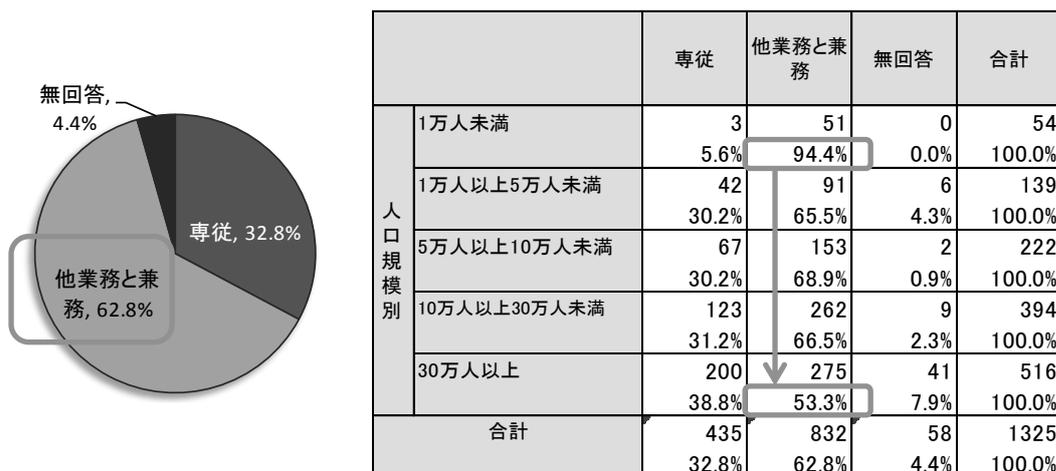
②調査対象機関の職員体制

- センター業務に関わる職員の人数の1カ所あたり平均人数は5.2人。人口規模別にみると、人口規模「1万人未満」では2.2人、「30万人以上」では9.0人と差がある。
- 雇用形態別では、正規職員の割合は全体では約6割。人口規模別にみると「1万人未満」では9割強、「30万人以上」では約5割であり、人口規模が大きくなるにつれ、正規職員の割合が低くなっている。
- 業務状況については、全体として「他業務と兼務」が約6割、「専従」が約3割。「他業務と兼務」の割合は、「1万人未満」では9割強、「1万人以上5万人未満」「5万人以上10万人未満」「10万人以上30万人未満」では6～7割、「30万人以上」では約5割であり、人口規模が小さい地域ではほぼ兼務体制となっている。

図表 2-2-4 職員の雇用形態別平均人数(人口規模別)

	回答件数 (カ所)	職員数	雇用形態別		
			正規	非正規常勤	非正規非常勤
全体	256件	5.2人	3.0人 100.0%	1.2人 23.2%	1.0人 19.5%
1万人未満	20件	2.2人	2.1人 100.0%	0.1人 4.7%	0.0人 0.0%
1万人以上5万人未満	50件	3.4人	2.3人 100.0%	0.7人 21.3%	0.3人 9.5%
5万人以上10万人未満	48件	4.7人	2.9人 100.0%	1.0人 20.5%	0.9人 18.2%
10万人以上30万人未満	81件	4.7人	2.7人 100.0%	1.3人 27.3%	0.7人 15.3%
30万人以上	57件	9.0人	4.3人 100.0%	2.1人 23.9%	2.6人 28.6%

図表 2-2-5 業務状況

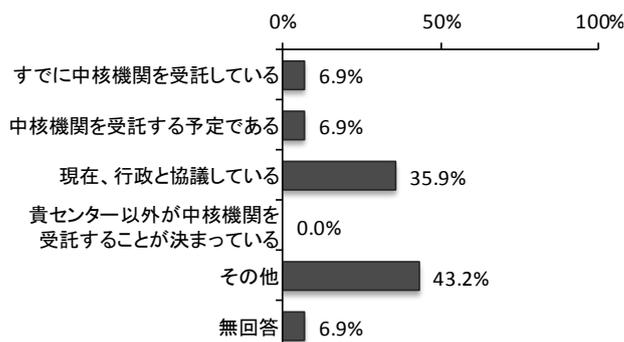


※回答のあったセンター256カ所の全職員数 1,325人について集計

③中核機関の受託（または検討状況）

- 中核機関の受託（または検討状況）については、「すでに中核機関を受託している」「中核機関を受託する予定である」がそれぞれ 6.9%であり、すでに受託あるいは受託予定をあわせて 13.8%。
- 一方、「現在、行政と協議している」は 35.9%。一方、「その他」が 43.2%と最も多く、「その他」の内容は、行政とこれから検討・協議するため準備中等の回答が多くを占めた。

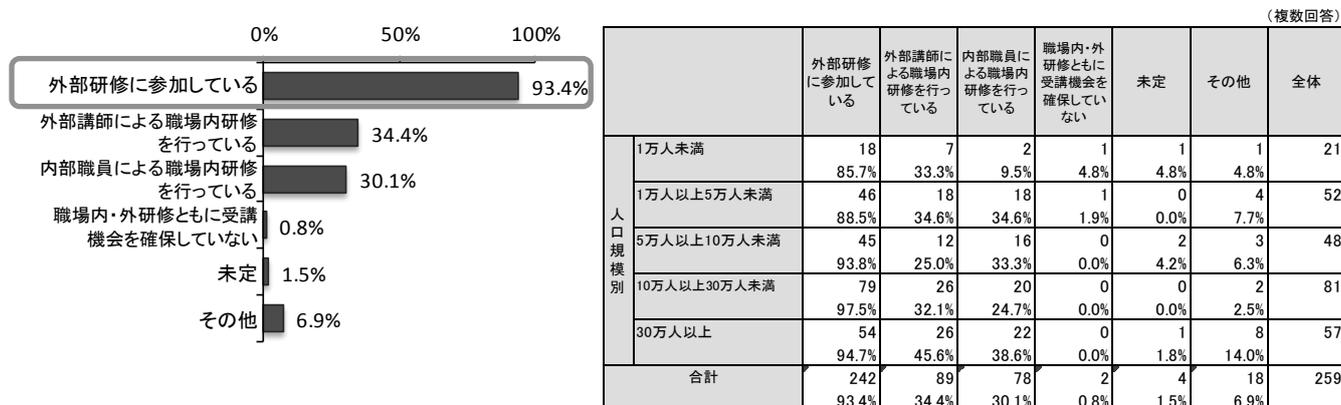
図表 2-2-6 中核機関の受託(または検討状況)



④職員への支援（研修受講体制、職場内での相談体制、支援ツール等の有無）

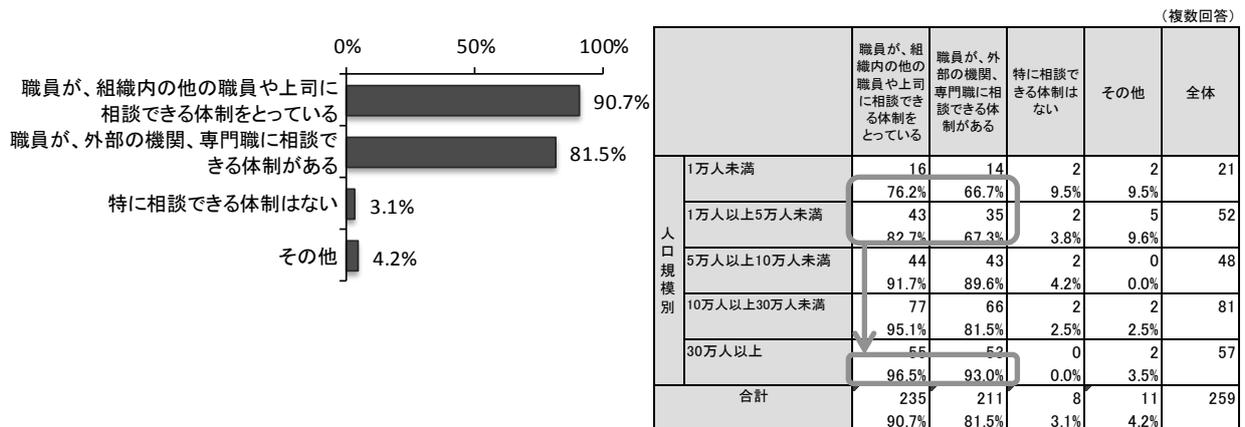
- 人材育成のための研修を受講する体制があるかについては、「外部研修に参加している」が 93.4%と最も高く、次いで「外部講師による職場内研修を行っている」が 34.4%、「内部職員による職場内研修を行っている」が 30.1%。

図表 2-2-7 人材育成のための研修を受講する体制

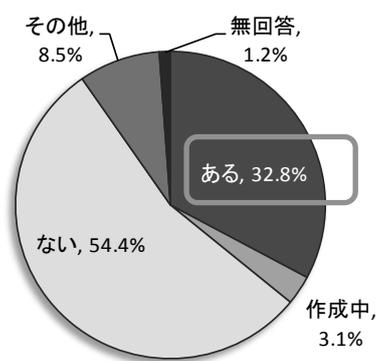


- センターにおいて職員が相談できる体制を整えているかについては、「職員が、組織内の他の職員や上司に相談できる体制をとっている」が90.7%、「職員が、外部の機関、専門職に相談できる体制がある」が81.5%と、何らかの相談体制を整えている。なお、人口規模が小さくなるにつれ、職場内や外部において職員が相談できる体制を整えてられている割合が低い傾向がみられる。
- 職員が業務で仕様するマニュアルや支援の流れに関するフロー図等は、「ない」が約5割、「ある」が約3割。職員が業務で仕様している書式や帳票類等については、「ある」が約7割、「ない」が1～2割である。

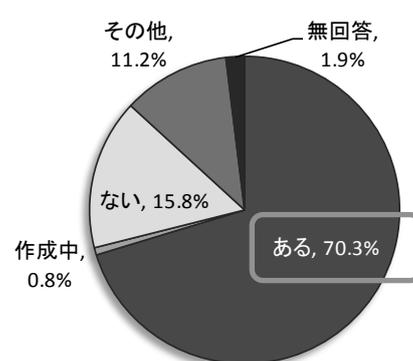
図表 2-2-8 職員が相談できる体制



図表 2-2-9 マニュアルやフロー図等の有無



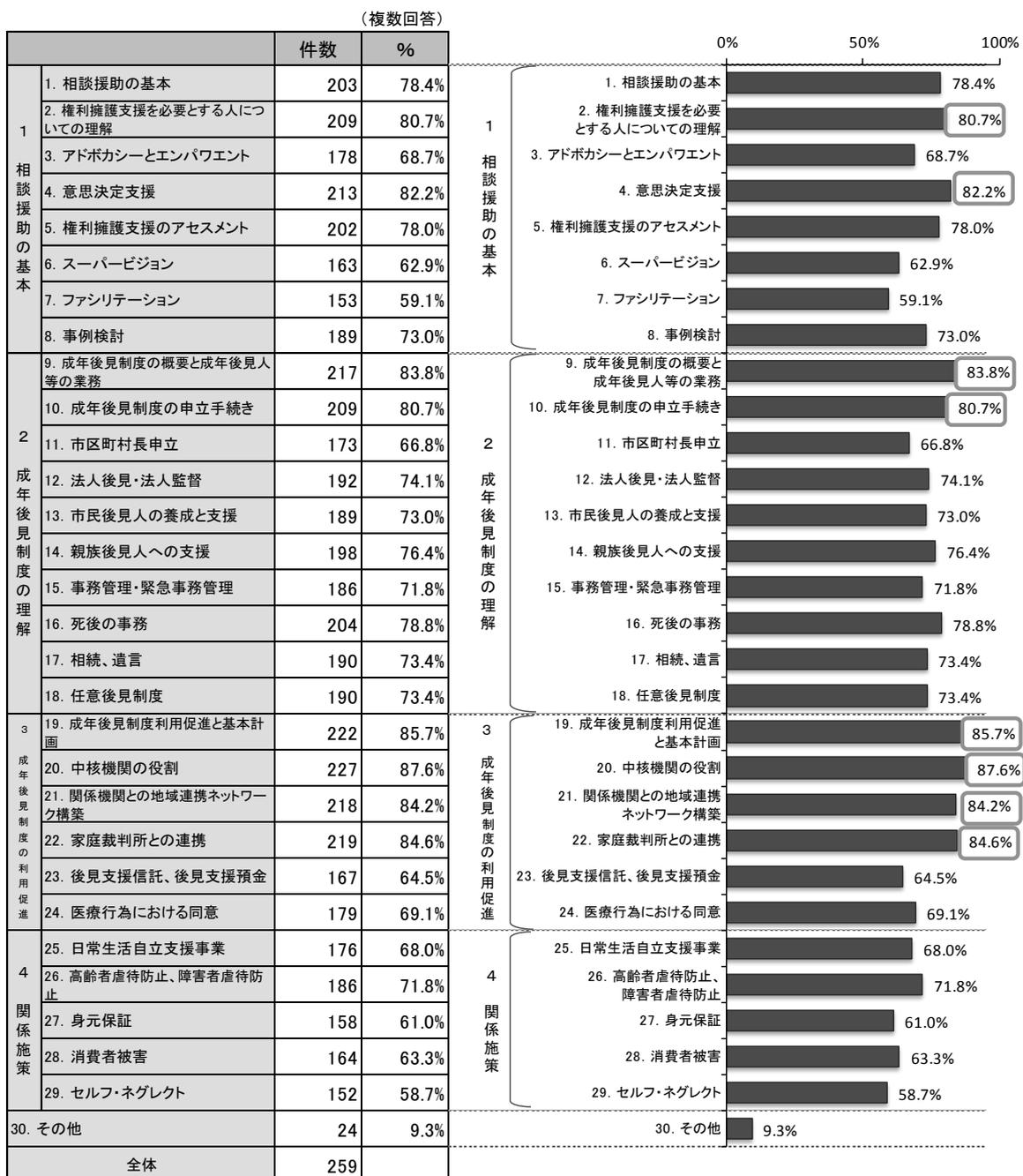
図表 2-2-10 業務で仕様している書式の有無



⑤人材育成にあたり必要だと思う研修(講義・演習)

●中核機関の人材育成にあたってどのような研修が必要だと思うかをたずねたところ、「20. 中核機関の役割」が87.6%と最も高く、次いで「19. 成年後見制度利用促進と基本計画」が85.7%、「22. 家庭裁判所との連携」が84.6%、「21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築」が84.2%となっている。また、「9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務」「4. 意思決定支援」「2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解」「10. 成年後見制度の申立て手続き」についてもそれぞれ8割を超えている。

図表 2-2-11 人材育成にあたり必要だと思う研修(講義・演習)



- なお、権利擁護センター等において、これまでに実施した（受講させた）研修（A）としては、中核機関の人材育成にあたり必要だと思う研修（B）においても回答が8割を超える「9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務」が89.5%と最も高く、次いで「25. 日常生活自立支援事業」が79.8%となっている。
- 中核機関の人材育成にあたり必要だと思う研修と、これまでに実施した（受講させた）研修の各項目の回答割合を比較すると、その差（B-A）が大きいほど、現在の研修内容としては十分に実施できていないが、中核機関を担うにあたっての人材育成研修として必要と考えられるニーズと読み取れることもできる。
- 結果、中核機関の人材育成にあたり必要だと思う研修として回答が7割を超えている研修項目の中でも、「5. 権利擁護支援のアセスメント」や、「12. 法人後見・法人監督」～「18. 任意後見制度」、「20. 中核機関の役割」「21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築」「22. 家庭裁判所との連携」などは、20ポイント以上の差がみられ、中核機関の人材育成のための研修項目として、より充実・強化されていくことが期待される。

図表 2-2-12 人材育成にあたり必要だと思う研修(講義・演習)

		A) 問5.これまでに実施(受講させた)研修(講義・演習)	B) 問6.人材育成にあたり必要だと思う研修(講義・演習)	B)-A)
1 相談援助の基本	1. 相談援助の基本	67.2%	78.4%	11.2%
	2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解	68.8%	80.7%	11.9%
	3. アドボカシーとエンパワメント	38.9%	68.7%	29.9%
	4. 意思決定支援	65.6%	82.2%	16.7%
	5. 権利擁護支援のアセスメント	44.9%	78.0%	33.1%
	6. スーパービジョン	23.9%	62.9%	39.0%
	7. ファシリテーション	13.0%	59.1%	46.1%
	8. 事例検討	72.9%	73.0%	0.1%
2 成年後見制度の理解	9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務	89.5%	83.8%	-5.7%
	10. 成年後見制度の申立手続き	62.8%	80.7%	17.9%
	11. 市区町村長申立	36.4%	66.8%	30.4%
	12. 法人後見・法人監督	50.6%	74.1%	23.5%
	13. 市民後見人の養成と支援	49.4%	73.0%	23.6%
	14. 親族後見人への支援	20.6%	76.4%	55.8%
	15. 事務管理・緊急事務管理	24.7%	71.8%	47.1%
	16. 死後の事務	40.9%	78.8%	37.9%
3 利用促進	17. 相続、遺言	45.3%	73.4%	28.0%
	18. 任意後見制度	43.3%	73.4%	30.0%
	19. 成年後見制度利用促進と基本計画	74.1%	85.7%	11.6%
	20. 中核機関の役割	57.9%	87.6%	29.8%
	21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築	59.9%	84.2%	24.3%
	22. 家庭裁判所との連携	49.8%	84.6%	34.8%
	23. 後見支援信託、後見支援預金	15.8%	64.5%	48.7%
	24. 医療行為における同意	21.5%	69.1%	47.7%
4 関係施策	25. 日常生活自立支援事業	79.8%	68.0%	-11.8%
	26. 高齢者虐待防止、障害者虐待防止	58.7%	71.8%	13.1%
	27. 身元保証	17.0%	61.0%	44.0%
	28. 消費者被害	36.0%	63.3%	27.3%
	29. セルフ・ネグレクト	19.0%	58.7%	39.7%
	30. その他	12.1%	9.3%	-2.9%

※A)：研修を受講する体制で「外部研修に参加している」「外部講師による職場内研修を行っている」「外部職員による職場内研修を行っている」と回答したセンター247件を対象とした回答結果

⑥成年後見制度の利用支援の各段階における役割・機能に関する取組状況

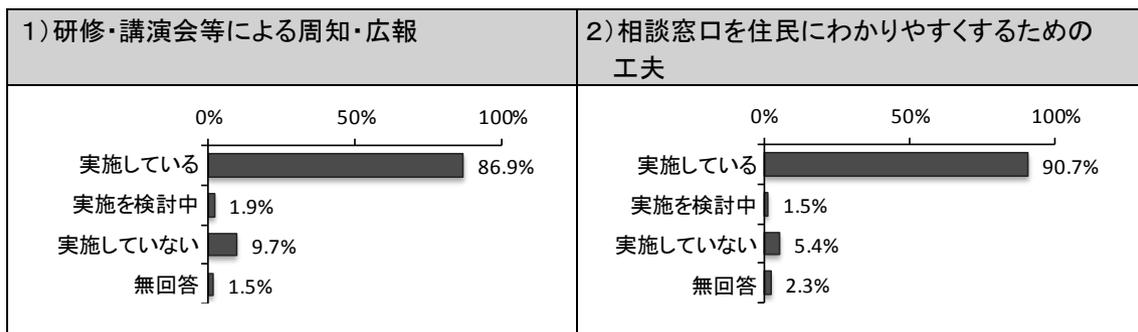
成年後見制度の利用支援の流れとして想定される「支援の各段階」として、「(1) 広報・啓発」「(2) 相談受付・アセスメント、支援の検討(支援方針検討)」「(3) 成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)」「(4) 後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)」の4段階に整理されている(※)。権利擁護センター等による支援の各段階における取り組み状況と、自由記載結果に基づき課題を分類した結果をまとめると、次のようである。

(※)「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」(平成30年3月)P19より

(1) 広報・啓発

- 1)・2)とも「実施している」が8割を超え、多くの機関でさまざまな取り組みが実施されていることがうかがえる。
- 一方、自由記載の課題を分類すると、「対象者に応じた広報・啓発の取組工夫が必要」といった意見が多くあげられている。その他の自由記載の意見も踏まえると、一般に制度がよく知られていないことに加え、制度をわかりやすく伝えることの難しさもあり、関係機関の職員等における理解を含め、誰に何を知っていただくことが必要か、工夫が求められているといえる。

図表 2-2-13 「広報・啓発」における取り組み状況



図表 3-2-14 「広報・啓発」において特に課題と感ずること

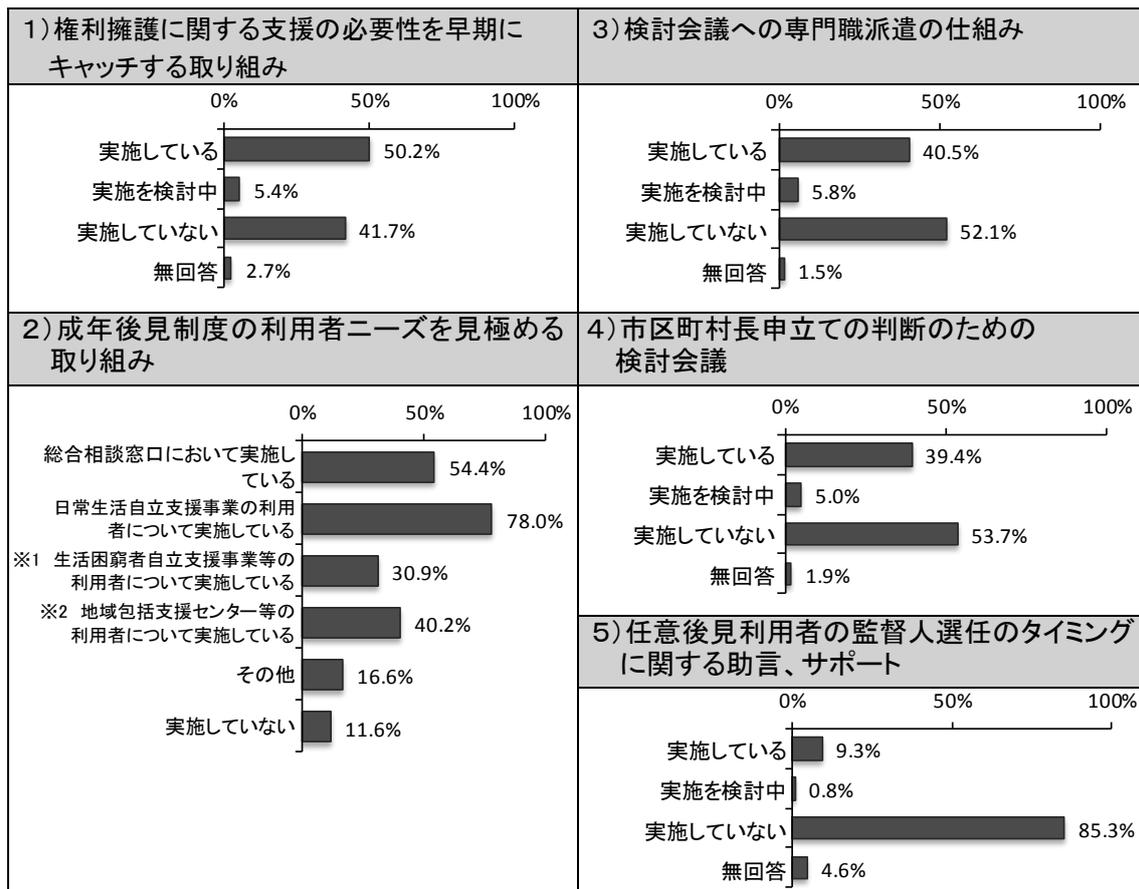
自由記入に記載のあった回答数: 188件

	分類	延べ件数
1	対象者に応じた広報・啓発の取組工夫が必要	52
2	一般住民(本人、家族等)に制度がよく知られていない	32
3	制度をわかりやすく・正しく伝えることが難しい	30
4	関係機関等に制度がよく知られていない	21
5	職員体制・スキルが十分でない	16
6	制度を必要とする利用者ニーズの掘り起し	15
7	他機関・支援者等との連携・ネットワーク構築	9
8	相談窓口が知られていない	6
9	その他	28
	計	209

(2) 相談受付・アセスメント、支援の検討（支援方針検討）

- 1)～5)とも「実施している」が概ね半数以下の割合となっている。
- 自由記載の課題として、適切なアセスメントを行う「職員体制・スキルが十分でない」ことや、「多機関・支援者等の連携・ネットワークの構築」によるニーズのキャッチが不十分、「本人の意向の確認・意思決定支援」の難しさ、「多角的な視点から支援方針を検討する仕組みがない」ことなどがあげられた。こうしたことが取り組みのハードルとなっている可能性が考えられる。

図表 2-2-15 「相談受付・アセスメント、支援の検討（支援方針検討）」における取り組み状況



図表 2-2-16 「相談受付・アセスメント、支援の検討（支援方針検討）」において特に課題と感じること

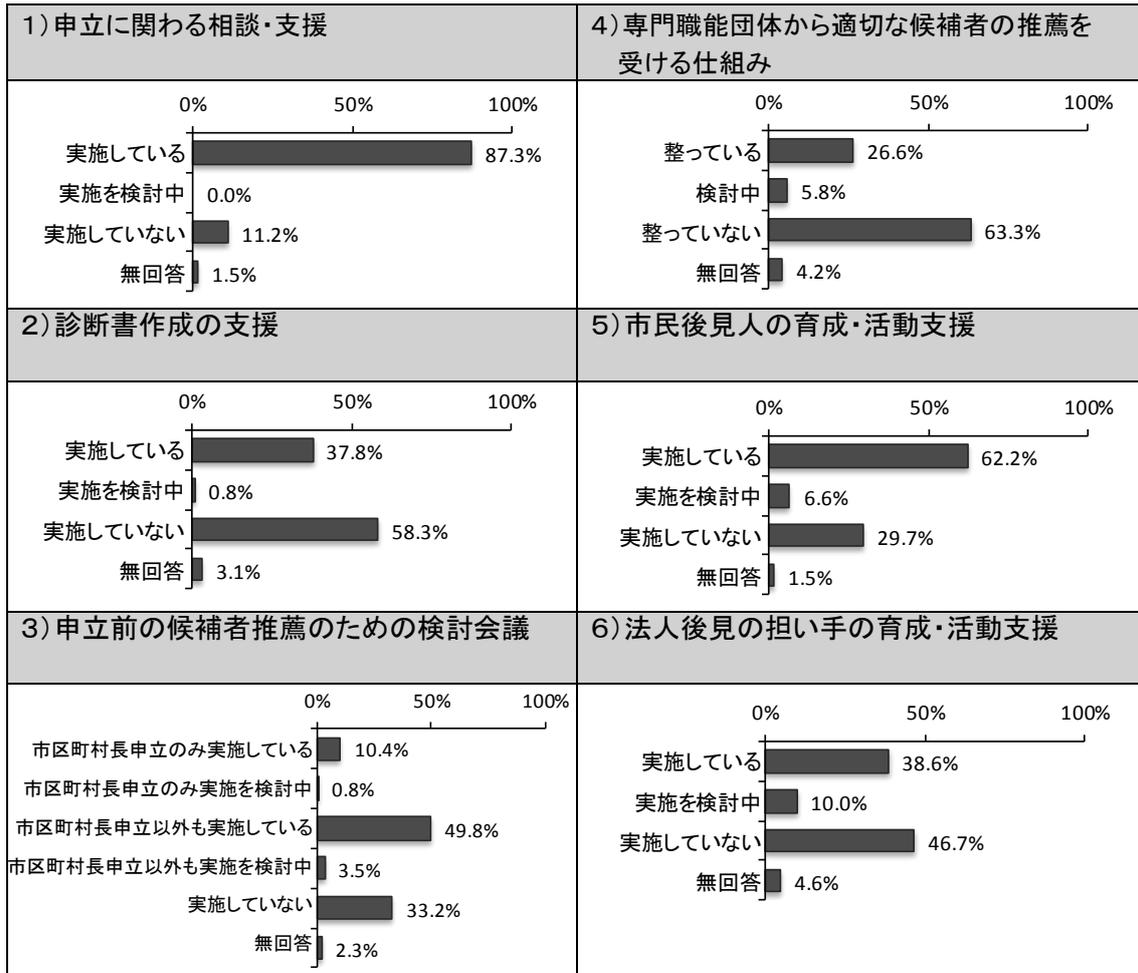
自由記入に記載のあった回答数: 167件

分類	延べ件数
1 職員体制・スキルが十分でない(アセスメント、成年後見ニーズの見極め)	41
2 他機関・支援者等との連携・ネットワーク構築	19
3 本人の意向の確認・意思決定支援	16
4 多角的な視点から支援方針や候補者・チームを検討する仕組みがない	15
5 地域の相談支援機関、市町村等の制度に対する理解・意識が広まっていない	15
6 制度が必要と思われる対象者を早期把握する仕組み	13
7 困難事例への対応(親族間の紛争など)	13
8 地域の相談支援機関、市町村等において成年後見ニーズの適切な判断・見極めがなされない	12
9 地域の相談支援機関、市町村等との役割分担が不十分	8
10 判断に迷う際の専門職の参加による助言・仕組み	5
11 申立書類作成のハードルが高い	2
12 その他	45
計	204

(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

● 「1）申立に関わる相談・支援」が8割以上、「5）市民後見人の育成・活動支援」では約6割において取り組まれている。自由記載の課題としては、「専門職団体等との連携が十分でない」として、候補者推薦の検討の場や専門職団体からの候補者推薦を受ける仕組みが整っていないことなどがあげられていた。市民後見人の育成・活動支援については、取り組みがなされている一方、育成した後の活動の場の保持が難しい等の意見が多くあげられていた。

図表 2-2-17 「成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)」における取り組み状況



図表 3-2-18 「成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)」において特に課題と感ずること

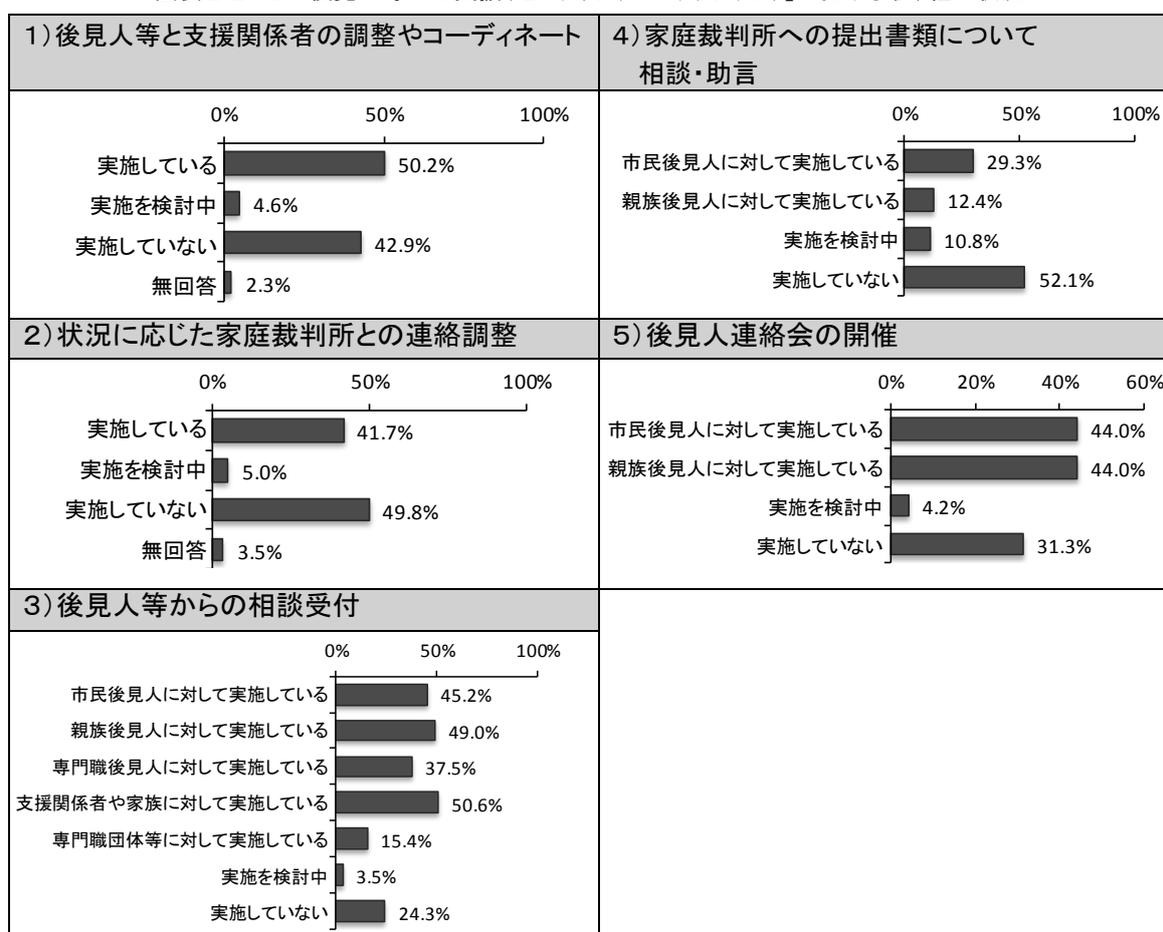
自由記入に記載のあった回答数: 117件

	分類	延べ件数
1	専門職団体等との連携が十分でない	18
2	複合課題・報酬が見込めない等のケースにおける候補者調整が難しい	13
3	適切な候補者がいない、少ない	12
4	市民後見人や法人後見の育成・活動支援	12
5	候補者推薦の検討・協議を行う仕組みがない、推薦に時間がかかる	11
6	被後見人に関するアセスメントと適切な候補者推薦の見極めのためのノウハウがない、少ない	10
7	家庭裁判所との候補者等の情報共有のしくみ・連携が十分でない	8
8	申込み書類作成のハードルが高い	1
9	必要に応じて途中で後見人等が交代する仕組みが構築されていない	1
10	その他	48
	計	134

(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

- 1)～5)とも「実施している」が半数弱となっている。課題として、後見人受任後のモニタリング・バックアップにおいて、本人の生活を支えるための状況に応じた検討や後見人へのサポートなどに対応する職員のさらなるスキルアップが必要であることや、チーム支援にあたってのケース管理・把握を行う体制整備が不足している等の意見などが多くあげられていた。

図表 2-2-19 「後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)」における取り組み状況



図表 3-2-20 「成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)」において特に課題と感ずること

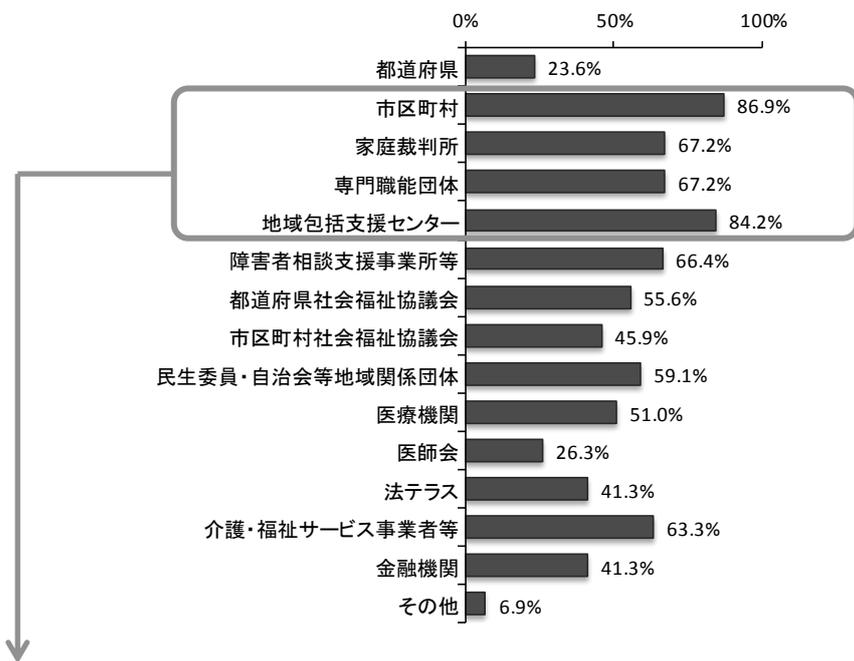
自由記入に記載のあった回答数: 147件

	分類	延べ件数
1	後見人等への支援や支援関係者との調整を担う職員の知識・スキル・体制が必要	29
2	後見人等の受任者に関する情報やニーズが把握できていない	20
3	家庭裁判所とセンターの相談機能(役割)の棲み分けや連携ができていない	14
4	支援チームの体制が構築されていない、調整・コーディネート体制が十分でない	13
5	モニタリングや再アセスメントの方法や視点がわからない	9
6	センターが申立に関わっていない(支援経過のない)ケースの後見人等のバックアップが難しい	8
7	選任された後見人の活動に疑問な点があっても確認・相談しづらい	8
8	後見人等が悩みを抱えたときに相談しやすい環境がない	8
9	適切な後見業務・実務の実践に向けた相談・助言が十分でない	7
10	市民後見人のモチベーションの維持、後見人同士の定期的な交流の場などバックアップの仕組みがない	7
11	専門家(法律・福祉・医療等)との協議・相談などバックアップ体制が構築されていない	6
12	その他	32
	計	161

⑦地域の関係機関等との連携

- 成年後見制度を推進するにあたり、連携している関係機関や団体等については、「市区町村」が86.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が84.2%、「家庭裁判所」「専門職能団体」がいずれも67.2%となっている。
- 連携上の課題を自由記載で回答してもらったところ、「市区町村」では、庁内関係部署との連携が十分でない、担当者によって理解度に差があるなどがあげられていた。また、「地域包括支援センター」では、個別ケースにおける役割分担がうまくできていない場合がある、センターによって成年後見制度の理解や取組姿勢に差があるなどの意見があげられていた。

図表 2-2-21 成年後見制度を推進するために連携している関係機関・団体



※具体的な連携内容としては主に以下のようなものがあげられていた。

【市区町村】

・定期的な会議(連絡会等)の開催・情報共有	45 件
・市長申立時の連携・調整	45 件
・日常業務における連絡調整、相談・助言等	30 件
・運営に関数r相談・助言、支援(財政面等)	19 件
・成年後見制度に係る講座、研修等	13 件 等

【地域包括支援センター】

・相談内容に応じた情報共有、ケース会議等	36 件
・個別ケースにおける相談支援・バックアップ	30 件
・定期的な会議・勉強会等への参加	27 件
・制度の普及啓発への協力(相談のつなぎ等)	17 件
・一次窓口としての初期相談対応、経過の共有	15 件 等

【家庭裁判所】

・定期的な会議(連絡会等)の開催・情報共有	39 件
・後見事務、制度に関する相談・助言・指導	36 件
・個別ケースに応じて随時の相談	30 件
・研修等への講師派遣・参加	20 件
・受任ケースに関する相談・情報共有	12 件 等

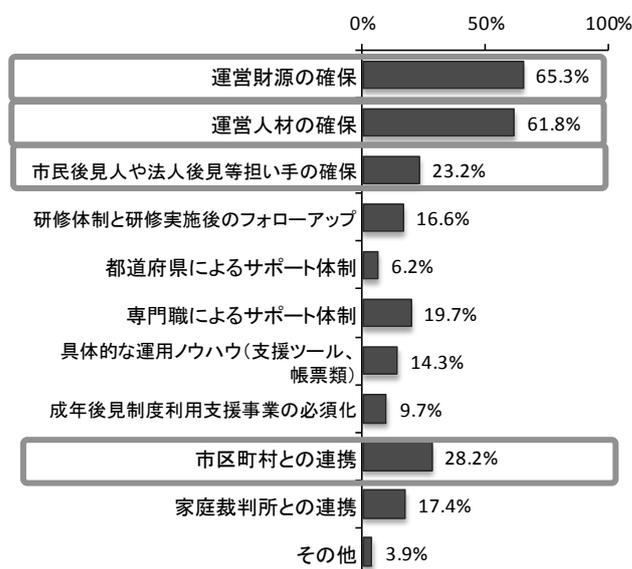
【専門職能団体】

・運営委員会等への参加・バックアップ	30 件
・後見人候補者・受任の依頼	30 件
・定期的な会議等への参加、情報共有	22 件
・研修への講師派遣・参加	22 件
・日常業務における専門的な相談・助言	18 件 等

⑧センター等の運営に必要な支援

- センター等の運営にあたり、現時点でどのような支援が必要と感じているかについては、「運営財源の確保」が65.3%と最も高く、次いで「運営人材の確保」が61.8%、「市区町村との連携」が28.2%、「市民後見人や法人後見等担い手の確保」が23.2%。
- 各支援内容についての主な意見を自由記載から抜粋すると次頁のようである。
- 「運営人材の確保」では、各センター等において、成年後見制度の専門的知識のほか、相談援助技術、関係機関との連携などのスキル・経験等を有する職員や、そうした職員を養成する研修内容、継続的な人員体制の確保などを求める声などがあげられていた。また、人材研修においては、市民後見人の養成を含め、広域サポートへのニーズもうかがえた。
- 「市区町村との連携」では、前項の『地域の関係機関等との連携』でもあげられたように、行政内部の横断的連携のほか、首長申立における連携や、関係機関とのネットワーク構築、近隣市町村での広域連携・協力体制の構築など成年後見制度の利用促進に向けた自治体計画・施策の立案による取組の推進を求める意見などがあつた。
- 「市民後見人や法人後見等担い手の確保」では、これから市民後見人の養成・活用に取り組もうとするセンターからの具体的な取組事例や工夫に関する情報提供を求める声や、継続して担い手を確保するために、広域的な対応を含め、仕組みとして整備してほしいといったニーズなどがみられた。なお、基礎情報による調査対象機関の市民後見人養成人数実績は、平均32.9人に対し、活動者数は平均8.1人と少ない実態もあり（※）、養成後の担い手としての活動促進等が課題とひとつと考えられる。

図表 2-2-22 センター等の運営に必要な支援



【※参考】図表 2-2-23 市民後見人の養成人数実績 ※実施事業として「市民後見人の養成」と回答したセンター

	回答件数	平均
養成人数実績(平成29年度合計)	137件	32.9人
活動者数(平成29年度合計)	142件	8.1人

※「運営人材の確保」「市区町村との連携」「市民後見人や法人後見等担い手の確保」に関する主な自由記載について抜粋すると、以下のようなものがあげられていた。

■運営人材の確保(自由記入回答数:125件)	
<p><全体の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談業務を始め、法人後見や後見支援員に関する業務を行うには人材不足である。専門的な知識のある職員増員のための人件費が必要である。 年々、多問題ケース、虐待ケース、困難ケースが増加している。対応できる人材が不足している。資格も重要だが、ソーシャルワーク実践の即戦力になる人材が必要。 <p><人材養成・研修等に対する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見制度の知識はもちろん、相談技術や個別援助技術、関係機関との連携などのスキルを要する業務であるが、それらを体系的に習得している人材が乏しい。また、それらを取得する研修の開催も乏しい。 後見制度の基本的なことに関する研修は多くあるが、実務や制度の奥深いことに関する研修がない。 人材の確保は一朝一夕にはできるものではない。特に権利擁護の領域は通常よりも様々な倫理的配慮や相談支援の知識・技術・経験が求められる。人材を継続的に育成するための十分なフォローアップ体制(スーパービジョン、事例検討、レベルに応じた研修の確保)を構築するための支援を検討してほしい。 <p><職員に求められる能力・経験・スキル等についての意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 必要とされる人材:成年後見制度に関する知識や経験を有する職員。地域包括や障害者相談支援事業所等と連携を図るために必要な知識を有する職員。専門職団体と連携を図るために必要な知識を有する職員。 センターのように困窮者が対象者の主体であると、福祉的課題も多岐に渡るので、虐待等のより困難な福祉的課題に対応できる技量のある人材が必要。 	<p><人材の確保に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉分野に精通した職員は多いが、後見制度の実務について経験のある職員が少ない。人事異動等を鑑みると、後見制度に特化した職員を育成する時間的な猶予が必要。 相談件数、法人後見受任数が増えていくことが予測され、対応する職員の増員が必要不可欠であるが、増員が認められることは難しいのが現状。市民後見人等との連携を密にすることで、新たな受任を行える体制をつくる必要がある。 センター職員の人材確保に苦慮している。専門職団体との協力体制により、後見に関する知識を持った専門職の力を借りることができればと考えている。 <p><職場内での相談体制に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々なケースに対応するためには専門性の高い人材を複数名育成し、日々の支援において職員同士が相談しながら業務にあたる必要がある。相談員の価値判断は極力介入させるべきではないが、相談相手が無く一人で支援を行っている、そうした感覚が鈍くなる可能性がある。 期待される役割を担う継続的な人材確保の体制が必要。異動があっても質を保てる体制づくりが必要。 <p><都道府県レベル等広域サポートに関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、市民後見人の養成講座を行っているが、可能であれば県や、県社協が主になって養成を行っていただけると助かる。人材確保に限界があり、後見制度を必要とする人は増加するが、支える側のマンパワーが追いつかないところにきていると感じる。 専門性のある人材(社会福祉士等)を確保することが難しくなっており、都道府県単位で人材育成を行い、雇用先を紹介できるような人材バンクの創設ができればよいのではと思う。
■市区町村との連携(自由記入回答数:49件)	
<ul style="list-style-type: none"> 中核機関を運営していく為に欠かせない行政内部の横の連携など行政全体の理解が必須となる。 介護保険や障害福祉サービス、生活困窮による就労支援や市営住宅の入居、ひとり親や子どもに対する支援など、相談内容は多岐にわたっている。こうした方々の地域生活を支援するため、市町村と様々な場面で連携する必要がある。成年後見制度については、市長申し立てを必要とするケースが多くなると思われる。 中核機関について、広域での取り組みも検討されているが、市町村によって温度差があるように感じる。他市町村との調整等、積極的な協力が必要と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政及び関係機関とのネットワークの構築。市民後見人の養成と活動の推進(養成研修の企画運営、適正のある候補者確保のための広報周知、受任調整等)。運営体制整備に向けたバックアップ体制。 現在の成年後見制度の利用状況における課題について、後見の担い手である専門職や親族後見人、支援関係者と共有し、利用促進に向け参画することが必要だと考えます。そのためにも自治体が主体となり必要な施策を計画に盛り込み、取組を進めていく必要があると考えます。 行政も対象とした、成年後見制度や市長申立等の理解を深める研修。
■市民後見人や法人後見等担い手の確保(自由記入回答数:44件)	
<p><具体的な手法等についての情報提供を望む意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手を確保するための市民後見人養成講座の具体的な運営方法や周知方法、また、活動方法について情報提供いただきたい。 市民後見人養成研修を毎年実施しているが、受講人数が減少しているため、担い手の確保が必要。実施方法や広報に工夫が必要となってきている。 <p><担い手確保のための仕組みづくりについての意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も不足するであろう成年後見の担い手をカバーするために、市民後見人や法人後見における法人後見支援員などが重要になってくるが、継続して担い手を確保するためにシステムとして整備してほしい。 	<p><広域的な対応の必要性についての意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人の育成研修を広域で行うことにより、各自治体や各センターの予算的、事務的負担を減らすことができる。 市民後見人養成講座を毎年開催しているが、年々参加者が減少している。また本土地域同様に、島でも開催を考えているが、講師の人材不足、受講者が集まるのかといった課題がある。法人後見事業では知識やスキルを身につける必要があり人材確保、並びにその方たちをフォローする体制に人員的な不安がある。 <p><法人後見についての意見></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人後見支援員としての実務経験が詰める体制がないため、法人後見の組織強化を図ってほしい。

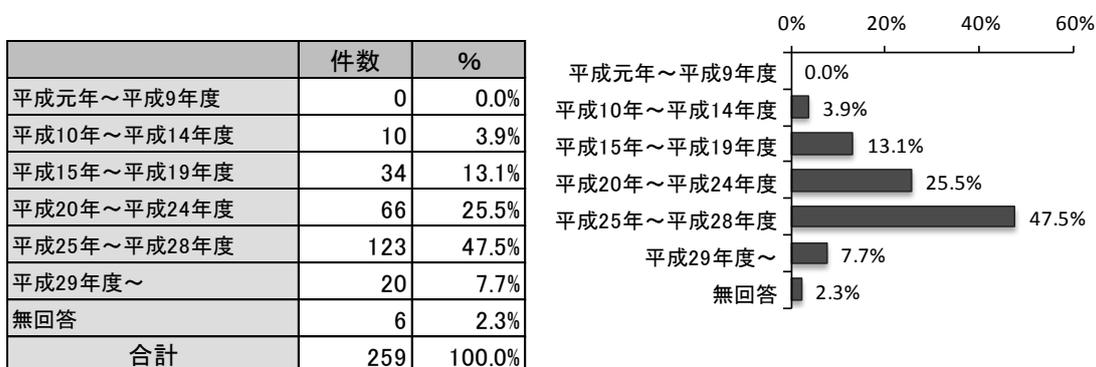
(3) 権利擁護センター等アンケート調査集計分析結果

1) センター等の運営体制

①設置時期

センターの設置時期については、「平成25年～平成28年度」が47.5%と最も高く、次いで「平成20年～平成24年度」が25.5%となっている。

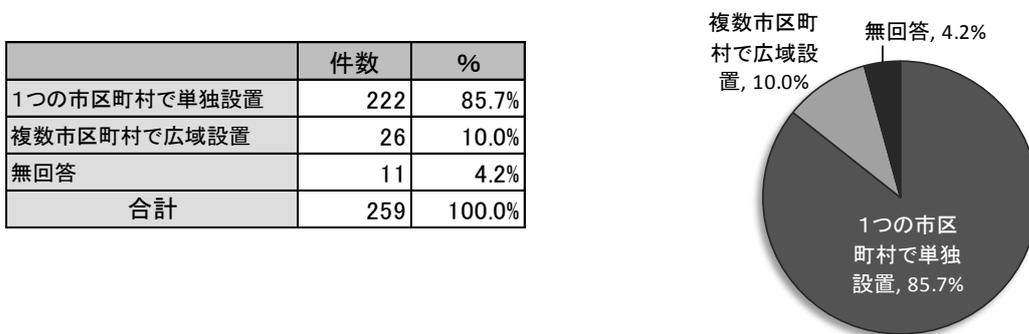
図表 2-3-1 設置時期



②設置方法

センターの設置方法については、「1つの市区町村で単独設置」が85.7%、「複数市区町村で広域設置」が10.0%となっている。

図表 2-3-2 設置方法



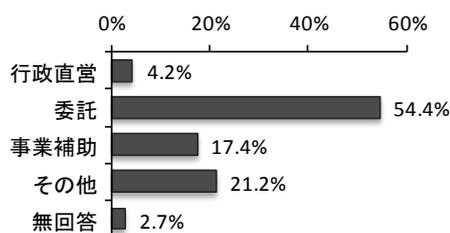
③運営方法

運営方法については、「委託」が54.4%と最も高く、次いで「その他」が21.2%、事業補助が17.4%となっている。

なお、「その他」としては、「委託と事業補助」「社協の単独事業」「委託と事業補助とその他」などがあげられていた。

図表 2-3-3 運営方法

	件数	%
行政直営	11	4.2%
委託	141	54.4%
事業補助	45	17.4%
その他	55	21.2%
無回答	7	2.7%
合計	259	100.0%

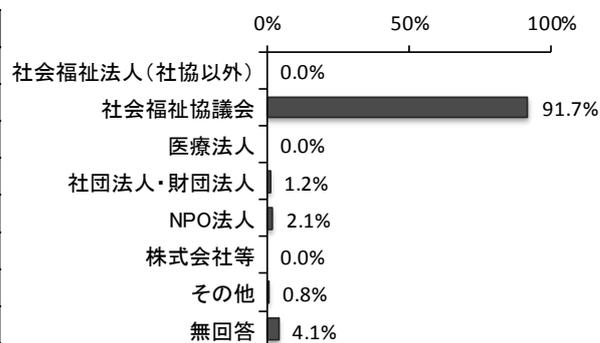


- ※その他
- ・委託+事業補助 (11)
 - ・社協の単独事業 (8)
 - ・委託+事業補助+その他 (5)
 - ・委託+その他 (3)
 - ・共同運営等
 - ・市が設置した一般社団法人等

また、運営方法が「委託」「事業補助」「その他」と回答したセンター241件に、運営主体をたずねたところ、「社会福祉協議会」が91.7%と最も高く、9割を超えている。

図表 2-3-4 運営主体 ※「委託」「事業補助」「その他」と回答したセンター

	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	0	0.0%
社会福祉協議会	221	91.7%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	3	1.2%
NPO法人	5	2.1%
株式会社等	0	0.0%
その他	2	0.8%
無回答	10	4.1%
合計	241	100.0%



④運営費（平成 30 年度予算額）

運営費（平成 30 年度予算額）については、「運営費全体」の平均額は 20,865,369 円、「行政からの委託」は 9,448,884 円、「行政からの補助」は 6,776,123 円となっている。

図表 2-3-5 運営費(平成 30 年度予算額)

	回答件数	平均金額
全体	247件	20,865,369円
行政からの委託	242件	9,448,884円
行政からの補助	242件	6,776,123円
後見報酬	243件	1,748,708円
自主財源	242件	966,214円
その他	244件	2,166,229円

人口規模別にみると、「運営費全体」の平均額は、人口規模が「1 万人未満」では 4,511,263 円、「1 万人以上 5 万人未満」では 8,156,944 円、「30 万人以上」では 44,409,553 円となっており、人口規模が大きくなるにつれ運営費は高くなっている。

図表 2-3-6 運営費(人口規模別)

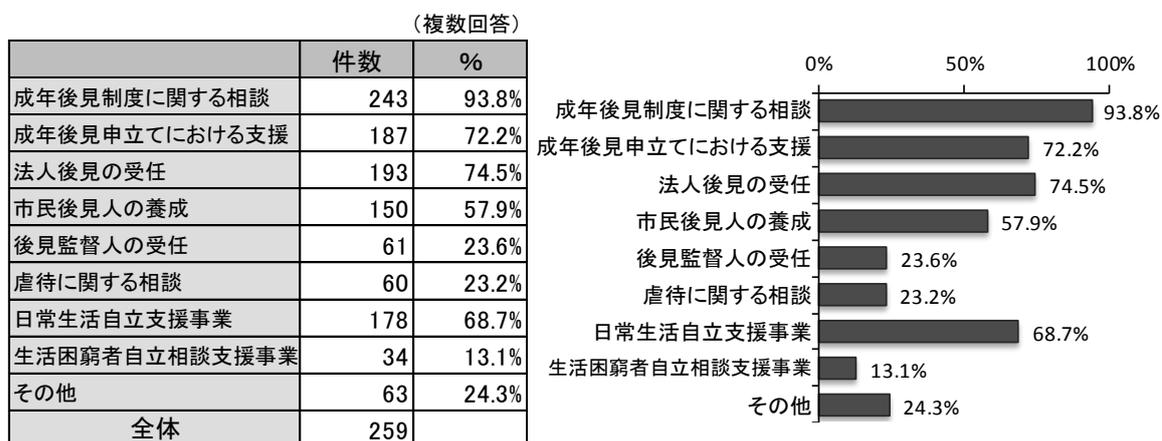
		全体
回答件数		247件
全体		20,865,369円
人口規模別	1万人未満	4,511,263円
	1万人以上5万人未満	8,156,944円
	5万人以上10万人未満	12,624,607円
	10万人以上30万人未満	20,161,273円
	30万人以上	44,409,553円

		行政からの委託	行政からの補助	後見報酬	自主財源	その他
回答件数		189件	189件	190件	190件	191件
全体		9,448,884円	6,776,123円	1,748,708円	966,214円	2,166,229円
人口規模別	1万人未満	2,910,944円	1,030,722円	337,000円	213,111円	255,895円
	1万人以上5万人未満	3,412,886円	1,778,318円	830,545円	215,511円	1,563,668円
	5万人以上10万人未満	7,104,065円	2,921,087円	1,224,609円	500,783円	874,000円
	10万人以上30万人未満	7,880,000円	7,025,216円	1,071,897円	1,371,502円	3,038,251円
	30万人以上	20,184,544円	15,223,003円	4,252,387円	1,631,923円	3,117,702円

⑤実施している事業

実施している事業については、「成年後見制度に関する相談」が93.8%と最も高く、次いで「法人後見の受任」が74.5%、「成年後見申立てにおける支援」が72.2%となっている。

図表 2-3-7 実施している事業



- ※その他
- ・ 広報、普及啓発活動 (10)
 - ・ 財団保全管理サービス (3)
 - ・ エンディング事業 (2)
 - ・ 安心生活支援事業 (2)
 - ・ 総合相談事業
 - ・ 福祉サービス総合支援事業 (4)
 - ・ 貸付 (3)
 - ・ 市民後見人の活動支援、監督 (2)
 - ・ 苦情解決
 - ・ 高齢者住宅支援サービス 等

人口規模別にみると、最も割合が高い項目は、いずれも「成年後見制度に関する相談」となっているが、2番目に割合が高い項目は、「1万人未満」では「日常生活自立支援事業」が90.5%、「30万人以上」では「市民後見人の養成」が80.7%となっており、人口規模により実施している事業の割合が異なっている。

図表 2-3-8 実施している事業(人口規模別)

	人口規模別	最も割合が高い項目						2番目に割合が高い項目 (複数回答)			全体
		成年後見制度に関する相談	成年後見申立てにおける支援	法人後見の受任	市民後見人の養成	後見監督人の受任	虐待に関する相談	日常生活自立支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	その他	
1万人未満	21	15	16	7	1	7	19	5	4	21	
		100.0%	71.4%	76.2%	33.3%	4.8%	33.3%	90.5%	23.8%	19.0%	
1万人以上5万人未満	47	37	37	27	3	16	35	11	10	52	
		90.4%	71.2%	71.2%	51.9%	5.8%	30.8%	67.3%	21.2%	19.2%	
5万人以上10万人未満	45	35	37	24	9	7	36	8	13	48	
		93.8%	72.9%	77.1%	50.0%	18.8%	14.6%	75.0%	16.7%	27.1%	
10万人以上30万人未満	77	60	59	46	24	17	52	7	18	81	
		95.1%	74.1%	72.8%	56.8%	29.6%	21.0%	64.2%	8.6%	22.2%	
30万人以上	53	40	44	46	24	13	36	3	18	57	
		93.0%	70.2%	77.2%	80.7%	42.1%	22.8%	63.2%	5.3%	31.6%	
合計	243	187	193	150	61	60	178	34	63	259	
		93.8%	72.2%	74.5%	57.9%	23.6%	23.2%	68.7%	13.1%	24.3%	

ア) 申立て支援件数（平成 29 年度実績）

実施している事業で「成年後見申立てにおける支援」を実施していると回答したセンター187 件に申立支援件数をたずねたところ、支援件数の平均は、「親族申立て支援」が 22.1 件、「首長申立て支援」が 10.9 件となっている。

図表 2-3-9 申立て支援件数(平成 29 年度実績) ※「成年後見申立てにおける支援」と回答したセンター

	回答件数	平均
合計	154件	61.9件
親族申立て支援	145件	22.1件
首長申立て支援	151件	10.9件
その他	141件	21.8件

イ) 法人後見の受任件数

実施している事業で「法人後見の受任」を実施していると回答したセンター 193 件に法人後見の受任件数をたずねたところ、受任件数の平均は、「過去の受任実績(累計)」の「後見」が 16.3 件、「保佐」が 3.8 件となっている。

図表 2-3-10 法人後見の受任件数 ※「法人後見の受任」と回答したセンター

	平成30年7月1日現在		過去の受任実績(累計)	
	回答件数	平均	回答件数	平均
合計	183件	13.9件	166件	24.0件
後見	186件	9.7件	165件	16.3件
保佐	183件	3.0件	162件	3.8件
補助	180件	0.7件	160件	0.9件
任意後見	181件	0.2件	161件	0.4件

ウ) 市民後見人の養成人数実績

実施している事業で「市民後見人の養成」を実施していると回答したセンター 150 件に市民後見人の養成人数実績をたずねたところ、養成人数の平均は、「養成人数実績」が 32.9 人、そのうち「活動者数」が 8.1 人となっている。

図表 2-3-11 市民後見人の養成人数実績 ※「市民後見人の養成」と回答したセンター

	回答件数	平均
養成人数実績(平成29年度合計)	137件	32.9人
活動者数(平成29年度合計)	142件	8.1人

エ) 後見監督人の受任件数

実施している事業で「後見監督人の受任」を実施していると回答したセンター61件に後見監督人の受任件数をたずねたところ、受任件数の平均は、「過去の受任件数実績(累計)」で「後見」が9.1件、「保佐」が0.8件となっている。

図表 2-3-12 後見監督人の受任件数 ※「後見監督人の受任」と回答したセンター

	平成30年7月1日現在		過去の受任実績(累計)	
	回答件数	平均	回答件数	平均
合計	59件	8.4件	56件	15.9件
後見	60件	6.4件	53件	9.1件
保佐	59件	1.1件	53件	0.8件
補助	58件	0.6件	53件	0.2件
任意後見	57件	0.1件	54件	0.0件

2) 職員体制

①センター業務に関わる職員の勤務形態・資格等

センター業務に関わる職員の人数の1カ所あたりの平均人数は5.2人となっている。

図表 2-3-13 センター業務に関わる職員の人数

	回答件数	全職員数	1カ所あたり平均人数
全職員	256件	1,325人	5.2人

※人数が「無回答」を除く機関 256カ所について集計

人口規模別に職員数の平均をみると、人口規模が「1万人未満」では2.2人、「30万人以上」では9.0人となっている。

職員の雇用形態別に職員数の平均をみると、人口規模が「1万人未満」では、正規職員が2.1人で、職員全体に対する正規職員の割合は95.3%となっている。

一方、「30万人以上」では、正規職員は4.3人で、職員全体に対する正規職員の割合は47.4%となっており、人口規模が大きくなるにつれ正規職員の割合が低くなっている。

図表 2-3-14 職員の雇用形態別平均人数(人口規模別)

	回答件数 (カ所)	職員数	雇用形態別		
			正規	非正規常勤	非正規非常勤
全体	256件	5.2人 100.0%	3.0人 57.1%	1.2人 23.2%	1.0人 19.5%
1万人未満	20件	2.2人 100.0%	2.1人 95.3%	0.1人 4.7%	0.0人 0.0%
1万人以上5万人未満	50件	3.4人 100.0%	2.3人 69.2%	0.7人 21.3%	0.3人 9.5%
5万人以上10万人未満	48件	4.7人 100.0%	2.9人 62.9%	1.0人 20.5%	0.9人 18.2%
10万人以上30万人未満	81件	4.7人 100.0%	2.7人 57.4%	1.3人 27.3%	0.7人 15.3%
30万人以上	57件	9.0人 100.0%	4.3人 47.4%	2.1人 23.9%	2.6人 28.6%

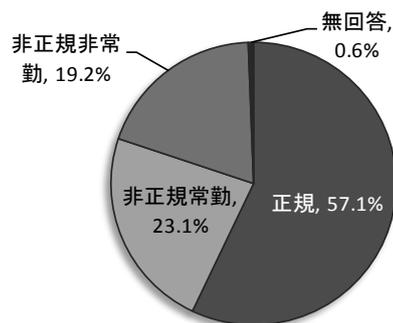
回答のあったセンターの業務に携わる全職員 1,325 人について、雇用形態、資格等については下記のとおりである。

・雇用形態

雇用形態については、「正規」が 57.1%、「非正規常勤」が 23.1%、「非正規非常勤」が 19.2%となっている。

図表 2-3-15 雇用形態

	件数	%
正規	756	57.1%
非正規常勤	306	23.1%
非正規非常勤	255	19.2%
無回答	8	0.6%
合計	1,325	100.0%

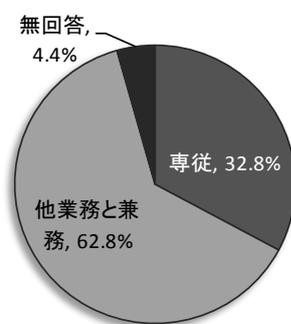


・業務状況

業務状況については、「他業務と兼務」が 62.8%、「専従」32.8%となっている。

図表 2-3-16 業務状況

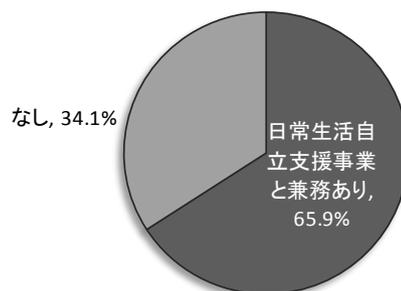
	件数	%
専従	435	32.8%
他業務と兼務	832	62.8%
無回答	58	4.4%
合計	1,325	100.0%



また、「他業務と兼務」の 832 人の日常生活自立支援事業と兼務の有無については、「日常生活自立支援事業と兼務あり」が 65.9%、「なし」が 34.1%となっている。

図表 2-3-17 日常生活自立支援事業と兼務の有無

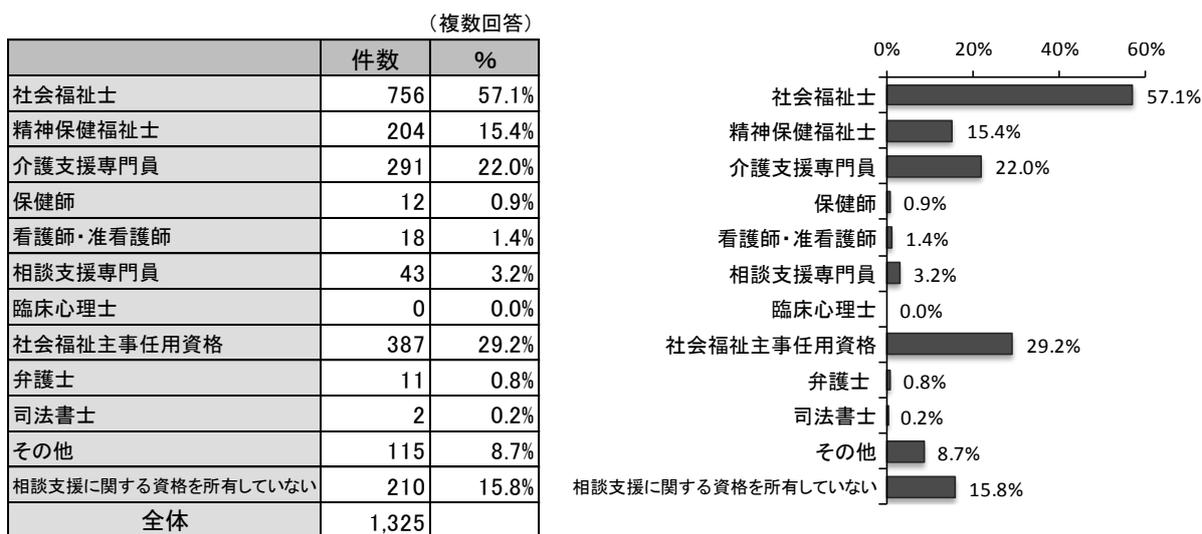
	件数	%
日常生活自立支援事業と兼務あり	548	65.9%
なし	284	34.1%
合計	832	100.0%



・保有資格

保有資格については、「社会福祉士」が57.1%と最も高く、次いで「社会福祉主事任用資格」が29.2%、「介護支援専門員」が22.0%となっている。

図表 2-3-18 保有資格

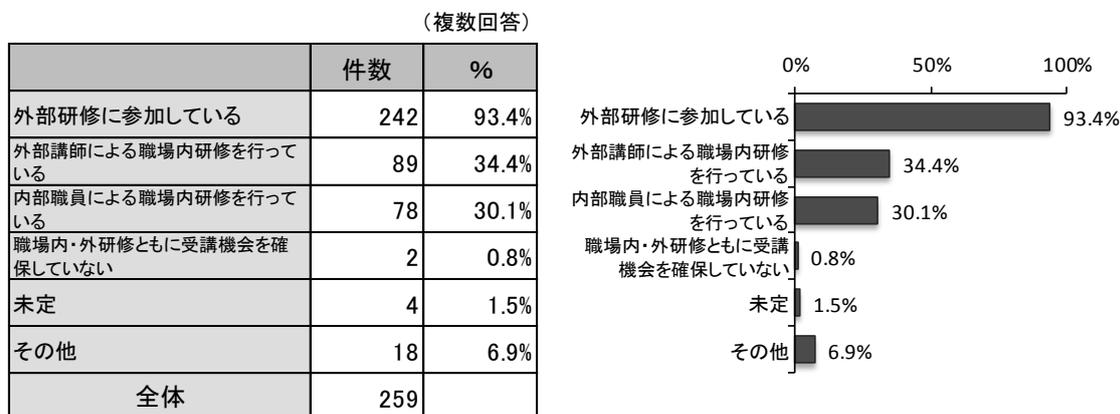


3) 職員へ支援

①人材育成のための研修を受講する体制

人材育成のために研修を受講する体制があるかについては、「外部研修に参加している」が93.4%と最も高く、次いで「外部講師による職場内研修を行っている」が34.4%、「内部職員による職場内研修を行っている」が30.1%となっている。

図表 2-3-19 人材育成のための研修を受講する体制

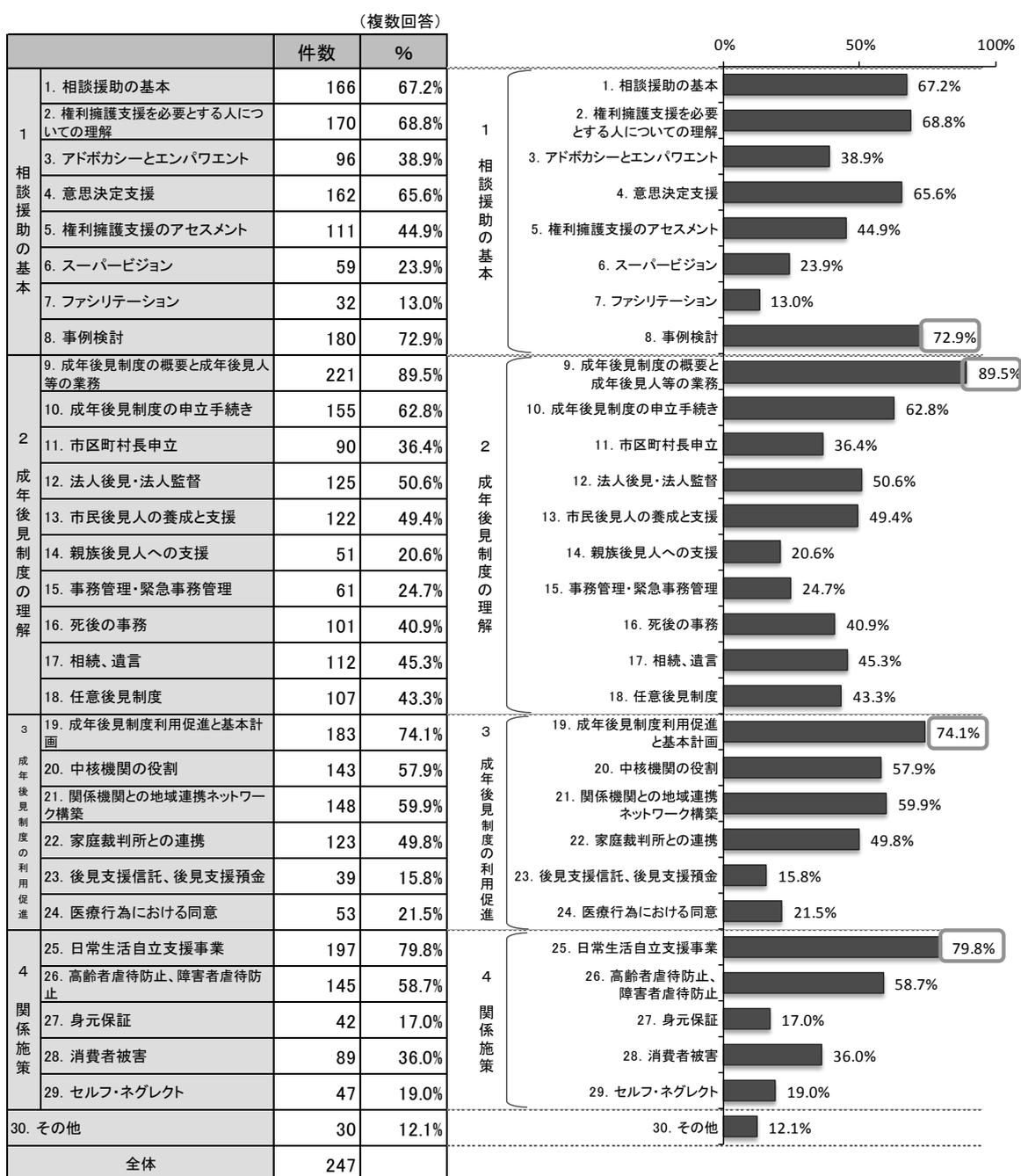


②これまでに実施した(受講させた)研修(講義・演習)

研修を受講する体制で「外部研修に参加している」「外部講師による職場内研修を行っている」「外部職員による職場内研修を行っている」と回答したセンター247件に、これまでにどのような研修を実施したかをたずねたところ、「9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務」が 89.5%と最も高く、次いで「25. 日常生活自立支援事業」が 79.8%、「19. 成年後見制度利用促進と基本計画」が 74.1%、「8. 事例検討」が 72.9%となっている。

図表 2-3-20 これまでに実施した(受講させた)研修(講義・演習)

※「外部研修に参加している」「外部講師による職場内研修を行っている」「外部職員による職場内研修を行っている」と回答したセンター



※「30. その他」

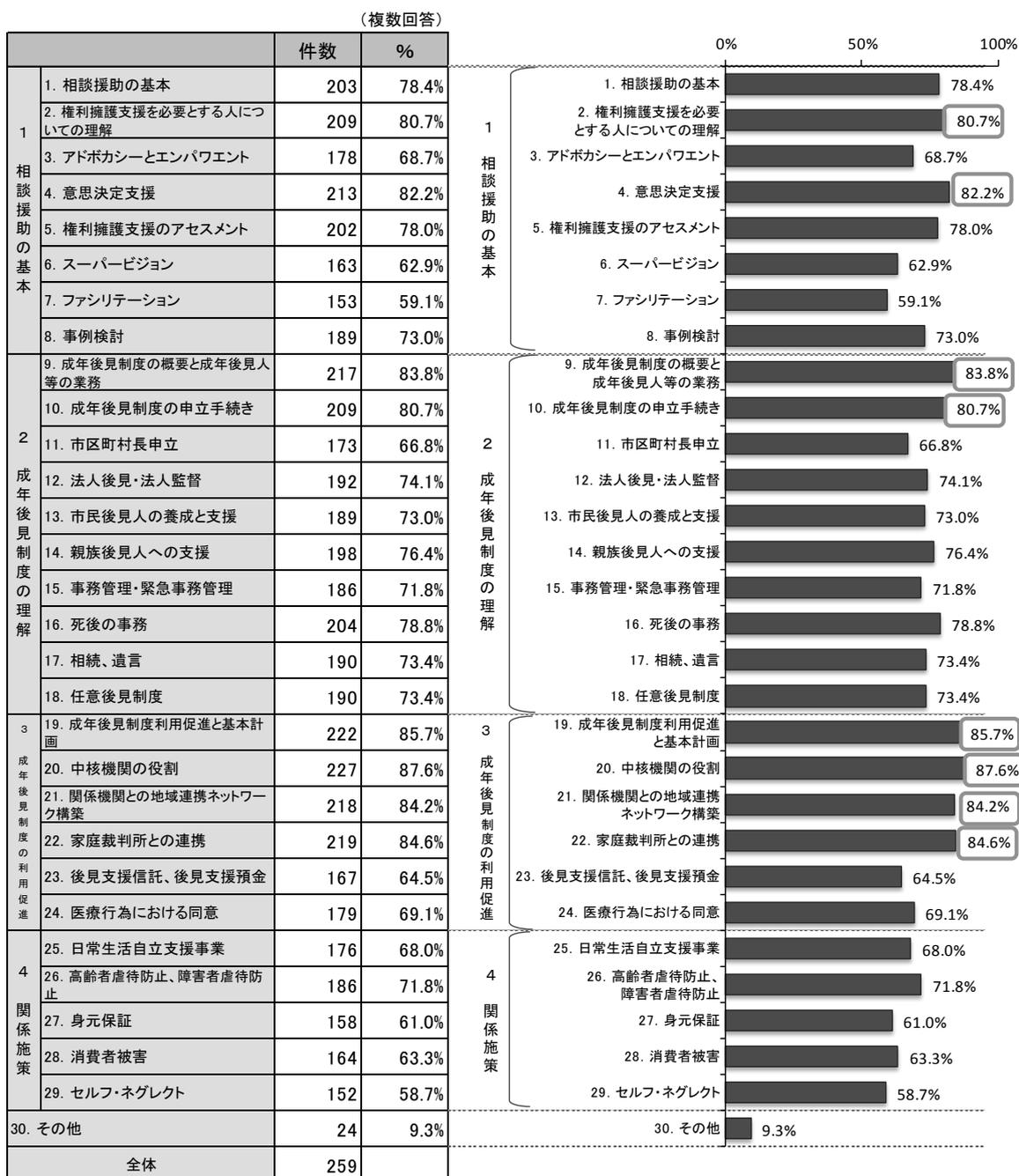
- ・ 接遇とマナー (3)
- ・ 地域福祉、ボランティア、介護保険、障害福祉、社会保障等制度
- ・ 生活困窮者自立支援法、生活福祉資金貸付制度、生活困窮者レスキュー事業
- ・ 介護保険及び障害者の各種制度について
- ・ 生活保護制度、年金制度、介護保険制度、葬儀埋葬の基礎知識
- ・ 高齢者の住まいに関すること
- ・ ピアスーパービジョン
- ・ 精神障がい者への支援にかかわる研修に重点的に参加している
- ・ 多職種連携に関すること。法律に関すること。
 - ・ 地域福祉推進セミナー、社会福祉協議会活動全国会議、日本司法支援センター研修会、生活支援コーディネーター養成研修、中堅職員研修、多機関協働による包括的相談支援体制
- ・ 開設して2年半、上記のような相談援助の研修には行けない。
専門職2名は職能団体が主催している研修に自主参加してきた。成年後見制度の理解は市民後見人養成講座を主催しながら傍聴している

等

③人材育成にあたり必要だと思う研修（講義・演習）

中核機関の人材育成にあたってどのような研修が必要だと思うかをたずねたところ、「20. 中核機関の役割」が 87.6%と最も高く、次いで「19. 成年後見制度利用促進と基本計画」が 85.7%、「22. 家庭裁判所との連携」が 84.6%、「21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築」が 84.2%となっている。また、「9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務」「4. 意思決定支援」「2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解」「10. 成年後見制度の申立て手続き」についてもそれぞれ 8 割を超えている。

図表 2-3-21 人材育成にあたり必要だと思う研修(講義・演習)



※「30. その他」

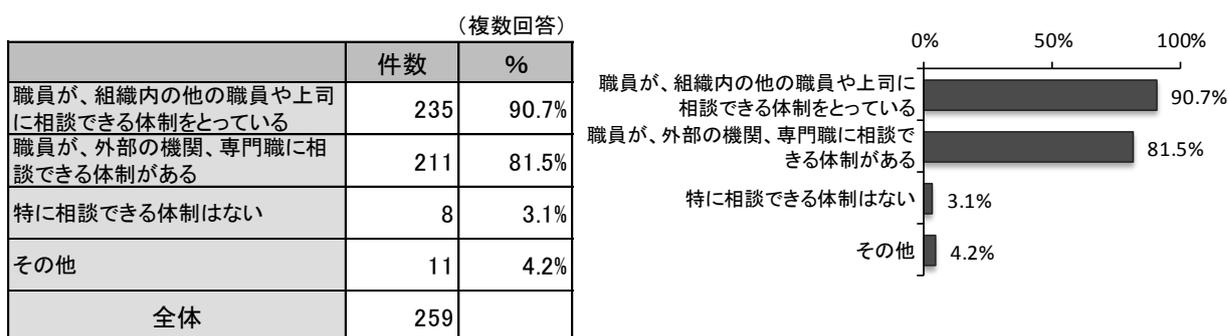
- ・ 家族信託、家計相談、戸籍の読み方
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 地域福祉、地域資源
- ・ 民法の基礎知識
- ・ 当事者の話を聞く機会
- ・ 地域包括ケアシステムなどの地域福祉の分野
- ・ 介護相談員派遣事業、生活困窮者自立支援制度、地域福祉の基本的理解、合理的配慮、認知症理解、矯正施設からの地域移行
- ・ エンディングノートなどの知識、高齢・障害等福祉施策の動向、欠格条項見直し等施策動向
- ・ ①民法全般の基礎的知識②行政法全般の基礎的知識③広報活動を担うためのスキル

等

④職員が相談できる体制

センターでは、職員が相談できる体制を整えているかをたずねたところ、「職員が、組織内の他の職員や上司に相談できる体制をとっている」が 90.7%、「職員が、外部の機関、専門職に相談できる体制がある」が 81.5%、「特に相談できる体制はない」が 3.1%となっている。

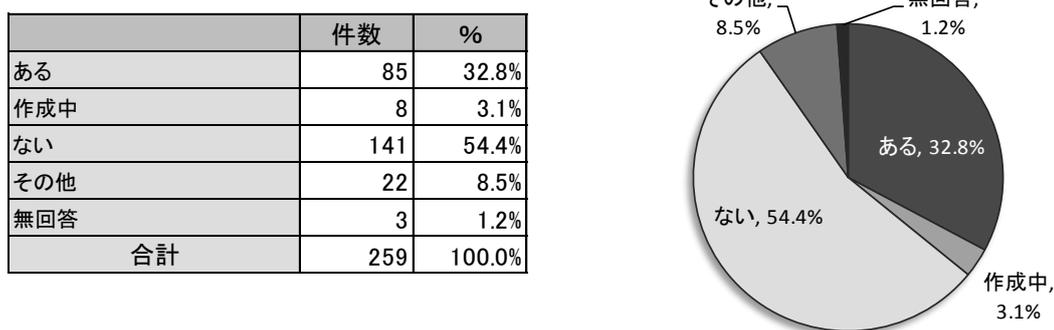
図表 2-3-22 職員が相談できる体制



⑤職員が業務で使用するマニュアルやフロー図等の有無

センターでは、職員が業務で使用するマニュアルや支援の流れに関するフロー図等があるかをたずねたところ、「ない」が 54.4%、「ある」が 32.8%となっている。

図表 2-3-23 職員が業務で使用するマニュアルやフロー図等の有無



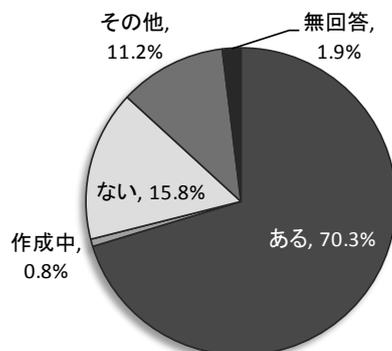
- ※その他
- ・研修資料を参考としている
 - ・日常生活自立支援事業について作成
 - ・センター運営要綱により実施
 - ・県社協が作成したマニュアル等を使用
 - ・市民後見人後見監督関係のみ
 - ・書籍、法人後見の手びき
 - ・行政との仕様書に基づき運営
 - ・法人後見受任要綱、後見等監督業務実施要綱等

⑥業務で使用している書式の有無

センターでは、職員が業務で使用している書式（申立書類を除く）や帳票類等があるかをたずねたところ、「ある」が70.3%、「ない」が15.8%となっている。

図表 2-3-24 業務で使用している書式の有無

	件数	%
ある	182	70.3%
作成中	2	0.8%
ない	41	15.8%
その他	29	11.2%
無回答	5	1.9%
合計	259	100.0%



- ※その他
- ・ 研修資料を参考としている
 - ・ 相談支援システム（ソフト）に入力している。
 - ・ PCでのシステム管理
 - ・ 「相談受付票」を用意し、相談に対応
 - ・ 日常生活自立支援事業の様式を主に使用
 - ・ 必要に応じて他事業で使用している相談票を活用している
 - ・ 地域福祉権利擁護事業の書式を使用している
- 等

4) 成年後見制度の利用支援の各段階における役割・機能に関する取り組み状況

【広報・啓発】

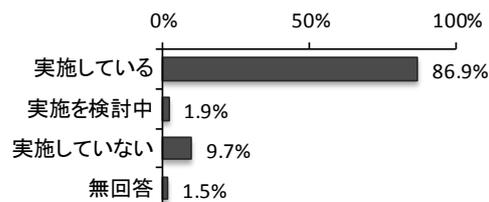
①業務に関する窓口設置についての取り組み

ア) 研修・講演会等による周知・広報

研修・講演会等による周知・広報については、「実施している」が86.9%、「実施していない」が9.7%となっている。

図表 2-3-25 研修・講演会等による周知・広報

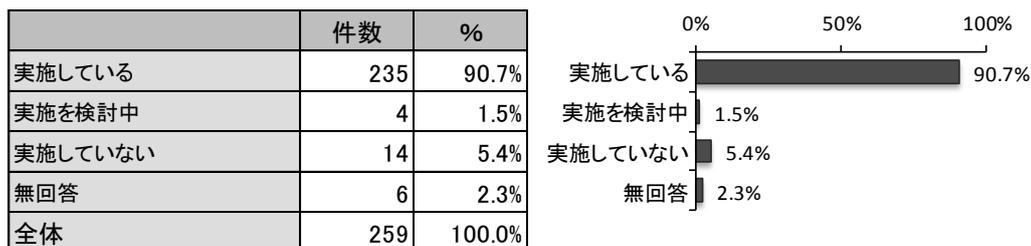
	件数	%
実施している	225	86.9%
実施を検討中	5	1.9%
実施していない	25	9.7%
無回答	4	1.5%
全体	259	100.0%



イ) 相談窓口を住民にわかりやすくするための工夫

住民に成年後見制度の相談を受けつけていることが分かるような工夫をしているかについては、「実施している」が90.7%、「実施していない」が5.4%となっている。

図表 2-3-26 相談窓口を住民にわかりやすくするための工夫



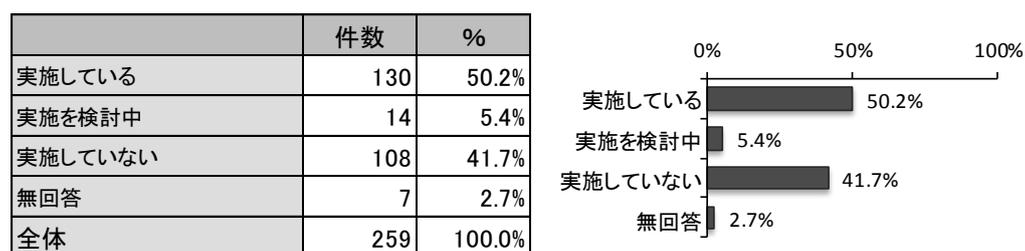
【相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）】

②利用者ニーズの見極めと適切な支援につなげるための仕組み

ア) 権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチする取り組み

定期的な見守りなど、権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチするための取り組みの実施については、「実施している」が50.2%、「実施していない」が41.7%となっている。

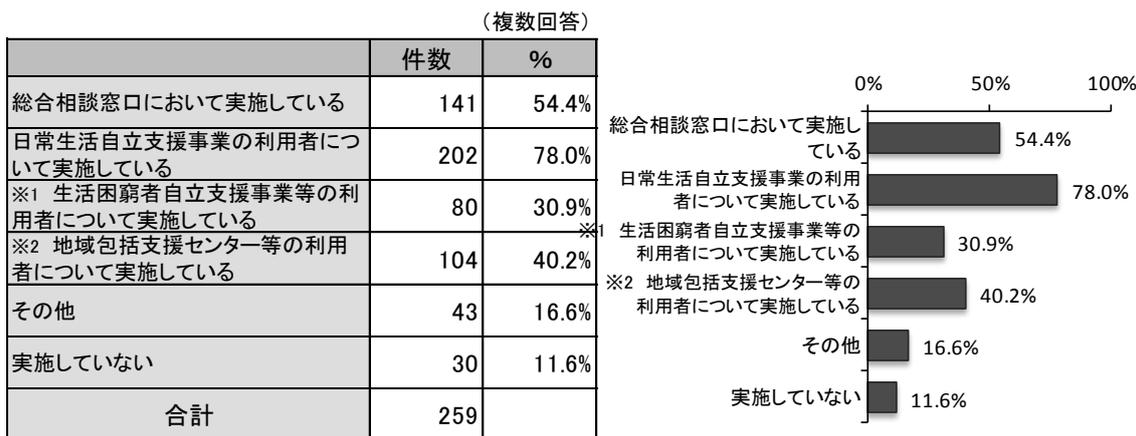
図表 2-3-27 権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチする取り組み



イ) 成年後見制度の利用者ニーズを見極める取り組み

成年後見制度の利用者ニーズの見極めるための取り組みについては、「日常生活自立支援事業の利用について実施している」が78.0%、「総合相談窓口において実施している」が54.4%、「地域包括支援センター等の利用者について実施している」が40.2%となっている。

図表 2-3-28 成年後見制度の利用者ニーズを見極める取り組み

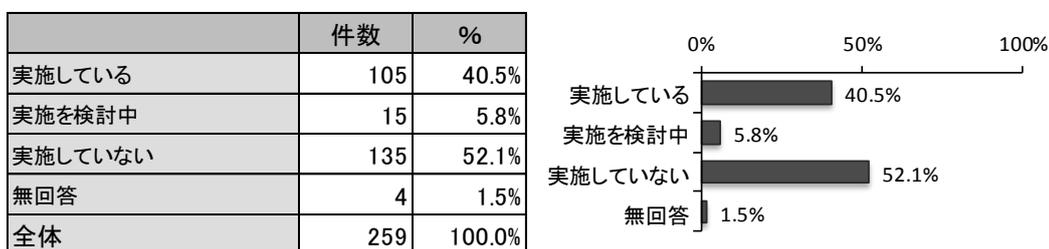


※1、※2には障がいの相談が含まれる

ウ) 検討会議への専門職派遣の仕組み

検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組みの実施については、「実施していない」が52.1%、「実施している」が40.5%となっている。

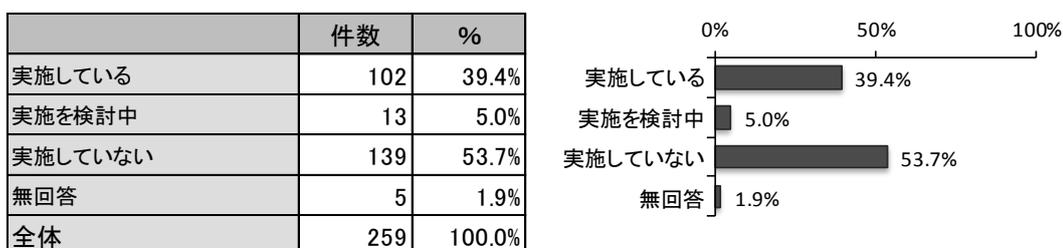
図表 2-3-29 検討会議への専門職派遣の仕組み



エ) 市区町村長申立ての判断のための検討会議

市区町村長申立ての判断のための検討会議の実施については、「実施していない」が53.7%、「実施している」が39.4%となっている。

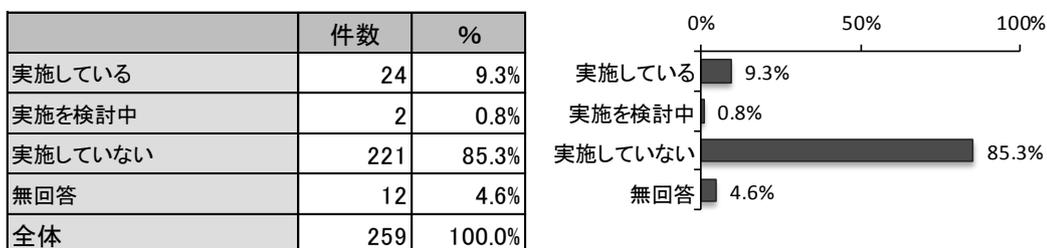
図表 2-3-30 市区町村長申立ての判断のための検討会議



オ) 任意後見利用者の監督人選任のタイミングに関する助言、サポート

任意後見契約を締結している利用者の監督人選任のタイミングに関する助言、サポートの実施については、「実施していない」が85.3%、「実施している」が9.3%となっている。

図表 2-3-31 任意後見利用者の監督人選任タイミングに関する助言、サポート



【成年後見制度の利用促進(候補の推薦等)】

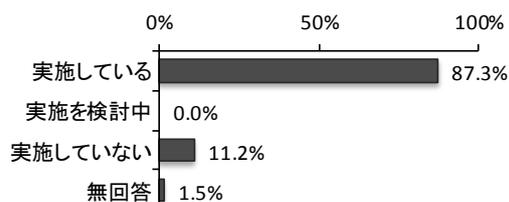
①後見開始に向けた本格調整及び申立ての実施についての仕組み

ア) 申立に関わる相談・支援

申立に関わる相談・支援の実施については、「実施している」が87.3%、「実施していない」が11.2%となっている。

図表 2-3-32 申立に関わる相談・支援

	件数	%
実施している	226	87.3%
実施を検討中	0	0.0%
実施していない	29	11.2%
無回答	4	1.5%
全体	259	100.0%

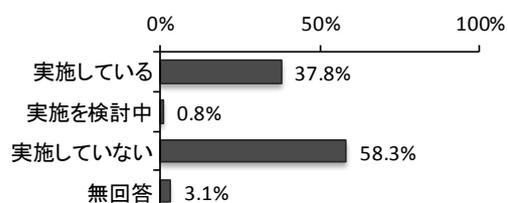


イ) 診断書作成の支援

診断書作成の支援の実施については、「実施していない」が58.3%、「実施している」が37.8%となっている。

図表 2-3-33 診断書作成の支援

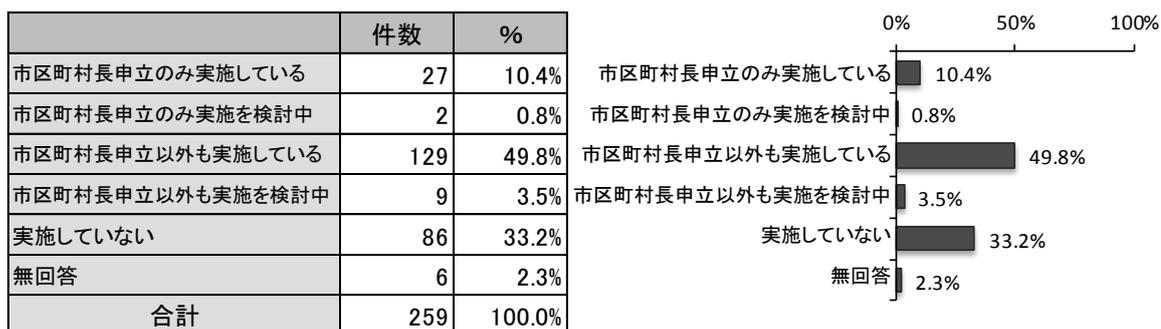
	件数	%
実施している	98	37.8%
実施を検討中	2	0.8%
実施していない	151	58.3%
無回答	8	3.1%
全体	259	100.0%



ウ) 申立前の候補者推薦のための検討会議

申立前に、適切な候補者を推薦するための検討会議(受任調整会議等)については、「市区町村長申立以外も実施している」が49.8%、「実施していない」が33.2%、「市区町村長申立のみ実施している」が10.4%となっている。

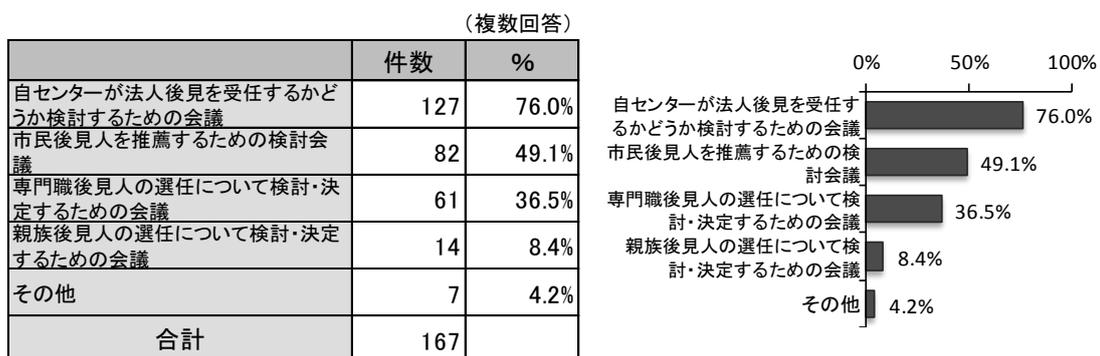
図表 2-3-34 申立前の候補者推薦のための検討会議



■ 検討会議の主な内容

申立前の候補者推薦のための検討会議を、「実施」または「検討中」と回答したセンター167件に検討会議の主な内容についてたずねたところ、「自センターが法人後見を受任するかどうか検討するための会議」が76.0%と最も高く、次いで「市民後見人を推薦するための検討会議」が49.1%、「専門職後見人の選任について検討・決定するための会議」が36.5%となっている。

図表 2-3-35 検討会議の主な内容 ※検討会議を「実施」または「検討中」と回答したセンター

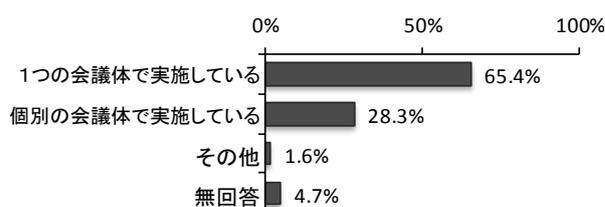


■ 検討会議の開催方法

検討会議の主な内容で「その他」以外の回答をしたセンター127件に検討会議の開催・運営方法についてたずねたところ、「1つの会議体で実施している」が65.4%と最も高く、次いで「個別の会議体で実施している」が28.3%となっている。

図表 2-3-36 検討会議の開催方法 ※主な内容で「その他」以外の回答をしたセンター

	件数	%
1つの会議体で実施している	83	65.4%
個別の会議体で実施している	36	28.3%
その他	2	1.6%
無回答	6	4.7%
全体	127	100.0%

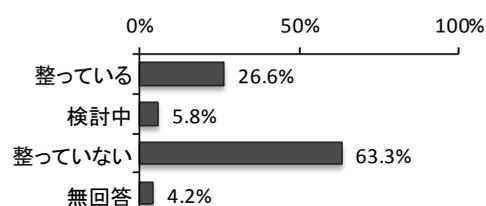


工) 専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組み

専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組みについては、「整っていない」が63.3%、「整っている」が26.6%となっている。

図表 2-3-37 専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組み

	件数	%
整っている	69	26.6%
検討中	15	5.8%
整っていない	164	63.3%
無回答	11	4.2%
全体	259	100.0%

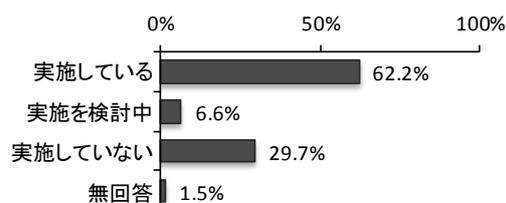


オ) 市民後見人の育成・活動支援

市民後見人の育成・活動支援については、「実施している」が62.2%、「実施していない」が29.7%となっている。

図表 2-3-38 市民後見人の育成・活動支援

	件数	%
実施している	161	62.2%
実施を検討中	17	6.6%
実施していない	77	29.7%
無回答	4	1.5%
全体	259	100.0%

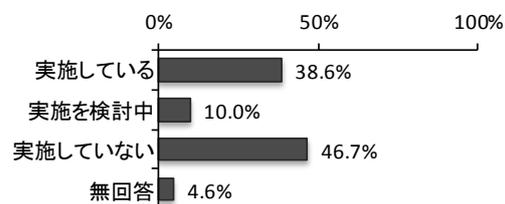


カ) 法人後見の担い手の育成・活動支援

法人後見の担い手の育成・活動支援については、「実施していない」が46.7%、「実施している」が38.6%となっている。

図表 2-3-39 法人後見の担い手の育成・活動支援

	件数	%
実施している	100	38.6%
実施を検討中	26	10.0%
実施していない	121	46.7%
無回答	12	4.6%
全体	259	100.0%



【後見人等への支援段階(モニタリング・バックアップ)】

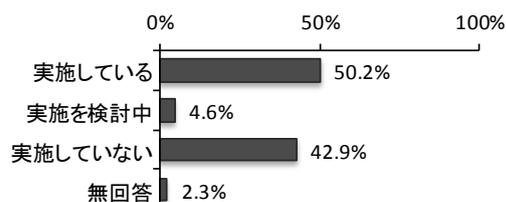
①後見開始後の継続的な支援のための仕組み

ア) 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

支援会議や顔合わせ等、支援関係者の調整やコーディネートの実施については、「実施している」が50.2%、「実施していない」が42.9%となっている。

図表 2-3-40 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート

	件数	%
実施している	130	50.2%
実施を検討中	12	4.6%
実施していない	111	42.9%
無回答	6	2.3%
全体	259	100.0%



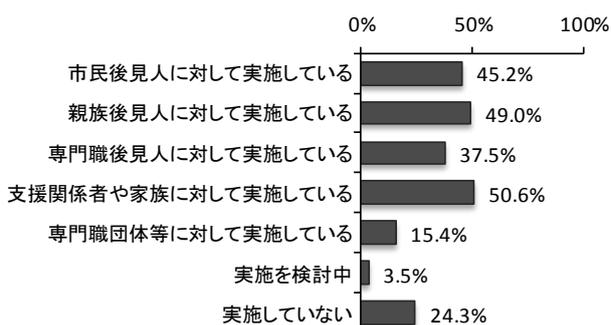
イ) 後見人等からの相談受付

後見人等からの相談受付については、「支援関係者や家族に対して実施している」が50.6%と最も高く、次いで「親族後見人に対して実施している」が49.0%、「市民後見人に対して実施している」が45.2%となっている。

図表 2-3-41 後見人等からの相談受付

(複数回答)

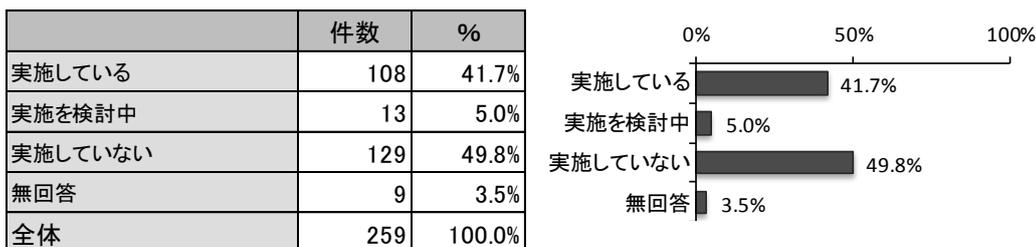
	件数	%
市民後見人に対して実施している	117	45.2%
親族後見人に対して実施している	127	49.0%
専門職後見人に対して実施している	97	37.5%
支援関係者や家族に対して実施している	131	50.6%
専門職団体等に対して実施している	40	15.4%
実施を検討中	9	3.5%
実施していない	63	24.3%
合計	259	



ウ) 状況に応じた家庭裁判所との連絡調整

本人の状況の変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整（必要と判断された場合、類型変更や後見人の応対等の検討へ）の実施については、「実施していない」が49.8%、「実施している」が41.7%となっている。

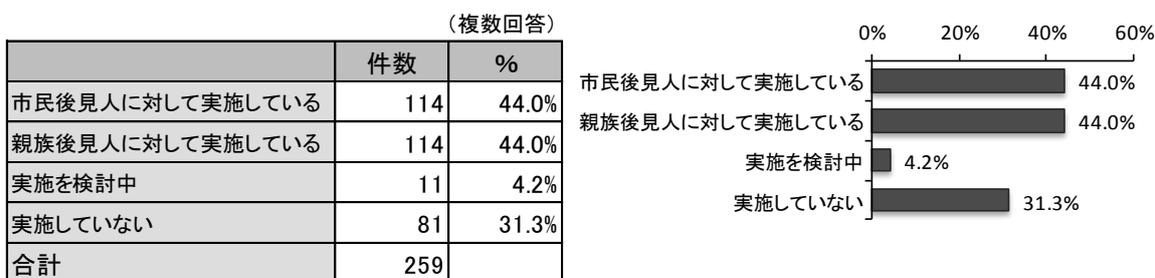
図表 2-3-42 状況に応じた家庭裁判所との連絡調整



エ) 家庭裁判所への提出書類について相談・助言

親族や市民後見人に対して家庭裁判所への提出書類について相談・助言を実施しているかについては、「市民後見人に対して実施している」「親族後見人に対して実施している」がいずれも44.0%、「実施していない」が31.3%となっている。

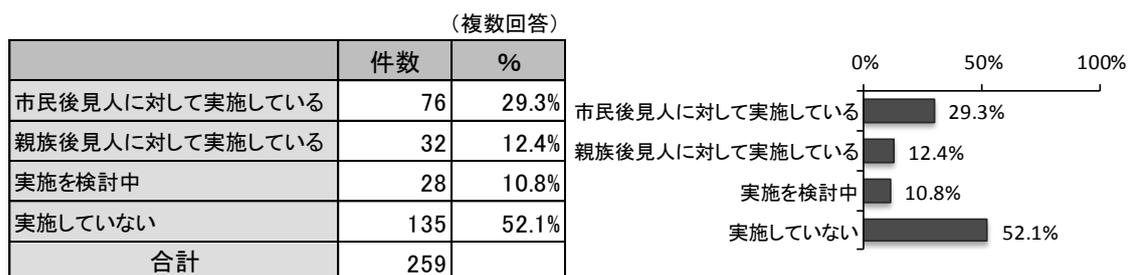
図表 2-3-43 家庭裁判所への提出書類について相談・助言



オ) 後見人連絡会の開催

後見人同士の関係構築を支援するために定期的に集まる場(連絡会等)の開催をしているかについては、「実施していない」が52.1%、「市民後見人に対して実施している」が29.3%、「親族後見人に対して実施している」が12.4%となっている。

図表 2-3-44 後見人連絡会の開催



5) 地域の関係機関等との連携について

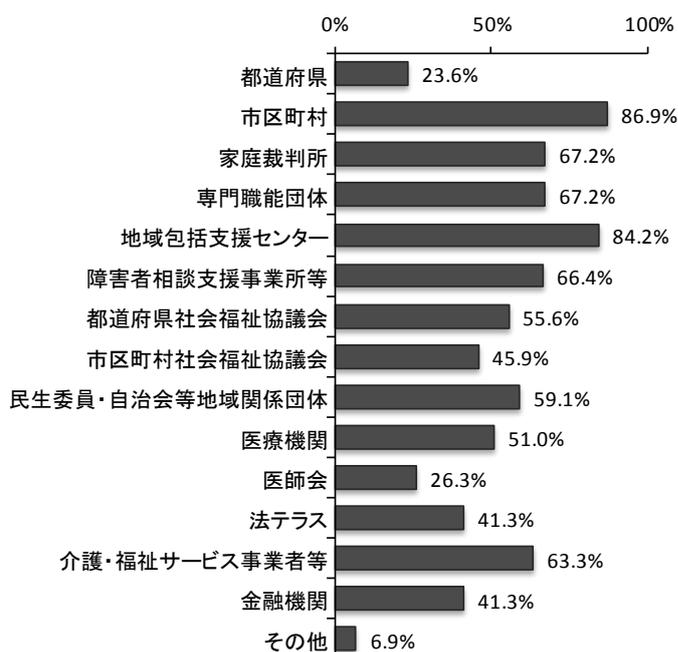
① 成年後見制度を推進するために連携している関係機関・団体

成年後見制度を推進するにあたり、連携している関係機関や団体等については、「市区町村」が86.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が84.2%、「家庭裁判所」「専門職能団体」がいずれも67.2%となっている。

図表 2-3-45 成年後見制度を推進するために連携している関係機関・団体

(複数回答)

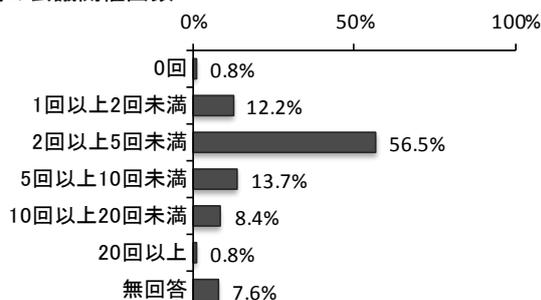
	件数	%
都道府県	61	23.6%
市区町村	225	86.9%
家庭裁判所	174	67.2%
専門職能団体	174	67.2%
地域包括支援センター	218	84.2%
障害者相談支援事業所等	172	66.4%
都道府県社会福祉協議会	144	55.6%
市区町村社会福祉協議会	119	45.9%
民生委員・自治会等地域関係団体	153	59.1%
医療機関	132	51.0%
医師会	68	26.3%
法テラス	107	41.3%
介護・福祉サービス事業者等	164	63.3%
金融機関	107	41.3%
その他	18	6.9%
全体	259	



自治体もしくは広域レベルで、地域全体の課題や仕組みについて協議する連絡会や協議会を実施している場合、会議開催回数は年間どのくらいかをたずねたところ、「2回以上5回未満」が56.5%と最も高く、年間の会議開催の平均回数は、4.2回となっている。

図表 2-3-46 年間の会議開催回数

	件数	%
0回	1	0.8%
1回以上2回未満	16	12.2%
2回以上5回未満	74	56.5%
5回以上10回未満	18	13.7%
10回以上20回未満	11	8.4%
20回以上	1	0.8%
無回答	10	7.6%
合計	131	100.0%



年間会議開催平均回数	4.2回
------------	------

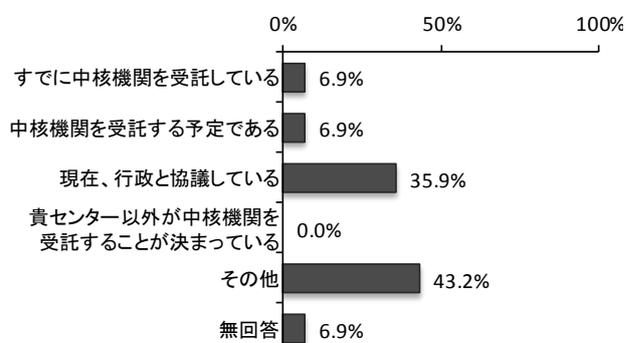
6) 中核機関の受託について

①中核機関の受託（または検討状況）

中核機関の受託（または検討状況）については、「その他」が43.2%と最も高く、次いで「現在、行政と協議している」が35.9%となっている。なお、「その他」としては、「協議等未実施」「未定・不明」「今後、行政と協議予定」などがあげられていた。

図表 2-3-47 中核機関の受託(または検討状況)

	件数	%
すでに中核機関を受託している	18	6.9%
中核機関を受託する予定である	18	6.9%
現在、行政と協議している	93	35.9%
貴センター以外が中核機関を受託することが決まっている	0	0.0%
その他	112	43.2%
無回答	18	6.9%
合計	259	100.0%



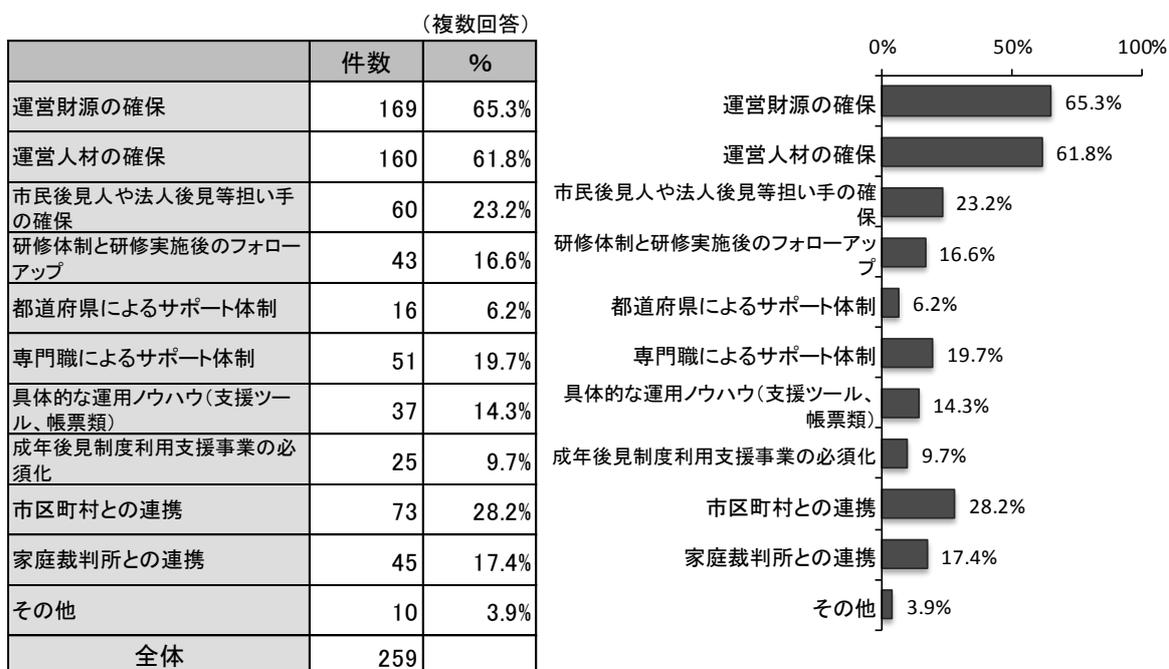
- ※「30.その他」
 - ・協議等未実施（協議が進んでいない）（44）
 - ・未定・不明（14）
 - ・今後、行政と協議予定（10）
 - ・行政や関係者による検討会等で検討中（8）
 - ・行政内で検討が進んでいない・方針が定まっていない（8）
 - ・行政からの意向はあるが正式な打診に至っていない（4）
 - ・その他（12）

7) 事業の運営への支援

①センター等の運営に必要な支援

センター等の運営にあたり、現時点でどのような支援が必要と感じているかたずねたところ、「運営財源の確保」が65.3%と最も高く、次いで「運営人材の確保」が61.8%、「市区町村との連携」が28.2%、「市民後見人や法人後見等担い手の確保」が23.2%となっている。

図表 2-3-48 センター等の運営に必要な支援



(4) 自治体アンケート調査集計分析結果

1) 調査対象

全国社会福祉協議会が実施した「平成 29 年度成年後見制度に係る取組状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組まれている NPO 法人、平成 29 年度末時点の自治体直営の中核機関等(設置予定を含む)の所在地となる自治体 390 ヶ所

2) 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。調査票の回収あたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

3) 調査期間

平成 30 年 8 月 6 日～平成 30 年 8 月 31 日

4) 回収状況

全国の権利擁護センター等の所在地 390 ヶ所を対象に行ったアンケート調査では、回収数が 249 件、回収率が 63.8%となっている。

図表 2-4-1 回収状況

	件数	回収率
発送数	390	-
回収数	249	63.8%
うち有効回答数	249	

	件数	%
1万人未満	27	10.8%
1万人以上5万人未満	48	19.3%
5万人以上10万人未満	43	17.3%
10万人以上30万人未満	78	31.3%
30万人以上	53	21.3%
合計	249	100.0%

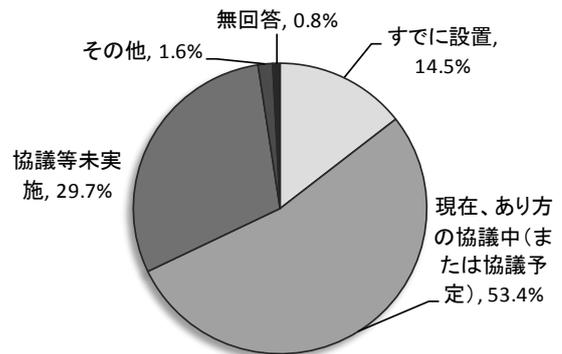
5) 調査結果の概要

①中核機関の設置・検討

中核機関の設置・検討については、「現在、あり方の協議中(または協議予定)」が53.4%、「協議等未実施」が29.7%、「すでに設置」が14.5%となっている。

図表 2-4-2 中核機関の設置・検討

	件数	%
すでに設置	36	14.5%
現在、あり方の協議中(または協議予定)	133	53.4%
協議等未実施	74	29.7%
その他	4	1.6%
無回答	2	0.8%
合計	249	100.0%



人口規模別にみると、人口規模が「1万人未満」では「すでに設置」が22.2%と、他と比べて高くなっている。

図表 2-4-3 中核機関の設置・検討(人口規模別)

		最も割合が高い項目			2番目に割合が高い項目		合計
		すでに設置	現在、あり方の協議中(または協議予定)	協議等未実施	その他	無回答	
人口規模別	1万人未満	6 22.2%	10 37.0%	10 37.0%	0 0.0%	1 3.7%	27 100.0%
	1万人以上5万人未満	7 14.6%	23 47.9%	18 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	48 100.0%
	5万人以上10万人未満	3 7.0%	18 41.9%	21 48.8%	1 2.3%	0 0.0%	43 100.0%
	10万人以上30万人未満	12 15.4%	47 60.3%	17 21.8%	2 2.6%	0 0.0%	78 100.0%
	30万人以上	8 15.1%	35 66.0%	8 15.1%	1 1.9%	1 1.9%	53 100.0%
合計		36 14.5%	133 53.4%	74 29.7%	4 1.6%	2 0.8%	249 100.0%

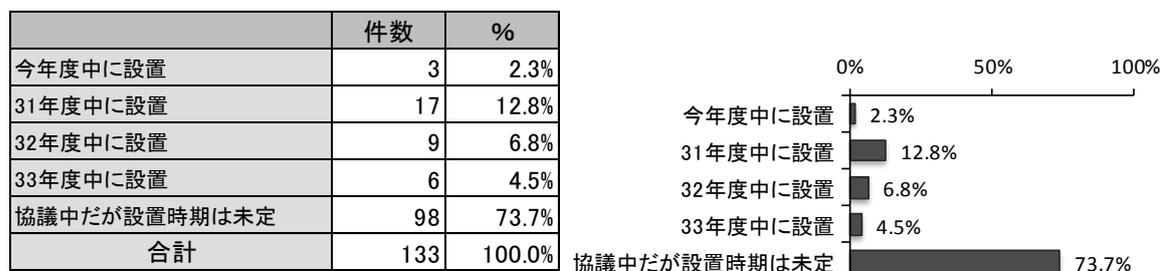
中核機関の設置・検討で「すでに設置」と回答した 36 自治体に設置した年度をたずねたところ、「平成 30 年度」が 13.9%と最も高く、次いで「平成 28 年度」が 11.1%となっている。

図表 2-4-4 設置した年度 ※「すでに設置」と回答した自治体



また、「現在、あり方の協議中（または協議予定）」と回答した 133 自治体に設置予定時期をたずねたところ、「協議中だが設置時期は未定」が 73.7%と最も高く、次いで「31 年度中に設置」が 12.8%となっている。

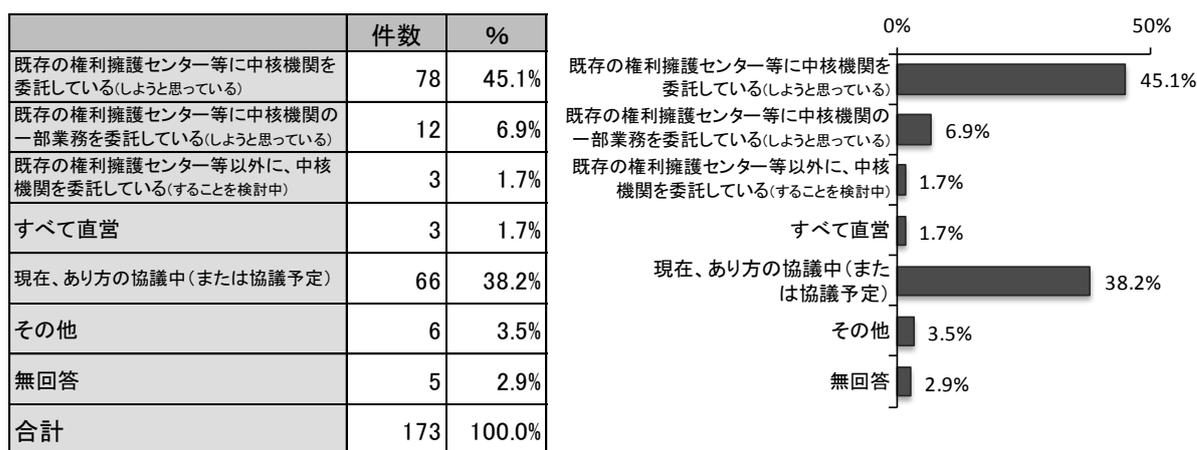
図表 2-4-5 設置予定時期 ※「現在、あり方の協議中(または協議予定)」と回答した自治体



②運営形態

中核機関の設置・検討中と回答した 173 自治体に、運営形態をたずねたところ、「既存の権利擁護センター等に中核機関を委託している(しようと思っている)」が 45.1%と最も高く、次いで「現在、あり方の協議中(または協議予定)」が 38.2%となっている。

図表 2-4-6 運営形態 ※中核機関を設置・検討中と回答した自治体



人口規模別にみると、人口規模が「1 万人以上 5 万人未満」では、「既存の権利擁護センター等に中核機関を委託している(しようと思っている)」が 23.3%と、他と比べて割合が低くなっている。

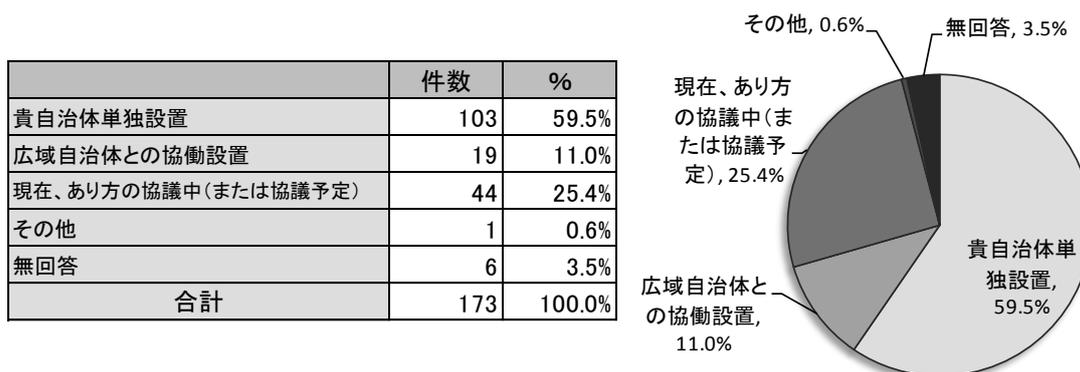
図表 2-4-7 運営形態(人口規模別)

人口規模別		最も割合が高い項目			2番目に割合が高い項目			合計	
		既存の権利擁護センター等に中核機関を委託している(しようと思っている)	既存の権利擁護センター等以外に、中核機関の一部業務を委託している(しようと思っている)	既存の権利擁護センター等以外に、中核機関を委託している(することを検討中)	すべて直営	現在、あり方の協議中(または協議予定)	その他		無回答
人口規模別	1万人未満	7 43.8%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%	6 37.5%	1 6.3%	0 0.0%	16 100.0%
	1万人以上5万人未満	7 23.3%	4 13.3%	1 3.3%	2 6.7%	14 46.7%	1 3.3%	1 3.3%	30 100.0%
	5万人以上10万人未満	10 45.5%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%	8 36.4%	0 0.0%	1 4.5%	22 100.0%
	10万人以上30万人未満	30 49.2%	2 3.3%	1 1.6%	0 0.0%	25 41.0%	1 1.6%	2 3.3%	61 100.0%
	30万人以上	24 54.5%	3 6.8%	0 0.0%	0 0.0%	13 29.5%	3 6.8%	1 2.3%	44 100.0%
合計		78 45.1%	12 6.9%	3 1.7%	3 1.7%	66 38.2%	6 3.5%	5 2.9%	173 100.0%

③設置圏域

中核機関の設置・検討中と回答した 173 自治体に、設置圏域をたずねたところ、「貴自治体単独設置」が 59.5%と最も高く、次いで「現在、あり方の協議中(または協議予定)」が 25.4%となっている。

※図表 2-4-8 設置圏域 中核機関を設置・検討中と回答した自治体



人口規模別にみると、人口規模が「30 万人以上」では、「貴自治体単独設置」が 84.1%と、他と比べて割合が高くなっている。

図表 2-4-9 設置圏域(人口規模別)

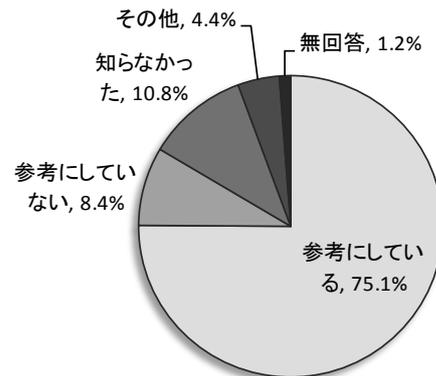
		最も割合が高い項目			2番目に割合が高い項目		
		貴自治体単独設置	広域自治体との協働設置	現在、あり方の協議中(または協議予定)	その他	無回答	合計
人口規模別	1万人未満	7 43.8%	3 18.8%	5 31.3%	0 0.0%	1 6.3%	16 100.0%
	1万人以上5万人未満	10 33.3%	5 16.7%	14 46.7%	0 0.0%	1 3.3%	30 100.0%
	5万人以上10万人未満	10 45.5%	4 18.2%	7 31.8%	0 0.0%	1 4.5%	22 100.0%
	10万人以上30万人未満	39 63.9%	5 8.2%	14 23.0%	1 1.6%	2 3.3%	61 100.0%
	30万人以上	37 84.1%	2 4.5%	4 9.1%	0 0.0%	1 2.3%	44 100.0%
合計		103 59.5%	19 11.0%	44 25.4%	1 0.6%	6 3.5%	173 100.0%

④「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考にしているか

平成29年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金における「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考にしているかをたずねたところ、「参考にしている」が75.1%、「知らなかった」が10.8%となっている。

図表 2-4-10 手引きの参考

	件数	%
参考にしている	187	75.1%
参考にしていない	21	8.4%
知らなかった	27	10.8%
その他	11	4.4%
無回答	3	1.2%
合計	249	100.0%



人口規模別にみると、人口規模が「30万人以上」では、「参考にしている」が92.5%と、他と比べて割合が高くなっている。また、「1万人未満」では、「参考にしていない」が25.9%と他と比べて割合が高くなっている。

図表 2-4-11 手引きの参考(人口規模別)

		最も割合が高い項目			2番目に割合が高い項目		
		参考にしている	参考にしていない	知らなかった	その他	無回答	合計
人口規模別	1万人未満	11 40.7%	7 25.9%	6 22.2%	1 3.7%	2 7.4%	27 100.0%
	1万人以上5万人未満	36 75.0%	3 6.3%	8 16.7%	1 2.1%	0 0.0%	48 100.0%
	5万人以上10万人未満	30 69.8%	4 9.3%	5 11.6%	3 7.0%	1 2.3%	43 100.0%
	10万人以上30万人未満	61 78.2%	6 7.7%	7 9.0%	4 5.1%	0 0.0%	78 100.0%
	30万人以上	49 92.5%	1 1.9%	1 1.9%	2 3.8%	0 0.0%	53 100.0%
合計		187 75.1%	21 8.4%	27 10.8%	11 4.4%	3 1.2%	249 100.0%

3 ヒアリング調査

以下の表のとおり、中核機関の3つの機能（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）、地域連携ネットワークの構築と運営、及び支援の4段階における中核機関の進行管理機能について、支援の仕組み・ルールを有し、一定の支援実績を有していると考えられる機関や自治体等7ヵ所を対象にヒアリング調査を実施した。

図表 3-1 調査対象一覧(50音順)

	調査対象機関名	都道府県	調査日時
1	NPOあまみ成年後見センター	鹿児島県	10月4日(木)
2	うらやす成年後見・生活支援センター (浦安市社会福祉協議会)	千葉県	8月28日(火)
3	大阪市成年後見支援センター (大阪市社会福祉協議会)	大阪府	8月20日(月)
4	多摩南部成年後見センター	東京都	9月27日(木)
5	福祉サポートまちだ (町田市社会福祉協議会)	東京都	9月20日(木)
6	南会津町	福島県	9月5日(水)
7	山形市成年後見センター (山形市社会福祉協議会)	山形県	9月10日(月)

1. NPOあまみ成年後見センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：鹿児島県奄美市
- ◎人口：43,316人／高齢化率：30.6%（平成31年1月4日現在）
- ◎設置時期：平成26年3月
- ◎運営方法：委託（運営主体：NPO法人あまみ成年後見センター）
- ◎人員体制：1人（内訳 非正規非常勤1）※他業務と兼務
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（ ）	
後見監督人の受任			

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合計	1件	件	件	件
後見	0件	件	件	件
補佐	0件	件	件	件
補助	1件	件	件	件
任意後見	0件	件	件	件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	1件
親族申立て支援ケース	1件
市区町村長申立て支援ケース	0件
その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	34人
平成29年度の活動者数	0人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合計	2,000,000円	
行政からの委託	2,000,000円	
行政からの補助	円	
後見報酬	円	
自主財源	円	
その他（ ）	円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・平成 24 年 4 月、現・NPO 法人あまみ後見センター理事長が、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、社協等に声を掛け、趣旨に賛同したメンバーが集い成年後見制度の普及啓発・利用支援活動等を開始。平成 26 年 3 月より NPO 法人化。
- ・職員体制としては、センター理事長の 1 名のみである。
- ・介護保険の事務は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町の 6 市町村で構成する一部事務組合が担っている。障害者基幹相談支援センターは、喜界町を除く 5 市町村で実施。
- ・今年の 5 月に三士会と 6 市町村にて、厚生労働省担当者にも来ていただき勉強会を開催した。その後、市町村担当者のみで話し合いの場も設けたが、喜界町は離島であるため、現実的にセンター利用が難しいのではないかという発言があった。6 市町村の担当者は皆、センターの必要性を理解しているものの、予算等の兼ね合いで二の足を踏んでいる状況である。
- ・センターの管轄は奄美 6 市町村である。一方、市町村には温度差があり、なかなかセンター運営のための委託費の理解が得られておらず、奄美市を含む 3 自治体からのみ委託費が出ている状況。
- ・島内の成年後見実施ケースは現在 85 名（ほぼ成年後見人がついており、補佐や補助はあまりない）うち 50 名程度は親族後見人。専門職後見人は 35 名程度。
- ・後見制度の利用可能性が考えられる人の多くは施設入所している。施設入所者であれば、ある程度は施設側での金銭管理等が可能のため、本人の判断能力が乏しいなど成年後見制度の必要性はあっても、あえて利用しなくてもなんとかなってしまうという実態もある。
- ・地域包括支援センターは奄美市に 3 ヶ所、瀬戸内町に 2 ヶ所、あとは各町村 1 ヶ所ずつの計 9 ヶ所。加計呂麻島以外は直営にて運営している。

2. 取組のポイント

◎アンケート調査による成年後見制度の利用ニーズの把握

- ・平成 24 年に高齢者施設の相談員、ケアマネ（在宅）、障がいの相談支援員向けにアンケート調査を実施した。「金銭管理や契約に他者のサポートを必要としている人はいますか？」という質問に対し、回答者 7,000 人のうち 268 名が「他者のサポートが必要」と回答した。

◎広報・啓発

- ・地域包括支援センターの職員向け研修にセンター職員が参加し、普及啓発として講演を実施。
- ・センターとして民生委員を集めて講習会・啓発活動を行っている。成年後見のニーズをキャッチし得る可能性のある立場の方から情報を得ている。
- ・認知症の方や精神障害者の中にも制度の利用が必要と思われる方が多く、医療機関から情報提供を受けている。普段から連携を密にしており、病院の MSW から直接連絡・相談がセンターに入り、センターが状況確認する流れである。医療関係者を対象とした研修や社会福祉士の研修等にもセンター職員が参加し、普及啓発を行うと同時に、情報をいただいている。
- ・医療や介護の面からニーズキャッチを試みても、サービスに繋がっておらず、ニーズが顕在化していない

人は地域にいる。行政は立ち入りの権限もあるので、必要に応じて訪問するなど、各々の機関の立場、特性を生かしてニーズのある方と関わりを持つ努力をしている。

- ・運営委員会（※後述）のメンバーを中心に連携を図り、ニーズを汲みあげている。

◎運営委員会の開催と今後の活用・展開方向

- ・現在は定例で運営委員会（委員：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、社協等）を開催している。法人後見のニーズが増えれば、センターの法人後見受任の必要性を決める場となる予定。
- ・現在は、相談が入った場合、本人に後見制度の利用が望ましいか否かの判断は理事長でもある職員1人で行っている。
- ・今後は、不定期に運営委員会を招集し、ケースがあった場合は随時申立を行う流れとしたい考え。
- ・運営委員会は、法人後見の受託有無をメインに議論しており、成年後見制度の利用の必要性に関わる検討は行っていない。受任調整会議のような機能も将来的には運営委員会で担っていくべきと認識している。
- ・中核機関の役割として、関係機関からの相談を広く受け付け、場合によっては出向いて関係者とケース会議を行うような機能も必要だと考えている。そうした議論を管轄の町村と進めているところである。

◎市民後見人の養成と活用

- ・奄美市からの補助金で市民後見人養成講座を実施しており、受講生は島内全域から参加可能としている。
- ・3年間で92人受講しており、中には職員として勤務可能なレベルの方もいる。市民後見人講座の受講生は主に福祉・介護関係の専門職が7割程度である。介護支援専門員、介護福祉士などの受講生は、すでに対人援助の基礎的な知識が備わっている。
- ・市民後見人講座で養成した方に個人で市民後見人としての受任していただくことは想定しておらず、基本は、法人後見の支援員として協力いただくことで意思確認を行っている。
- ・現在は法人後見受任ケースが2件であるため、まずはセンター職員がメインに関わり、状況が安定した頃に運営委員会において支援員の選出（3～4名を想定）を行う予定である。
- ・意思決定支援を重視した取組を推進するにあたり、市民後見人に上手く関わっていただければと考えている。具体的には、市民後見人の中で本人の生活歴をよく知っているケースなどがあれば、意思決定支援の助言をしていただくことなどを想定している。ただし、関係性が近いがゆえに助言を行うことが難しいケースもあると想定され、距離感を大事にして取り組んでいきたい。
- ・社協の日常生活自立支援事業は現在利用者が多くパンク状態であり、新しいケースを受け入れることが難しい状況にある。市民後見人養成講座の修了生が社協の日常生活自立支援事業の支援員（雇用形態：社協の委託職員）として活動を実施しており、現在5名の方が活動中。
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度につながる時に制度の担当が代わり切れ目に陥ることがあるが、支援員が継続的に関わることは効果があると考えられる。

◎地域連携ネットワークの構築

- ・介護、障がいに関するケース会議は圏域内でよく開催されている（年6回程度）。こうした場で成年後見制度という選択肢も話題にのぼることがある。特に地域包括ケアセンターのケア会議では、成年後見制度の利用が支援方針の選択肢としてあげられることが多々ある。
- ・地域の介護関係の会議では必ずセンター職員等が参加するようにし、常に情報をキャッチしている。
- ・高齢者の虐待は市役所が直轄となる。虐待に関する会議も都度開催され、参加するようにしている。

- ・現在、中核機関として正式に受託しているわけではないため、地域連携ネットワーク会議は未開催。

◎離島における研修体制

- ・以前センターに在籍していた職員には外部の研修にも参加してもらい、知識習得の機会としていた。外部の研修としては、ケアマネの講演会や医師会が開催する研修等に参加していた。（島内の機関が主催する研修が多い。講師も島内で確保。）離島ゆえに旅費がかかるため、特に鹿児島本島など外に研修を受講しに行くのもなかなか難しい状況がある。ただし、島内での研修は役場等も主催しており、開催回数も少なくはなく、参加機会は確保されていると感じる。
- ・喜界島や徳之島などの南部の島は、小さい島であるため島内での研修開催が難しいという課題があり、研修受講のために鹿児島まで行っている。こうした地域の場合、Webiner・eラーニングなどの活用も検討できるとよい。島内でも医師会などはそのようなシステムを使って研修の受講機会を得ているようである。

3. 課題

- ・職員体制として、以前は事務局員としてもう1名いたが、退職し、現在はNPOの事務局機能も理事長である職員1名で担っている。現在はこの体制で対応できているものの、将来的に法人後見の件数が増えた場合、対応が難しいことが予想され、社会福祉士等の専従職員の配置が必要であると感じている。また、市民後見人の養成講座について、受講生も高齢化していくことを考えると、定期的な開催が必要であり、そうしたサイクルでの研修の企画・運営のためには、センター職員2~3人の配置が望まれる。
- ・島内に社会福祉士は30名ほどいるが、皆それぞれの機関に所属して仕事をしているため、センターの職員として確保することが難しい。研修で知識をつけた後、専門職からのサポートを受けることができれば、未経験者でもセンター職員として活動することは可能である。
- ・中核機関の職員が集まり情報交換できる機会があると良い。地域にセンターが1ヵ所しか設置されておらず、職員も1人または数人で運営しているところが多いため、外部の情報がなかなか入ってこないと感じる。同じ立場の職員と、各自が工夫している点などを共有できる機会が望まれる。
- ・首長申立ては、奄美市と瀬戸内町がそれぞれ1件程度あるのみで、他の市町村は首長申立てを行ったことがなく、首長申立てが進んでいない。奄美市や瀬戸内町であっても申立てが毎年あるわけではないため（数年に1回程度）、担当者が代われば、また初めから勉強しなおす、ということになる。申立て自体も少ないため、行政が成年後見制度のニーズを実感する機会も少ないと考えられる。
- ・既に後見人がついているケースについて、センターが受けていないケース（専門職が後見人になっているケース等）の情報があまり入ってこない。

4. 今後の取組

- ・6市町村で広域連携推進協議会を設置したところである。平成31年度には中核機関として位置づけし、専属の職員も1名配置していきたい考えである。
- ・市民後見人として現在92人を養成した。将来的には、1人の民生委員に対して、1人の成年後見支援員がサポートにつくことができればと考えている。このような体制が実現すれば、民生委員が把握したケースを重篤化する前に制度につなげることが可能となる。市民後見人の活動の機会を提供していきたい。

2. うらやす成年後見・生活支援センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：千葉県浦安市
- ◎人口：169,254人／高齢化率：17.0%（平成30年8月1日現在）
- ◎設置時期：平成20年4月
- ◎運営方法：委託（運営主体：浦安市社会福祉協議会）
- ◎人員体制：8人（内訳 正規3、非正規常勤2、非正規非常勤3）※正規・非正規を含む6名が兼務
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	○
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	○
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（ ）	
後見監督人の受任			

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	14件	22件	件	件
後見	7件	14件	件	件
保佐	5件	6件	件	件
補助	2件	2件	件	件
任意後見	0件	0件	件	件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	53件
親族申立て支援ケース	49件
市区町村長申立て支援ケース	4件
その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	16人
平成29年度の活動者数	2人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	38,041,000円	
行政からの委託	35,641,000円	
行政からの補助	円	
後見報酬	2,400,000円	
自主財源	円	
その他（ ）	円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・平成 15 年度に浦安市社協が日常生活自立支援事業の基幹型社協となった。平成 18 年度あたりから、利用者の認知症が進んできたことを背景に、成年後見制度のニーズが高まった。
- ・利用者の成年後見制度の利用に係る手続きを進めていく中で、社協で法人後見を行えるということがわかり、整備を進めていった。市役所の中にも成年後見制度に関する相談を受け止める部門がなかったことから、成年後見・生活支援センター（以下、センター）を運営して欲しいと市からの要望を受け、平成 20 年 4 月の開設に至った。
- ・成年後見制度と日常生活自立支援事業の両方を行っており、一部職員は両方の事業を兼務している。一方、委託費はそれぞれ市（成年後見制度）、県社協（日常生活自立支援事業）となっている。
- ・日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見の利用に至る前の段階からセンターがサポートに入り、移行することが多いため、保佐の受任が多い傾向にある。
- ・職員の研修体制として、県が開催している研修、全社協が開催している研修、権利擁護支援ネットワークが開催している研修にそれぞれ参加している。毎年、継続して参加しており、センター職員全員が、1 人あたり平均年 2 回程度は研修に参加するようにしている。

2. 取組のポイント

◎広報・啓発：市民と協働での活動・ツールの開発

【「成年後見サポーターズ」による広報啓発活動】

- ・浦安市では、現在、市民後見人養成は二期目である。一期生は 16 名であるが、市民後見人として活動を行っているのはそのうちの 3 人に留まっている。養成講座修了生から「実際に後見人になるのは自信がないが、学んだことを生かしたい」との声があったことから、現在は「後見支援員」としての活動や、「成年後見サポーターズ」として制度の PR 活動に関わってもらっている。
- ・「成年後見サポーターズ」は平成 30 年度から活動をスタートさせた。
- ・「成年後見サポーターズ」の広報ツールとして紙芝居を作成した。現在のところ「成年後見サポーターズ」には主に紙芝居の読み聞かせを行ってもらい、制度についての補足説明は社協職員が実施している。将来的には補足説明も含めて、成年後見サポーターズに実施してもらおうことを目指している。
- ・成年後見サポーターズは、養成講座修了生の希望者と後見研修生（実務研修中の方も含む）から構成されている。月 1 回の定例会では、PR 活動の進め方について検討しており、今後は必要に応じて勉強会も盛り込む予定である。



【民生委員や支部社協の推進委員を対象とした出前講座・研修】

- ・市内 11 地区に支部社協の推進委員がいる（推進員は各地区に 50 人程度）。民生委員も含めた、日頃地域で活動する支部社協推進委員に制度を知ってもらうため、会議や研修会などでの出前講座を順次開催している。

【関係機関を対象とした出前講座・研修】

- ・相談を受け付ける各関係機関（地域包括支援センターやケアマネージャーなど）を対象に、社協職員の出前による研修も実施している。具体的には勉強会や会議などの場を活用させてもらっている。

◎相談受付：相談窓口の明確化

- ・平成 20 年度から成年後見・生活支援センターを社会福祉協議会内に設置しており、「『成年後見』は社協に相談」のイメージが定着しつつある。関係機関のみならず、市民からの相談も同様にセンターに寄せられている。

◎アセスメントと支援方針の検討：権利擁護サポート会議の開催

- ・平成 28 年より、月 1 回、「権利擁護サポート会議」（以下、「サポート会議」）を開催し、センター職員と弁護士、ケースに関わる関係機関、市の担当部署等が参加し、権利擁護支援について幅広く検討する。
- ・1 回の会議で 2 ケース程度について議論する。
- ・ケースの説明は、相談を持ち込む方が行っている。相談を持ち込む方に、事前にアセスメントシート（※後述）の情報を埋めてもらったうえで、議論にかけている（アセスメントシートは、会議の 5 日前には提出してもらい、サポート会議参加者に事前に目を通してもらう）。
- ・成年後見制度の利用について判断に迷うとき、弁護士の意見を聞きたいとき、権利擁護支援が必要と思われるが、どのように進めてよいか分からないとき等に会議にかけて方向性を共有するための会議である。市長申立を検討しているケースをこの会議にかけ、その必要性の再確認をすることもある。
- ・サポート会議は、制度利用前のケースだけではなく、制度利用後、状況が変わった方などのケースを共有することもあり、モニタリングの役割も果たしている。
- ・サポート会議の果たす役割として考えられるのは、以下の通りである。
 - ①情報整理：支援方針を立てる過程で必要な現状把握やニーズ・課題の整理。受任調整に必要な情報の整理
 - ②支援方針の検討：成年後見制度はもちろん、その他の支援手段や手続きのタイミングについてなど。
 - ③市長申立ての検討：弁護士のコメントが後押しになり市長申立につながるケースも出てきており、市としても専門的なアドバイスを得て動きやすくなるメリットがある。
 - ④制度につながるための確認事項と役割分担：申立人は誰か、本人への制度説明は誰がおこなうか、診断書はどここの病院でとるか、制度につながるまでの当面の支援など
 - ⑤支援者のバックアップ：サポート会議で支援の方向性が見え、支援者の負担が軽減されることが期待できる。
- ・昨年度までは「ケースがない」との理由で開催を見送ることが度々あった。今年度に入ってからには月に 1 回のペースで開催できており、徐々に関係機関への会議の周知が進んできている。

◎アセスメントシートの活用

- ・他地域の市社協のフォーマットを参考にし、アレンジした「アセスメントシート」を使用し、「サポート会議」、「後見支援委員会」（※後述）などで活用している。
- ・アセスメントシートは「権利擁護支援相談事例フォーマット」という名称で、その項目は、
 - ①「基本情報」（氏名、住所、世帯構成、病歴、介護サービスの利用状況、要介護度、手帳等）、
 - ②「本人の心身状況」（身体状況、日常生活動作状況、医療的な処置、身上監護の課題と対応等）
 - ③「本人の財産の状況」（収入・支出、資産・負債、財産の管理方法、財産管理の課題と対応等）
 - ④「本人の周辺状況」（生活歴及び職歴、親族関係、推定相続人、今後の生活に対する本人の意思等）
 - ⑤「市の関わり及び申立に至る経緯」
 - ⑥「成年後見人への依頼事項」
 - ⑦「特記事項」に分かれている。

◎成年後見制度の利用促進：後見支援委員会（受任調整会議）の開催

- ・平成 28 年度より開催している。
- ・サポート会議で申立人の目処をたてた後、月 1 回開催の「後見支援委員会」（以下、「委員会」）にかける流れ。
- ・委員会では、サポート会議で使用しているアセスメントシートを使用する。
- ・ケースの説明は、市長申立ての場合は行政が、それ以外はケースを把握している支援者が行う。
- ・委員会では、①事例担当者からケース説明、②委員からの質疑にて本人に対する支援の課題を精査、③後見人として誰が最適かといったことについて、アドバイスを基に結論を出す、という流れ。
- ・各職種からの質疑を通して、候補者決定後に注意すべき点、着手すべき点、後見人とともに本人の生活を支えるためにどのようなサポートが必要か等のアドバイスもある。
- ・委員会開催に至った理由は 2 点ある。まず 1 点は、法人後見の受任ケースを決める際、どのような議論を経てその決定に至ったのかが分かりにくかったため、決定に至るまでの過程を明確にし、専門職の目を入れた合意を得る必要があると考えたからである。もう 1 点は、市民後見人の養成が進み、どのようなケースを市民後見人に任せていくのかを検討する際にも、専門職の視点が欠かせないと考えたからである。
- ・委員会開催の効果としては、専門職団体の立場からみると、家庭裁判所から直接あがってくるケースは情報が少ない中で、マッチングするリスクがあった。しかし、委員会を通すことで情報を共有することができるため、適切なマッチングが可能になるとの声をいただいている。
- ・委員会での検討内容（どのような支援の必要性があるか、委員会における受任候補者の結論など）について、「受任調整結果報告書」にまとめ、家庭裁判所と共有している。

◎地域連携ネットワークの構築：行政担当課との定例会議の開催・権利擁護協議会の開催

- ・市との連携強化のための取り組みとしては、市の高齢、障害担当と 2 ヶ月に一回定例会を実施している（今年度から定期開催）。この定例会では、センターが行う事業の進捗を報告するとともに、事業展開についての検討を一緒に進めている。
- ・市が「浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会」を開催している。協議会には、精神科医や警察・保健所のほか、三士会も入っている。協議会の場では、虐待や差別解消も含めた高齢者や障がい者の権利擁護に関して広く取り上げられ、成年後見制度利用促進についても検討されている。

◎市民後見人へのフォローアップ

- ・現在浦安市では、市民後見人は、社協との複数後見（市民後見＋法人後見）での受任が必須となっている。
- ・市民後見人とは毎月1回の面談を実施している。収支表を社協預かりの通帳と照らし合わせることに加え、活動記録（訪問記録）をもとに報告を受け、活動の振り返りを行っている。また、この時に複数の市民後見人が集まり、活動上の悩みや不安を共有するなど交流の場ともなっている。

3. 課題

- ・後見制度につなげる際、一番うまくいかないのが診断書であると感じる。医師の理解がない場合、本人の状況を反映した適切な診断があがってこないと感じることもあるため、医療との連携が課題。
- ・制度利用が決まり、新たに支援に加わることとなった後見人と、それまで関わってきた支援者との関係も重要である。しかし、これまではマンパワーの問題からつないだ後のフォローは行っていなかった。後見人の中には、土地勘もない中、地域にどんなサービスが存在しているのか、地域包括支援センター担当者がどんな人物なのかもわからない状態で活動を余儀なくされる方もいる。今まで支援に関わっていた関係機関と後見人の間にセンターが仲介役として入り、ある程度支援がうまく回るまでフォローしていくことの必要性を感じている。

4. 今後の取組

- ・後見人が入ると「本人がどうしたいか」の視点を重視できる。一方、後見制度を利用せず、ケアマネ等支援者が抱え込んでしまっている場合、「支援者の方針」が全面に出てしまい、利用者が希望を伝えることが難しい場面がある。後見制度を使うことで一旦立ち止まって本人のメリットを考えることができる。
- ・センターに相談ケースをつないでくれる関係機関としては、地域包括支援センターからが一番多い。現在、地域包括支援センターは市内に4つあるが、相談ケースをつないでくれる地域包括支援センターは、成年後見制度を理解してつないでくれていると感じる。市内全ての地域包括支援センターの相談員が、さらに成年後見制度に関する理解を深めていただけるよう、今後、地域包括支援センター担当者への研修に力を入れたい。
- ・センターの職員は日常生活自立支援事業と兼務であるため、マンパワーが不足している。後見人は法人がいいのか、あるいは市民後見人をお願いしていくのかを上述の仕組みの中で見極め、分担していく必要があると感じている。また、法人で対応する場合には、市民後見人養成講座を修了した後見支援員のサポートを受けるなど、市民後見人養成とセンターの機能を連動させ、その一部を市民と協働で進めるなど、工夫しながら機能充実を図る。

3. 大阪市成年後見支援センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：大阪府大阪市
- ◎人口：2,711,900人／高齢化率：25.3%（平成30年9月末現在）
- ◎設置時期：平成19年6月
- ◎運営方法：委託（運営主体：大阪市社会福祉協議会）
- ◎人員体制：8人（内訳 正規4、非正規常勤4）※いずれも専従職員
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	
成年後見申立てにおける支援		日常生活自立支援事業	
法人後見の受任		生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（ ）	
後見監督人の受任			

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	件	件	件	件
後見	件	件	件	件
補佐	件	件	件	件
補助	件	件	件	件
任意後見	件	件	件	件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	件
親族申立て支援ケース	件
市区町村長申立て支援ケース	件
その他の件数（ ）	件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	25人
平成29年度の活動者数	0人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	57,275,000円	
行政からの委託	57,275,000円	
行政からの補助	円	
後見報酬	円	
自主財源	円	
その他（ ）	円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・職員体制としては、専従が8名。昨年度は6名であったが、地域連携ネットワークの強化を目的に2名（嘱託）増員した。現在、プロパー4名、嘱託職員4名。プロパー4名は、社会福祉士もしくは社会福祉主事。嘱託職員は相談対応が主である。
- ・センターがオープンして10年になるが、内部で実施している研修はなく、外部研修についても、あまり情報を得られていない状況である。職員向けの決まった研修は行っていないが、センターで毎年市民後見人の養成講座を開催しており、その際に専門職の講義や福祉制度の話などもあるため、職員にとって必要と思われるものを聴講している。
- ・職員が全員見ることができる相談システムがあり、どのような相談があり・どのような対応をしているか、職員間で情報共有することができる。そこで、経験の長い職員が、経験の浅い職員に助言することもある。パソコン上でデータとして共有することができる。他に、月に1回、定例ミーティングを行っており、課題を抱えていることがあれば職員間で共有している。
- ・外部の機関と連携した相談体制としては、社会福祉士、弁護士、司法書士に一般向けの専門相談を依頼している。専門的な対応や知識が必要な場合に相談している。
- ・センターでは、成年後見制度の利用を必要とする方やその家族、支援者や関係機関からの電話や来所による相談に応じている。必要に応じて、区保健福祉センターや地域包括支援センター、障がい者基幹相談センター等と連携を取っている。
- ・センターは、法人後見、法人後見監督は実施していない。法人の希望内容に沿って、年1回相談会を実施している。

2. 取組のポイント

◎広報・啓発

- ・年後見制度の広報・啓発活動として、啓発シンポジウム、講演会を開催している。それ以外に相談機関の職員を対象とする研修を、周知・広報も含めて実施している。
- ・当センターのリーフレットを関係施設に配架してもらっているほか、行事等で配布している。それ以外にホームページで周知を行っている。
- ・各関係団体から成年後見制度について話をしたいという依頼があれば、センター職員が出向いて説明を行っている。

◎地域の相談窓口向けの研修

- ・地域連携ネットワーク体制強化の一環で、権利擁護の相談窓口向けの研修を4月から新たに実施している。対象は、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、包括のランチ、地域生活支援センター、区の保健福祉センター等。
- ・上記のような住民からの相談を受ける職員向けに、成年後見制度利用促進の研修を行っている。制度を知っていただくことや利用促進の動向を伝えることに加え、相談を受けた職員が成年後見制度の利用の必要性を見逃さないためのツール・仕組みを整えている。
- ・相談を受けた職員が気付くためのツールとして使用しており、大阪市の福祉局が作成した。区の保健福祉センターも同じものを使用している。

◎相談受付・アセスメント・支援の検討（専門職の派遣）

- ・成年後見制度が必要な対象者かどうかの検討は、相談を受け付ける地域の相談窓口（地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等）になる。
- ・センターは、それら地域の相談窓口からの相談を受けることや、平成 30 年度からは地域連携ネットワークの業務として、専門職を派遣している。
- ・「チーム」を地域の中で形成し、チーム会議に対して、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）を派遣する調整を行う。センター職員か市の福祉局が同行する。専門職の派遣は、3 職種の中から誰かが出向く。ケースによって、法律と福祉関係の二人で出向く場合もある。
- ・派遣は今年度からであるが、平成 29 年度までは権利擁護相談として機関の職員にセンターまで来所いただいて、弁護士・社会福祉士が相談に対応していた。30 年度からは、チーム会議に専門職が派遣されるようになったので、関係機関の方々と一緒に協議・検討ができるようになった。専門職は成年後見制度利用支援の必要性や制度利用による今後の生活の見通し等に関する助言を行う。

◎受任調整会議

- ・受任調整会議の構成は、学識者 1 名、三士会から各 1 名、センター事務局、市職員。
- ・関係者に事前のヒアリングは行った上で会議を進める。
- ・受任調整会議のマッチングの流れとして、市長申立ての場合、区の担当者が必ず本人と面会する。申立担当者等に本人の様子や状況を聞き取ったことを、センター職員が聞き取り、会議で報告する。親族については可能な範囲で家庭裁判所に協力をいただいて聞き取り、会議に報告している。
- ・受任調整会議は、定例で開催しており月 2 回。月あたり 2~3 件程度。
- ・登録者の状況とのマッチングについて、2 年前に受任調整システムを作成した。パソコンで、画面上に、本人の場所とその周りに登録者が出てくるようなシステムとなっている。今は全員がパソコン上で登録者を確認することができる。登録者をクリックすると、その受講者の仕事の状況、活動可能な時期、研修の受講状況等がわかる。
- ・基本、30 分前後、生活圏内で週 1 回通える範囲で考えている。お仕事のある人が在宅支援をどこまでできるか、家庭環境、本人の状況など、複合的に検討。利益相反がないように、ケアマネの場合は圏域外となるように配慮している。
- ・選任の調整には初期にはいろいろとあったと思うが、システムが出来たことは大きい。被後見人については、大阪市の北と南で地域により傾向が異なる。そこはマッチングが難しいところである。

◎後見人サポート（市民後見人）

- ・市民後見人が選任された場合には、専門職及びセンターが専門的・継続的サポートを行う。
- ・初動期（引き継ぎ、財産目録等の提出）に専門相談（約 1 時間）を 2 回受けていただく。
- ・専門相談は月に 9 回ほど開催しており、そこで助言を受けて、1 か月目の目録作成までの支援を行っている。専門相談の前後で、センター職員のフォロー（書類の書き方、引き継ぎ等）を行っている。
- ・家庭裁判所への報告とは別に、3 ヶ月経過した頃に専門相談に来てもらい、センター職員同席のもと、専門職の方に状況報告していただいている。他に、誕生月と 6 ヶ月の年 2 回の家庭裁判所への報告の前に専門相談を受けてもらい、書類等の下書きを持参していただき、その内容の確認、仕上げ、フォローを行った上で提出してもらっている。
- ・今現在、登録者 237 人のうち、約 90 名が受任している。受任は一人 1 件のみで、一人で複数受けること

はない。登録は70歳が上限で、現在12期生を養成中。更新が3年ごとだが、更新時期に、ご意向や条件が該当せず外れていく方もおられる。

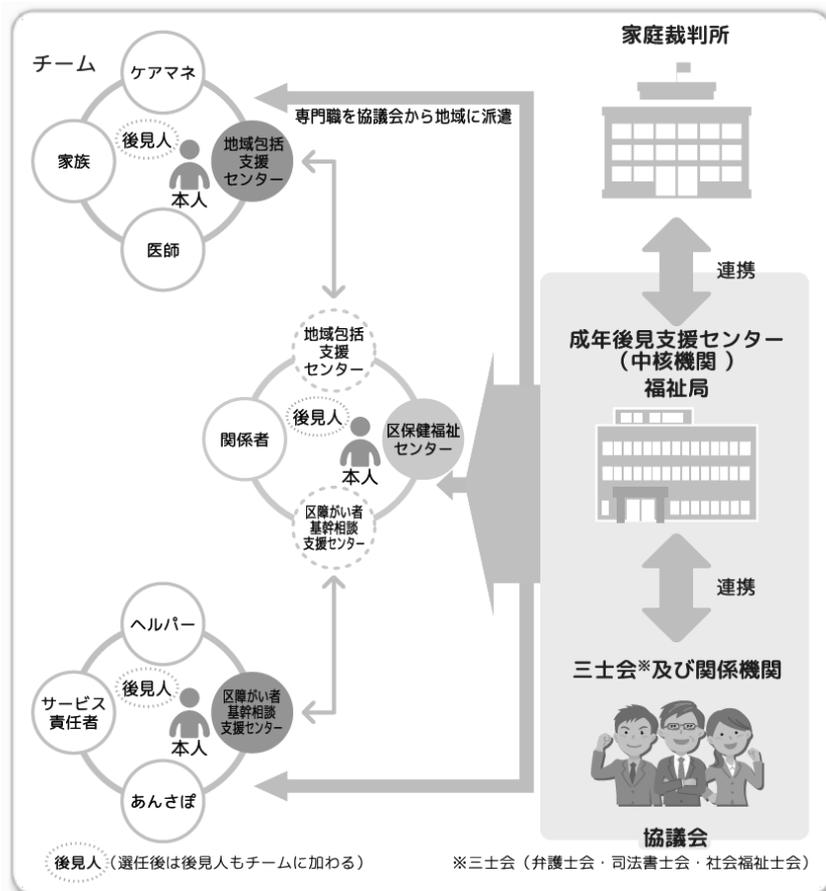
- ・市民後見人の特徴は、「報酬を前提としないボランティア・市民活動としての受任、居住区や隣接区など比較的近い距離から見守りや訪問を行うことを前提した後見業務、専門職及びセンターが相談・支援、助言を行う等」であり、家庭裁判所とも共有している。
- ・現在、市民後見人が担う類型は後見のみ。補助や保佐の場合、より高度な支援を求めることとなるため、活動は厳しいと考えている。

◎親族後見人支援

- ・地域連携ネットワークの中に「後見人支援部会」というものがあり、その中で今年度は親族後見人の相談会を8回開催予定（既に2回開催済）。今後の親族後見人の支援について、どのようなニーズがあるか等を探る意味も含めて開催している。実際に来られる方は申立前の方が多い。
- ・1回目、淀川区で開催した時は10人。2回目城東区で18人。1回目も2回目も申立後の人は2人。家庭裁判所の講演、参加者の交流会、個別相談6枠を設けている。個別相談は2回とも6枠全て埋まっている。今後どうしていくかは、今年度8回実施してみた上で検討したい。
- ・親族の相談者は、申立前で制度を知りたい方や、後見人になって活動の中で課題を抱えている方など。候補者になることが前提の相談であるため、成年後見制度利用開始のタイミングについての相談が多い。

◎地域連携ネットワークの構築

- ・協議会の事務局は福祉局とセンターとの合同で行っている。体制は、以下のとおり。



資料：【概要版】大阪市地域福祉基本計画（平成30年3月、大阪市）P22

- ・平成30年度から新しい体制で動き出している。地域連携ネットワークの機能を反映した各部会に分かれている。年に2回程度開催。家庭裁判所は、点検・評価以外は各部会のオブザーバーとして参加している。
- ・市福祉局は三士会との連携も強く、地域連携ネットワークの構築については市が主導で推進してきた。

3. 課題

- ・大阪市は日常生活自立支援事業の利用者が多く、3,000人を超えている。(昨年は日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用に、80件程度移行) 支援者があつまり、制度への移行を検討するが、その取り組みをさらに推進する方針であり、現在、専門員等に制度の説明や移行の説明を行っているところである。具体的には、センター職員が専門員とともに本人と面談し、説明し、移行についてご相談・意思確認している。

4. 今後の取り組み

- ・市民後見人養成講座の受講者数は微減傾向にある。区役所など公的な施設、関係機関、ホームページなどで周知しており、新しい周知場所の開拓の必要性を感じている。今後、金融機関にお願いできるかの問合せや、ハローワーク等、該当する世代層がいるところへのアプローチを試みたい。

4. 多摩南部成年後見センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：東京都 調布市（センター所在地）、日野市、狛江市、多摩市、稲城市
- ◎人口：合計742,262人／調布市：234,702人、日野市：185,352人、狛江市：82,971人、多摩市：148,903人、稲城市：90,334人（平成30年8月1日現在）
- ◎高齢化率：調布市：21.4%、日野市：24.6%、狛江市：23.9%、多摩市：27.9%、稲城市：21.1%（平成30年8月1日現在）
- ◎設置時期：平成15年7月
- ◎運営方法：5市が共同で設立し運営している一般社団法人
- ◎人員体制：18人（内訳 正規6、非正規常勤7、非正規非常勤5）※全て専従職員
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	○
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（5市の市長申立支援）	○
後見監督人の受任	○		

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	86件	198件	24件	56件
後見	77件	180件	22件	54件
保佐	6件	15件	2件	2件
補助	2件	3件	0件	0件
任意後見	1件	0件	0件	0件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	0件
親族申立て支援ケース	0件
市区町村長申立て支援ケース	0件
その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	44人
平成29年度の活動者数	23人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	100,255,000円	
行政からの委託	0円	
行政からの補助	0円	
後見報酬	19,499,000円	
自主財源	301,000円	
その他（5市からの負担金）	80,425,000円	5市合計

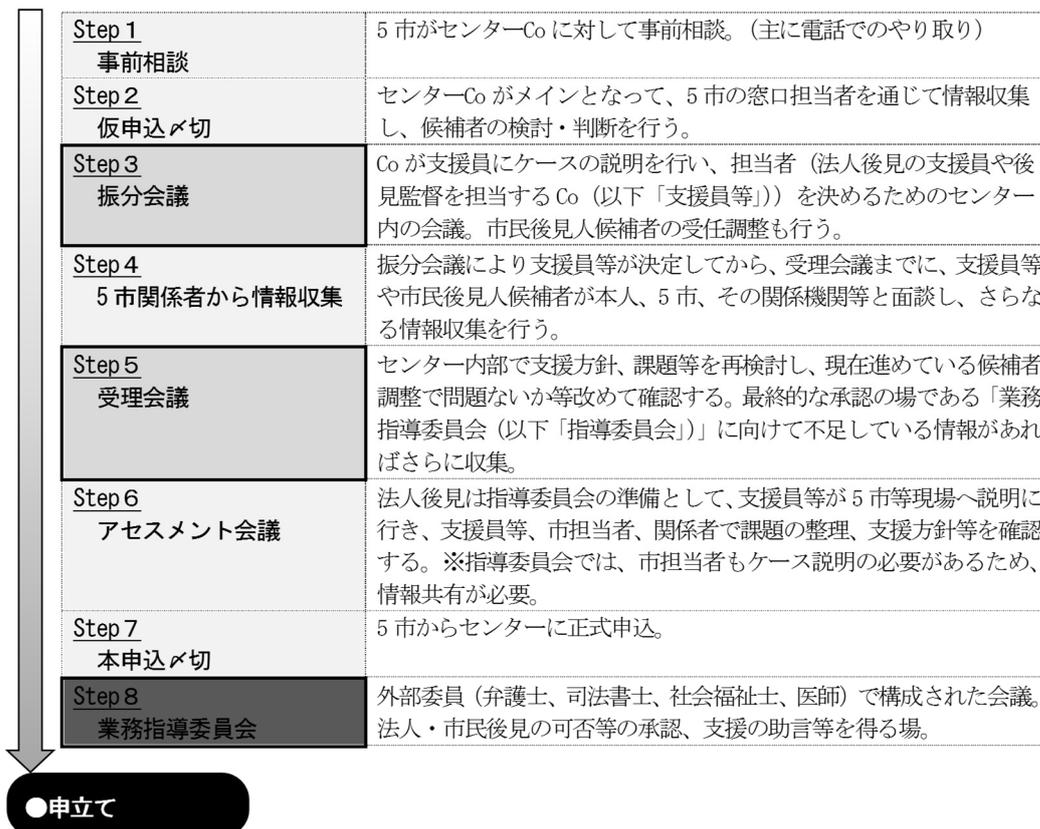
◎センターの特徴・地域特性

- ・都内では唯一の広域設置である。調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市が平成15年に一般社団法人を設立し、同年から事業を開始した。
- ・職員は18名。7名の「支援員」のほか、「地域支援員」と呼ばれる非正規非常勤5名がおり、お金の出し入れや市役所の手続きなど支援員の補助を行う役割である。これら職員が法人後見を実施し、所長、副所長、事務員を除く職員3名は「コーディネーター（以下「Co」）」と呼ばれ、一次相談窓口からの利用相談への対応、市民後見人の養成、監督、支援、市民後見人や専門職の紹介が主業務である。
- ・一次相談は、5市の高齢・障がい・生活保護等の担当課や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等から一次相談窓口の担当課へ行われ、ここから必要に応じてセンターにつながる。
- ・5市内での候補者検討の枠組みは、基本的に後見報酬を支払える資産がある人は一次相談窓口から専門職後見人に依頼する。その場合、センターの関わりはない。センターに登録する専門職名簿から依頼することもあるが、この場合はセンターがマッチング等を行う。
- ・センターが受ける案件は、後見報酬を支払えない、親族申立て者がいないなど、センターによる法人後見又はセンター登録の市民後見人を付けるべき人（主に困窮者や虐待等福祉的課題を持つ者）であり、多くが市長申立てである。一方、後見報酬を支払える資産がある人でも、虐待等福祉的課題が重い場合や複合課題・困難ケース等はセンターが受任している。

2. 取組のポイント

◎センターへの申込から法人後見・市民後見決定までの流れ

- ・5市からセンターへの相談、申立てまでの流れは以下のようにになっている。



◎業務指導委員会での検討

- ・指導委員会は主に、センターが法人後見候補者となること、及び、市民後見の決定について承認、支援の助言等をもらう外部委員の会議であり、精神科医や受任経験のある三士専門家等8名で構成し、支援員等や市職員が説明員として参加する。(市職員は、ケースに関わる担当課が参加)
- ・指導委員会では、第三者的立場、専門的・客観的な観点からケースをみていただくとともに、センターがリスクを負い過ぎないための仕組みとしても機能している(センターで受けるべきケースではあっても、今受けるには調査が不十分である、体制を組み直して検討する必要がある等)。また、センターだけでなく、行政の役割・責任についてもしっかりと伝えてもらう場にもなっている。
- ・支援員等又は行政担当者がケースの説明を行ったうえで、専門家から質疑を受ける。

◎市民後見人の養成・支援

- ・市民後見人の養成事業は平成17年度から行っている。現時点での登録者は38名。これまで毎年5~8名程度養成してきており、公募して筆記・面接試験を実施し、各市の推薦(了解)を経て養成する流れ。
- ・基礎講習+実務研修+現場実習の構成で、東京都後見人等候補者養成事業に則り養成し、受講は無料。
- ・市民後見人の養成研修は、顧問等の三士会等の専門家、5市職員、センターCo等が講師となる。
- ・基礎講習は行政、社会福祉協議会や地域包括支援センターの新任職員等も受講可能であり、40名程度が参加する。(内容は市民後見人向けの初歩的なもの)
- ・養成後は、受任調整等の支援をし、受任後はセンターが市民後見人の監督人となり活動をバックアップしている。また、定期的にフォローアップ研修等を開催し、継続的な活動支援をしている。

3. 課題

- ・センター申込から法人後見・市民後見決定までのフローでいうと、「事前相談」から「指導委員会」まで概ね1.5ヵ月かかる。さらに後見人決定まで最長2.5ヵ月程度を要するため、迅速な対応を最優先にするケース、行政によっては手続きにかかる時間を「待てない」とされる場合もある。センター申込から決定までのプロセスは、最近になって文字化したばかりであり、各市や関係機関等と利用の手続き・フロー図等について、明確に共有しておくことが重要である。
- ・一次相談(各市)を担う行政や地域包括支援センター等の職員は、地域によって資格や経験年数、意識がそれぞれである。センターの利用方法や成年後見制度に関する基本的なことについて、説明し理解を促すべく、各機関等に出向いているところである。今後も継続して普及広報を行っていくことが必要。
- ・センターによる広報や一般市民向け相談は、5市全体に行き渡っていないことが課題としてあり、今後は5市の市民、関係機関等に向け、成年後見制度の利用促進についての普及広報をより充実させていく必要がある。

4. 今後の取組

- ・センターの役割は後見報酬を支払うことができない困窮者への法人後見がメインであったが、これからは困窮者だけではなく、5市とともにすべての市民に対して成年後見制度の利用促進を進めていく必要がある。センターが中核機関になることを前提に、その役割を変えていく必要がある。

5. 福祉サポートまちだ

◆センター概要：

- ◎対象エリア：東京都町田市
- ◎人口：428,761人／高齢化率：26.6%（平成30年9月1日現在）
- ◎設置時期：平成21年4月
- ◎運営方法：委託（運営主体：町田市社会福祉協議会）
- ◎人員体制：10人（内訳 正規4、非正規常勤6）※正規のうち2名は成年後見制度の専任。
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	○
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（ ）	
後見監督人の受任	○		

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	0件	1件	16件	23件
後見	0件	1件	8件	15件
補佐	0件	0件	6件	6件
補助	0件	0件	2件	2件
任意後見	0件	0件	0件	0件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	30件
親族申立て支援ケース	11件
市区町村長申立て支援ケース	19件
その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	28人
平成29年度の活動者数	18人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	62,914,000円	
行政からの委託	52,720,000円	
行政からの補助	6,610,000円	
後見報酬	324,000円	
自主財源	1,080,000円	
その他（ ）	2,180,000円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・東京都が平成17年度から取り組む「成年後見活用あんしん生活創造事業」では、区市町村における成年後見制度を推進するための専門の機関、成年後見制度推進機関（以下「推進機関」）の設置を支援しており、町田市における推進機関として平成21年4月に「福祉サポートまちだ」が設置された。
- ・「町田市高齢者支援センター」（※地域包括支援センター。以下「支援センター」）が市内12カ所があり、これら支援センター等が申立てを含む入口の相談対応を担っている。背景には、市の方針として、市民に身近なところで相談できるようにしたということがある。町田市は横長の地形であるため、皆が気軽に1カ所のセンターに相談しに来られるわけではない。また、地域の事情を理解している身近な相談機関に相談することができ、「自分の暮らす地域で生活し続けられる」ことを目指している。
- ・申立支援はセンターだけでなく、各地の支援センターでも行っている。在宅の高齢者の場合には地域の支援センターで行い、センターは施設入所や入院中の方などを対象とすることで役割分担している。一方、相談者がたらい回しとなることを避けるため、一度センターに相談が入れば、基本的にはセンターが受け持つこととしている。
- ・法人後見については、推進機関の立ち上げ時、これから推進機関としてやっていく中で後見業務や後見監督人の経験、市民後見人のフォローの経験等が必要になると考え、モデル的に法人後見を1件受任した。

2. 取組のポイント

◎支援ツールの活用

【成年後見相談カード】→次頁参照

- ・相談を受付けた際にセンター職員が記入、システム上で保管する。
- ・初回相談のみ作成し、その後の経過は台帳に追記していく。
- ・名前がわかればシステムの中で検索することができるため、担当職員が不在のときなどでも他の職員が見て電話対応等がスムーズになるようにしている。
- ・シートは分かれているが（成年後見用、地権用、苦情用等）、1度でもカードが作成されれば、名前で検索して相談内容を閲覧できる仕組み。

成年後見相談カード

受付日	年 月 日 ()	相談時間	～
受付方法	電話・訪問・来所・その他 ()	担当	～
利用者	フリガナ氏名	性別	生年月日
	住所	電話番号	
相談者	フリガナ氏名	性別	年齢
	住所	電話番号	
関係	1 同居家族・同居者 2 別居親族 3 病院 4 入所施設 5 近隣・民生委員・友人・知人 6 ケアマネ・事業所・通所施設 7 高齢者支援センター 8 障がい者支援センター 9 社会福祉協議会 10 議員・市議員 11 本人 12 後見人等 () 13 その他 ()		
	区分等 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談内容	相談構成	関係機関(担当者)	
	相談内容		
対応内容	配付資料	次回予定	担当
	制度等/ハンプ	予約あり (/)	主査

地域福祉権利擁護事業 相談受付記録票

受付日	年 月 日 ()	相談時間	～
受付方法	電話・訪問・来所・その他 ()	担当	～
利用者	フリガナ氏名	性別	生年月日
	住所	電話番号	
相談者	フリガナ氏名	性別	年齢
	住所	電話番号	
関係	1 同居家族・同居者 2 別居親族 3 病院 4 入所施設 5 近隣・民生委員・友人・知人 6 ケアマネ・事業所・通所施設 7 高齢者支援センター 8 障がい者支援センター 9 社会福祉協議会 10 議員・市議員 11 本人 12 後見人等 () 13 その他 ()		
	区分等 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談内容	相談構成	関係機関(担当者)	
	相談内容		
対応内容	配付資料	次回予定	担当
	制度等/ハンプ	予約あり (/)	主査

福岡市福祉サービス情報提供事業

福祉サービス利用に関する相談報告票 (苦情・要望等)

下記を参考に苦情・要望等内容を記入ください
 職員の見直し……職員の対応や言葉遣いが悪い等
 サービスの質や量……食事の内容が悪い、居る環境が悪い等
 利用料……希望金額と異なっていた、自己負担額の内容が不明なままだった等
 説明・情報提供……説明の内容が変更された、重要事項説明や契約書と実際のサービスが違っていた等
 被害・損害……預り金や金銭トラブルがあった、所有物がなくなった、破損した等
 権利侵害……暴力や虐待を受けた、プライバシーを侵害された等
 制度上の問題……制度そのものへの不満等
 その他……上記に当てはまらない事項

提出先: 社会福祉協議会「福祉サポートデスク」……議内で決着後コピーをご送付ください

受付日	年 月 日 ()	相談時間	～
受付方法	電話・訪問・来所・その他 ()	担当	～
利用者	フリガナ氏名	性別	年齢
	住所	電話番号	
相談者	フリガナ氏名	性別	年齢
	住所	電話番号	
関係	1 利用者本人 <input type="checkbox"/> 家族 () <input type="checkbox"/> 親類 () <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 代理人 (友人・法定代理人) の関係 <input type="checkbox"/> 福祉施設関係者 (職員) <input type="checkbox"/> その他 (民生委員・その他)		
	区分等 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談内容	相談構成	関係機関(担当者)	
	相談内容		
対応内容	配付資料	次回予定	担当
	制度等/ハンプ	予約あり (/)	主査

福祉サービス利用等に関する相談カード

受付日	年 月 日 ()	相談時間	～
受付方法	電話・訪問・来所・その他 ()	担当	～
利用者	フリガナ氏名	性別	生年月日
	住所	電話番号	
相談者	フリガナ氏名	性別	年齢
	住所	電話番号	
関係	1 同居家族・同居者 2 別居親族 3 病院 4 入所施設 5 近隣・民生委員・友人・知人 6 ケアマネ・事業所・通所施設 7 高齢者支援センター 8 障がい者支援センター 9 社会福祉協議会 10 議員・市議員 11 本人 12 後見人等 () 13 その他 ()		
	区分等 <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
相談内容	相談構成	関係機関(担当者)	
	相談内容		
対応内容	配付資料	次回予定	担当
	制度等/ハンプ	予約あり (/)	主査

【市民後見人受任調整シート】

- ・「受任調整シート」は、相談を受け付けた支援センターが記入したものをセンターにあげてもらい、それをもとにセンターの職員が本人と面談し、聞き取りした上で補足があればさらに追加していく。
- ・「受任調整シート」で把握すべき情報は、最低限、支援センターで情報収集することができるであろう内容にしている。あまり多くの記入項目があると、その項目を埋めなければならないという負担を感じるため、記入項目は最低限の内容とし、センターに案件をつなぐハードルをなるべく上げないようにしている。
- ・今までは支援者側の目線でシートが作成されていた。本人がどうありたいかという視点が重要と感じ、「市民後見人受任調整シート」には「本人の意向」を記入する欄を追加した。

市民後見人受任調整シート

提出日		年 月 日		所属・担当姓名	
(ふりがな) 本人氏名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)	
住所				電話 () ()	FAX () ()
本人の状況	在宅・入院中・入所中 ()				
介護認定	非該当・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5				
障がい等認定	身体()・愛の手帳()・精神()・聴覚()				
本人の居住環境	持家 / 一戸建・集合住宅 () 階建ての()階 借家 / 一戸建・公営集合住宅・民間集合住宅 () 階建ての()階				
経済状況	資産	預貯金額 円	その他の資産:		
	収入 [A]	年金: 国民(基礎)・厚生・共済・その他() 老齢 / 障害 / 遺族 / その他	月額	円	
		生活保護費:	月額	円	
		各種手当・給付金:(名称)	月額	円	
		その他の収入:	月額	円	
主な支出 [B]	項目 ()	月額・費 前額 円	項目 ()	月額・費 前額 円	
	項目 ()	月額・費 前額 円	項目 ()	月額・費 前額 円	
	項目 ()	月額・費 前額 円	項目 ()	月額・費 前額 円	
	項目 ()	月額・費 前額 円	項目 ()	月額・費 前額 円	
合計 [A]-[B]	[A]合計 円	[B]合計 円	円		
申立人(予定)	市長・本人・親族(続柄:)		類型の 見立て: 後見・保佐・補助		
親族申立の場合	氏名:	連絡先:			
家族・親族	氏名	続柄	連絡先	同居の有無/本人への支援状況	
現病歴・既往歴と通院等	病名	年月日	医療機関・医師名	通院頻度	
生活歴	成育歴 学歴 職歴 結婚歴 子どもの有無 今に至るまで				
支援の経過					
申し立ての理由					
支援者・関係機関	親類以外で、本人に関与のある福祉関係機関、近隣住民等を把握している場合は記入してください。				
今後の支援の方向性等					
本人の意向	*申請について、任意で内容を修正したい等の要望(したい/しない/コメント)を付記している場合は、本人の意向があれば記入してください。また変更履歴が把握しているのであれば、①関係者も②詳細内容③何事項に就いた、を記入してください。				
特記事項	記載事項以外で、把握している事項があれば記入ください。				

◎市長申立てに関する支援

- ・市長申立の場合は、高齢、障害、生活保護担当課が参加し検討会を必ず実施する。
- ・書類作成の役割分担は、公用請求できるもの、取得費用のかかる書類は市(福祉総務課)が担当し、社協はそれ以外の書類を作成することとなっている。

◎候補者の推薦等(受任調整)

- ・市民後見人の推薦にあたっては、前述の「市民後見人受任調整シート」も活用しながら、検討会議を開催して受任調整を行う。原則、市民後見人には、監督人として社協がつく。
- ・市民後見人が受任の候補でない場合は、専門職につなぐため「どの専門職がいいか」といったことまで議論している。センターでは、そこであげられた専門職の候補者にアプローチし、依頼を行うが、実際は受任までに時間を要することもある。
- ・各機関において、後見人として最初から市民後見人でなく「専門職がのぞましい」と判断した場合は、センターが全く関わらないケースもある。(支援センターが申立て支援をしており、支援センターが専門職

に依頼すべきと判断して直接専門職に依頼した場合など)

- ・そうした場合、各機関の見立て・アセスメント力によるところが大きく、適切な候補者について議論がなされていないケースもみられる(十分議論がなされないまま専門職でいい、とその場で判断されるなど)。一方、推進機関であるセンター1カ所で、相談・申立て支援を一本化するとすると、現体制では受けきれないという実情もある。

◎市民後見人の育成・活動支援

- ・市民後見人育成研修は第3期を開催中。基礎研修5日間(15科目、20.5単位)、実務者研修7日間(16科目、33単位)により構成されている。
- ・第1期～第3期までの累計の市民後見人登録者数は48人、うち受任者26人、受任件数34件(後見26、保佐6、補助2)、監督受任件数23件(後見15、保佐6、補助2)。※平成30年8月末現在
- ・市民後見人登録者の平均年齢は64.9歳である。都市部は財力に余裕があり、ボランティア精神がある退職者なども多いため、市民後見人の研修を受講してくれる方も多い。町田市も、比較的生活に余裕のある暮らしをされているエリアに市民後見人が多い一方、被後見人は、その限りではないため物理的な距離がある。
- ・「後見業務マニュアル」を作成し、これまで市民後見人の方からの質問が多かった内容などを中心に、市民後見人の役割、心構えや後見監督人の役割等の基本的なことから、申立ての手順等、詳細に記載しており、市民後見人に配布している。

◎後見人等と支援関係者の調整・コーディネート「引継ぎカンファレンス」の実施

- ・後見人就任後、今までの状況や経過、今後の支援方針等を共有していくため、「引継ぎカンファレンス」を実施している。
- ・市長申立の場合は行政も引継ぎカンファレンスに出席する。
- ・市民後見人でも、専門職後見人であってもカンファレンスは行う。ケアマネなど、本人に関わっている支援者にできる限り来てもらう。つないで終わりではなく、包括的な支援の視点から、成年後見制度を介して点を線につなぐことが重要と考えている。
- ・本人に関する情報共有の場としても機能している。
- ・万一の死亡時は、「誰がどこに電話するのか」などもこの場で決める。

◎後見人サポート(親族後見人)

- ・講演会や勉強会を実施した際にアンケートをとり、「親族後見人連絡会の案内希望」という欄に名前や住所を書いてもらうなどして、案内先を収集した。また、家庭裁判所で親族後見人に書類を発送する中に親族後見人連絡会のお知らせを同封してもらうこと等も検討している。
- ・親族後見人相談会は「申立てを考えている人」も対象としている。実際のところ申立てを考えている人たちがばかりになってしまい、実際に親族後見人からの相談が少ないのが現状である。
- ・親族後見人からの相談として、細かいお金の使い方などについては、ほとんどない。最近では、定期報告や初めての年間報告書等の書き方がわからないので書類を見てください、というものがあつた。家庭裁判所に直接相談している方もいるのではないかと。市役所にも時々ではあるが親族後見人の方から書類の整え方等について相談が入っている。

◎関係機関等の職員向け研修の開催

- ・年に1回、支援センターの新任の職員や、申立て支援が未経験あるいは経験が浅い職員を対象にした研修会をセンター主催で実施している。その中で、制度や申立ての流れなど基本的なことを説明させていただいている。

◎地域連携ネットワークの構築

- ・専門職等で構成される「福祉サポートまちだ事業充実検討委員会」を設置し、推進機関としての機能拡充のため、①広報機能の拡充、②相談機能の拡充、③利用促進機能の拡充、④後見人支援機能の拡充、⑤不正防止効果について、⑥その他、についての検討を行っている。年度内に約5回の開催を予定。

〔主な参加者〕学識経験者、成年後見制度に関わる弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、東京都社会福祉協議会、行政職員等からなる全12名

3. 課題

- ・行政の職員やケアマネージャーなどから相談があるが、成年後見制度の理解が不十分なため、そろそろ相談した方がよいかと判断され、来ていただいた際には「時すでに遅し」の場合が非常に多い。関係機関への周知が足りていないと感じることがある。権利擁護支援のニーズに気づくことができるよう関係機関等に対してもっと効果的に発信、周知していくことが必要と考えている。
- ・支援方針の検討にあたっては、本人に必要なサービス（成年後見、権利擁護、その他）などを検討する、複数の専門家が集まる定期的な検討会議等に、気軽に自分のケースを相談できる場所があるといいと望んでいる。そのような中に専門職も入っていただきたいという思いもある。一方、「いつでも相談できる」という場がないからこそ、関係機関では「どうしたらいいかわからない」ため相談できず、ケースが重篤化してから持ち込まれることにつながっている面もある。成年後見制度が必要か、必要でないかを含めて一緒に考えていきましょう、といえるような会議が必要で、そのような場をどのように構築していくかが今後の課題である。

4. 今後の取組

- ・中核機関の受託についても「福祉サポートまちだ事業充実検討委員会」の中で検討中であり、予算、人員体制、中核機関としての役割・機能などを整理している。大筋の骨格を決め、体制に関しても精査しながら、行政との協議の準備を行っている。その上で行政から中核機関を受託できることが望ましい。

6. 南会津町成年後見センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：福島県南会津町
- ◎人口：15,038人／高齢化率：40.7%（平成30年12月1日現在）
- ◎設置時期：平成30年4月
- ◎運営方法：委託（運営主体：南会津町社会福祉協議会）
- ◎人員体制：2人（内訳 正規2）※いずれも他業務と兼務
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	○
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	○
市民後見人の養成		その他（ ）	
後見監督人の受任			

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	3件	2件	件	件
後見	3件	2件	件	件
補佐	件	件	件	件
補助	件	件	件	件
任意後見	件	件	件	件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	件
親族申立て支援ケース	件
市区町村長申立て支援ケース	件
その他の件数（ ）	件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	人
平成29年度の活動者数	人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	5,217,000円	
行政からの委託	4,998,000円	
行政からの補助	円	
後見報酬	216,000円	
自主財源	円	
その他（ ）	3,000円	

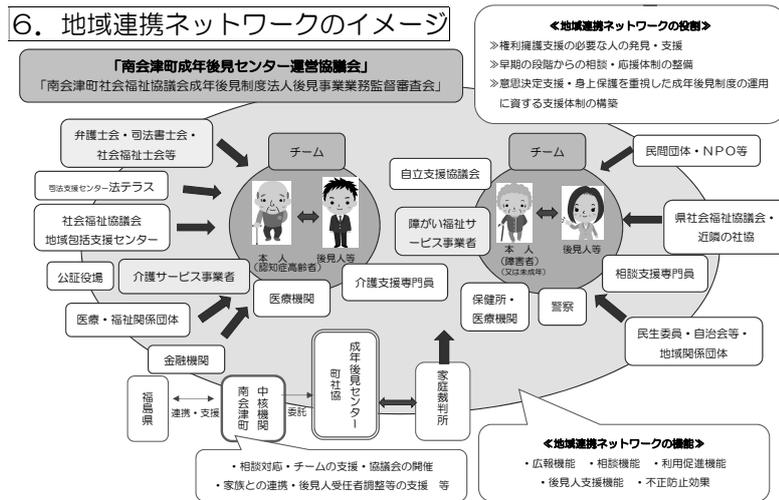
◎センターの特徴・地域特性

- ・平成30年度より南会津社会福祉協議会への委託にて「南会津町成年後見センター」の運営を開始するために、「南会津町成年後見制度利用促進基本計画」、「法人後見業務マニュアル」、「町長申立てマニュアル」を作成。
- ・作成の背景として、平成28年度に南会津町成年後見センター（基本構想）を樹立し、高齢者見守り事業、地域包括支援センター、町成年後見センターの3委託事業の拠点となる施設を介護事業所の隣に整備支援。平成29年に就任した健康福祉課長が成年後見に関する仕組み・指針づくりに取り組む方針を持ち、行政、社協職員の異動に備え、マニュアルを作成することで、経験や知識その他仕組みを共有する意図があげられる。
- ・マニュアル作成の過程において、協力者と顔の見える関係を築くことができたメリットがある。特に法テラスとの連携が円滑になったと感じる。
- ・町から社協への委託により、成年後見制度の利用促進を日常生活自立支援事業と連携して実施できる。生活困窮者自立相談支援事業も一次的に実施（生活困窮者自立相談支援事業については、福島県が県社協へ委託している。町社協も一次的な窓口を担っており、県社協から町社協への再委託ではない。）
- ・社協への事業委託の理由としては、役場の職員に比べると人事異動が少なく職員が専門性を高めやすいため。
- ・南会津町社協としては、平成27年度より5件の法人後見を受任している。また、町長申立ての際には社協の法人後見を後見人候補者としている。
- ・センターの担当課である社会福祉係は、高齢者、障がい者、生活保護、生活困窮、民生委員に関する業務を担当している。また、地域包括支援センターは社協が受託しており道路向かいに立地し、家庭裁判所の出張所も役場庁舎に近いので、気軽に連携を図ることができ、なおかつ同行支援もしやすいメリットがある。
- ・まずは困りごとの相談窓口は社会福祉係で受け付け、詳しい相談は、地域包括支援センターで対応する（隣の介護保険係から社協へ委託されている）。地域包括支援センターにて成年後見に関する相談や困りごとがあれば、日常生活自立支援事業も含めすぐにセンターで検討できるシステムとなっている。このように、高齢者見守りの困り事相談や意見が地域包括支援センターや成年後見センターにしっかりとつながる仕組みが重要である。地域から困りごとがあがってきた際、「会議の場でケースについて話し合い」→「必要に応じて相談者への訪問」という流れで具体的な支援につなげている。
- ・現在受任している3件の法人後見は、高齢者が2件、障害者が1件である。センターとしては、障害者からの相談も高齢者からの相談も拾う仕組みが整っているものの、相談の多数を高齢者が占める。

2. 取組のポイント

◎「南会津町成年後見制度利用促進基本計画」の作成

- ・成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るために、平成30年3月、南会津町成年後見制度利用促進基本計画を策定。策定期間は平成30年3月～平成35年3月までの5ヵ年計画となっている。
- ・策定にあたっては、「ワンストップでサービスが可能」な町の組織と計画策定環境から、情報収集とニーズ調査を行った上で計画骨子案を立て、社協の法人後見業務監督審査会を合議制の機関として計画案の審査を依頼。家庭裁判所との意見交換会や公証役場への訪問など、関係機関ときめ細かにやりとりした上で計画策定が行われた。こうしたプロセスが地域連携ネットワークの構築にも活かされている。



資料：「南会津町成年後見制度利用促進基本計画」（平成30年3月、南会津町）P20

◎成年後見制度の利用に関するニーズ調査

- ・成年後見制度に関するニーズ調査を11の業種を対象として実施。制度に詳しいケアマネジャー、施設従事者が特に成年後見制度のニーズを感じていることがわかった。
- ・町の窓口には後見を必要とする方がどうしようもなくなってから相談されることが多いため、こうしたニーズ調査の回答先と一緒に成年後見制度利用促進を考え、後見が必要な方の早期発見・相談・支援につながることを期待している。また、ニーズ調査は精度の高い手法を用いて、広く県内あるいは広域圏でも同様に行われることが必要であると感じている。

③. 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 制度の対象者の動向

①対象者の動向把握の概要

1) ニーズ把握〈165名潜在者の調査〉の集計結果

後見類型95名 保佐類型104名 補助類型190名

① 金融機関における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 15通/23通 有効回答率 65.2%

潜在者：16名-補助

② 介護・老人・福祉施設における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 5通/7通 有効回答率 71.4%

潜在者：2名-補助

③ 福祉用品取扱い所における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 6通/6通 有効回答率 100%

潜在者：104名-補助

④ 県の出先機関(保健福祉事務所)における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 1通/1通 有効回答率 100%

潜在者：5名-補助

⑤ 民生委員・児童委員における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 63通/88通 有効回答率 71.6%

潜在者：12名-後見 6名-保佐 12名-補助

⑥ 介護支援専門員・有資格者における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 16通/19通 有効回答率 84.2%

〈館岩3、伊南3、南郷3、田島6、聖光2、輝2〉

潜在者：60名-後見 66名-保佐 22名-補助

⑦ 障害者相談支援センターにおける成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 2通/2通 有効回答率 100%

潜在者：9名-保佐 7名-補助

⑧ 福島家裁郡山支部意見交換会出席の専門職等組織における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 6通/6通 有効回答率 100%

⑨ 病院相談員等における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 2通/2通 有効回答率 100%

潜在者：19名-後見 17名-保佐 9名-補助

⑩ 地域包括支援センターにおける成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 2通/2通 有効回答率 100%

潜在者：1名-後見 5名-保佐 8名-補助

⑪ 医療機関における成年後見制度に関する実態把握調査

有効回答数 5通/8通 有効回答率 62.5%

潜在者：3名-後見 1名-保佐 5名-補助

資料：「南会津町成年後見制度利用促進基本計画」（平成30年3月、南会津町）P4-5

◎関係機関や近隣自治体等との積極的な情報交換

- ・家庭裁判所の支部ごとの連絡会（郡山市で実施）に参加させてもらっている（南会津町は当該連絡会を開催している支部の管轄外である）。その連絡会で三士会と顔見知りになり、地域連携ネットワークに入ってもらったこととなった。こうしたつながりの場に積極的に足を運ぶことは重要であると認識している。
- ・他の自治体の実務者同士のネットワークも重要。事業実施に際し、不明点を質問できる、書類の書式を参考にさせてもらうなどのつながりが必要である。
- ・法人後見の実施に向けて社協では、山形県内の取組みを参考にした。品川成年後見センターにも訪問し、経済的に困窮しており申立て費用の捻出が困難な方に対して、制度を活用しやすくする工夫等について教えていただいた。

3. 課題

- ・成年後見が必要と思われる方の潜在的なニーズをみると、後見人等の担い手を養成していくことが必要だと言うことが言える。例えば親族後見を経験した方や金融機関又は役場のOBなどにも積極的に市民後見人等となっていただけるとよい。品川成年後見センターに伺った際には「知的好奇心をくすぶる」と後見人のやりがいやスキルの高さを実感した。

4. 今後の取組

- ・行政への窓口対応や相談の中には、税や住宅・上下水道料金及び保険料滞納などで関係各課の職員から相談を受けることも多い。知識として成年後見制度について知っておいてもらえるようにしたい。
- ・地域連携ネットワークの中での民生委員さんの役割は重要と考えており、地域全体を網羅し日常から見守り支援を行い高齢者等の小さな変化を見逃さず必要な時に必要な機関につなげてほしい。
- ・社協の法人後見ではまだまだノウハウの蓄積が必要なものの、小さいながらも色々な機能を持っていて、今後の受任や支援の中でさらにノウハウを高め、中核機関に求められる4つの機能を磨いてほしい。
- ・ニーズ調査を行った町の金融機関等では、ATM操作や窓口対応で住民のちょっとした異変をキャッチしやすい。計画の改定や新たにニーズ把握をする際にはタクシー運転手やコンビニ店員など、駅員、バス会社、市民後見人の養成講座受講者、保健協力委員等にも成年後見に関するニーズ調査を実施できればと考えている。

7. 山形市成年後見センター

◆センター概要：

- ◎対象エリア：山形県山形市
- ◎人口：246,201人（平成30年4月1日現在）／高齢化率：28.8%（平成30年4月1日現在）
- ◎設置時期：平成25年4月
- ◎運営方法：委託（運営主体：山形市社会福祉協議会）
- ◎人員体制：9人（内訳 正規4、非正規常勤5）※全員が他業務と兼務
- ◎実施している事業：

成年後見制度に関する相談	○	虐待に関する相談	
成年後見申立てにおける支援	○	日常生活自立支援事業	○
法人後見の受任	○	生活困窮者自立支援事業	
市民後見人の養成	○	その他（ ）	
後見監督人の受任	○		

◎支援実績（フェイスシートより抜粋）：

ア. センターとしての後見受任件数

	法人後見		後見監督人	
	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)	平成30年 7月1日現在	過去の受任実績 (累計)
合 計	88件	157件	1件	1件
後見	50件	108件	1件	1件
補佐	31件	41件	0件	0件
補助	7件	8件	0件	0件
任意後見	0件	0件	0件	0件

イ. 申立て支援件数（平成29年度実績）

全体	120件
親族申立て支援ケース	76件
市区町村長申立て支援ケース	44件
その他の件数（ ）	0件

ウ. 市民後見人の養成人数実績、活動者数（平成29年度実績）

養成人数実績	12人
平成29年度の活動者数	1人

◎財源（平成30年度予算額）（フェイスシートより抜粋）：

※複数市町村からの委託の場合、合算の金額を記載。

	金額（千円未満切捨）	備考
合 計	14,040,000円	
行政からの委託	14,040,000円	
行政からの補助	円	
後見報酬	円	
自主財源	円	
その他（ ）	円	

◎センターの特徴・地域特性

- ・山形市は人口が約25万人弱、地区社協は30地区、地域包括支援センターは13か所であり、基幹型は市社協に置いている。
- ・社協において、平成18年度より法人後見事業を実施。市における利用支援事業も同時に開始した。社協で日常生活自立支援事業を平成12年から実施しており、経過とともに成年後見制度への移行が必要な方が増え、市長申立の依頼を行うこと増えてきた。また、平成22、23年に虐待案件や複雑多問題ケースの相談が顕著化し、市長申立件数が増加することになった。その際に、候補者の調整を行う機関がなく、後見人の「受け皿がない」等の課題が見え始めた。
- ・当時は、家庭裁判所や市で成年後見制度の相談は受けていたものの、地域包括支援センターでは金銭管理や成年後見制度に関する相談の機能はなかなか果たすことが出来ない状況にあり、山形市における成年後見制度の総合相談窓口がないといった課題が顕在化してきた。
- ・こうした課題が顕在化したことにより、市も成年後見センターの必要性に気づき、山形市における権利擁護体制を整備して行くための方策を検討するため、平成23年から検討委員会を設置し、専門職も交えて現状について話し合う場を設けた。また、市役所・社協とともに視察訪問等を実施し、山形市でのセンターの機能の検討を実施した。委員からの意見も踏まえ、委託先としては法人後見の実績がある社協が望ましいとの結論に至り、平成25年のセンター開設に至った。
- ・センター設置と同時に、山形市では後見人の「受け皿がない」という課題が顕著化したことをうけて、専門職後見受任機関（山形家庭裁判所が認めている）と法人後見を受任している社協が一堂に会し、山形市長申立案件の候補者として本人や置かれた環境等を情報共有し、後見候補者を委員の協議の元で決定する受任調整会議の開催を開始した。このことは、受任候補者の調整の公平性を担保している。

2. 取組のポイント

◎広報・啓発

- ・チラシを積極的に配布。成年後見センターのポスターを作成し、福祉関係機関、病院、金融機関等へ配布している。また、山形市長寿支援課と共催で年1回権利擁護セミナーを開催している。
- ・民児協定例会や福祉協力員研修等で出前講座等を行い、成年後見制度やセンターの周知・広報を行っている。
- ・生活支援コーディネーターに依頼し、30地区ごとでの成年後見制度についての情報提供を行っている。

◎相談受付

- ・高齢者に関する相談は、地域の方が気づき、地域包括支援センターを経由したルートでセンターにつながることが多い。また、センター設置し、5年が経過する中で、福祉関係者や医療関係者の判断能力が低下した方の相談窓口としてのセンターの機能に関する理解がすすんできた。しかし、後見相当まで判断能力が低下してはじめて相談となることも多く、センターとしては関係機関への早期発見の必要性を理解してもらうためのアプローチが必要と考えている。
- ・地域包括支援センターの権利擁護部会には、今年から参加し、定期的にケース検討等を通して、お互いの役割を確認しながら、顔の見える関係を構築している。

- ・障がい自立支援協議会からの依頼で、今年は、生活困窮サポート相談窓口と成年後見センター窓口についてPRをしている。背景として、8050 問題等、障害者とその親の課題が近い将来多くなると予測していることがある。
- ・社協内では、他部署の職員同士も相談しやすい雰囲気がある。多部署にまたがるケースが増加しており、その都度内部でのケース会議を開催している。

◎候補者の推薦、市民後見人の活動支援

- ・平成 28 年より市民後見人の養成を開始、毎年養成を実施している。29 年度に登録となり、現在 1 名が後見人を受任し、法人（社協）が監督人となった。
- ・市民後見人は、まだ受任後 1 年未満だが、報酬は受ける予定。法人監督人も同様に報酬を受け取る予定である。
- ・平成 29 年から市民後見人養成講座の修了者には、後見人候補者として登録希望の方には、日常生活自立支援事業の生活支援員なることを条件にした。理由としては、日常生活自立支援事業の支援員として活動していただく中で、その方の人柄や実務能力を社協で把握したうえで、被後見人等にあった方を推薦できるようにした。

◎受任調整会議

- ・受任者の調整会議については、社協から月 1 回の定例会議としての開催を提案したところ、市や専門職団体等から賛同を得られたため、定例会にて受任調整を行うことになった。構成メンバーは、弁護士会、リーガルポート、ぱあとなあ（法人後見も含む）、山形市社協法人後見事業の代表者。
- ・月 1 回の定例会議では、受任者の調整に加え、課題のあるケース等の協議も実施している。
- ・受任候補者の確保について、山形市では調整会議開催後は、スムーズに行われている。
- ・山形市の場合は、協力してくれる機関、理解してくれる仕組みがある。体制整備のプロセスにおいて、利用者が支援からこぼれ落ちない仕組みと流れをつくってきたことが大きい。
- ・候補者は、法的な課題や相続手続きなどが想定される場合は、弁護士、司法書士等となることが多い。また、特段の財産管理に課題がなく、入院中で入所施設を探す必要があるとか、福祉サービスの調整が必要な場合は、ぱあとなあに依頼することが多い。本人や家族からの頻繁な訴えへの対応が必要な場合や、家族のトラブル等、個人での受任が難しい場合には、社協の法人後見となることが多い。
- ・安定していて財産も多額ではない場合は、市民後見人となるが、市長申立てでそのようなケースは少ない。

◎市長申立の案件に関する検討、判断の仕組み

- ・受任調整会議の前に、ケース概要や財産目録等の書類をもとに市長申立に関するケース会議を月 2 回の定期開催を行っている。その中で、不足する情報等の確認を行い、役割分担しながら不足する情報の整理を行っている。また、市長申立が必要か否かの協議を市とセンターで行い、受任調整会議に向けた準備を行っている。

◎地域連携ネットワークの構築

- ・「山形市成年後見推進協議会」（以下、「推進協議会」）は、市が設置し、業務委託の一環で運営を社協に依頼している形である。
- ・認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある方の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利

用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議を行うことを目的としている。

- ・もともとセンターの運営委員会があり、その枠を広げる形で協議会を設置した（運営委員会と2枚看板で推進協議会を開催）。学識経験者、権利擁護関係者、医療関係者、地域福祉関係者、社会福祉関係者、行政関係者に、新たにNPO（東大方式、受任はなし、メンバー約30名）と、家庭裁判所がオブザーバーとして関与している。

3. 課題

- ・今後、後見人のチーム支援が充実すれば、センター職員として参加することが必要と考える。現状は全職員兼務であるため、業務の拡大により、人員不足が懸念される。
- ・地区社協の30地区をエリアごとの担当する事で地域に根付いた支援を目指してきたため、成年後見センター、日常生活自立支援事業、法人後見事業を兼務してきたが、それぞれの業務増に伴い、業務分担のあり方の検討が必要である。

4. 今後の取組

- ・今年度から市長申立で後見人等を受任した場合、後見開始以前から被後見人を支援している関係者とともに後見人等に集まってもらい、申立に至った経緯、今後の課題等、支援の方向性の検討を行っている。また、後見活動の中で相談等があれば、センターが中心となって対応する旨を伝えている。
- ・チームの支援について、来年度は、司法書士や弁護士等による専門的な視点を入れられるよう取り組む予定である。
- ・後見人を含め本人を取り巻く関係機関を1つのチームとみなしていく。本人の身体・精神・環境等の状況、本人等の意向をチームで共有したうえで、支援の方向性を協議しながら、支援をしていくことで課題解決型チームとして機能していくことが予想され、基本計画の趣旨に沿った対応となると考えられる。
- ・家庭裁判所に後見申し立ての相談があった場合、家庭裁判所からセンターへの相談をすすめて頂けるようになっており、親族申立の方への支援ができる仕組みづくりを検討している。

【社協の総合相談窓口のあり方】

- ・厚生労働省が平成27年9月に取りまとめた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」による全世代・全対象型地域包括支援体制構築の考え方を受け、山形市社協では、市から多機関の協働による包括的支援体制構築事業を受託し、住民からの相談窓口を一本化する「福祉まるごと相談」を設置した。
- ・社協では、地域包括支援センター2か所、基幹型地域包括支援センター、障がい相談支援センター、生活困窮者自立支援事業、家計改善支援事業を市から委託しており、権利擁護、生活困窮等、総合的な相談への対応体制を整備、関連担当課が情報共有しやすい空間整備、連携しやすい機会の創出を目指している。

第 3 章

地域における成年後見制度 利用促進に向けた 実務のための手引き

第3章 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き

1 事業目的

「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」は、地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について、権利擁護センター等への調査に基づいて検討を行い、自治体や中核機関において権利擁護の支援が必要な方に対する支援の実務を行う際に参考となることを目的に作成した。

支援の段階ごとに、支援のポイントや留意点、検討項目、参考事例の紹介を行っているほか、支援機能を発揮する自治体・中核機関の職員に求められる視点と支援力について整理を行っている。

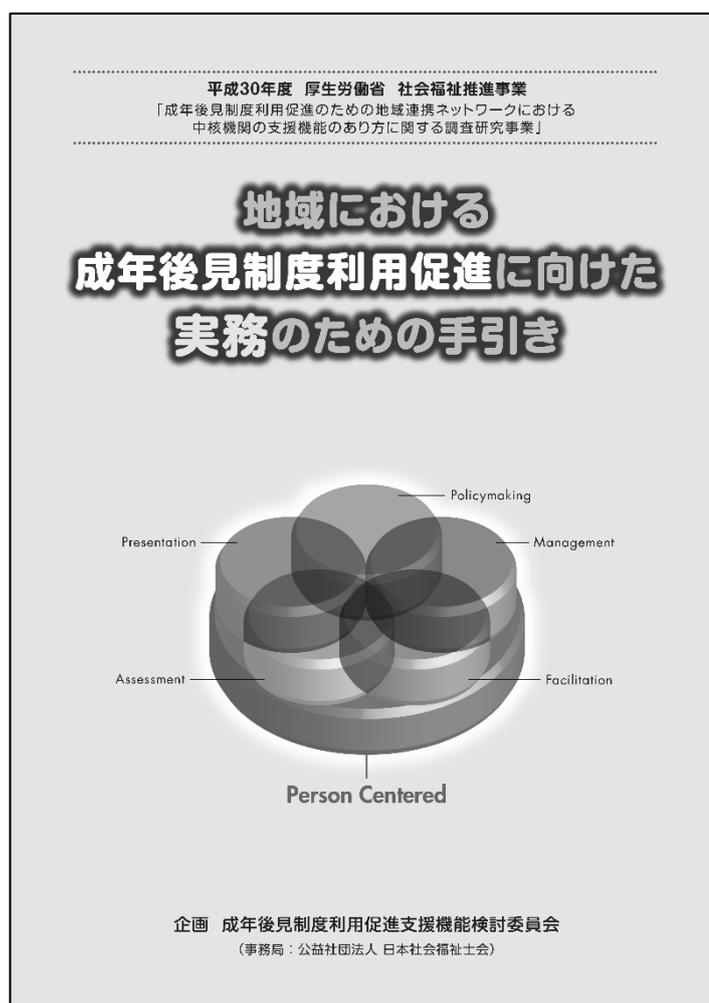
2 事業内容

「実務のための手引き」は以下の3章より構成されている。

第1章では、「成年後見制度利用促進基本計画と本紙の位置づけ」として、「実務のための手引き」が、国基本計画、体制整備のための手引き、研修プログラム等とどのような対応関係にあるのか、整理している。

第2章では「支援の実践例」として、体制整備のための手引き第2章で整理した「支援の段階」と「中核機関の役割」に沿って、その具体的な支援と、支援のポイント、各地での実践例を紹介している。

第3章では、「支援者に求められる視点と力」として、自治体、中核機関にて実務を担う方に求められる「1つの視点と5つの力」、および、実務者・管理者それぞれに求められることを提示している。



「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」 表紙イメージ

「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」目次

はじめに	第3章 支援者に求められる視点と力
第1章 成年後見制度利用促進基本計画と 本紙の位置づけ	1 支援者に求められる視点と実務・運営に求められる力
第2章 支援の実践例	2 支援者に求められる視点
1 支援の段階と進行管理機能	3 実務・運営に求められる5つの力
(1) 広報・啓発	(1) アセスメント力(見立て力)
(2) 相談受付・アセスメント・支援の検討	(2) ファシリテーション力(推進力)
(3) 成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)	(3) マネジメント力(管理力)
(4) 後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)	(4) プレゼンテーション力(提言力)
2 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割	(5) 政策形成力
(1) 事務局機能	4 人材育成に向けて
(2) 進行管理機能	おわりに
(3) 司令塔機能	巻末資料

本「実務のための手引き」冊子を自治体、家庭裁判所、権利擁護センター等関係機関等へ郵送するとともに、日本社会福祉士会ホームページにてPDFデータを公開し、周知を行った。

「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」URL

公益社団法人 日本社会福祉士会 ホームページにてPDFデータを公開。

http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html

第 4 章

市町村職員・中核機関職員のための 基礎・応用研修プログラム

第4章 市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラム

1 事業目的

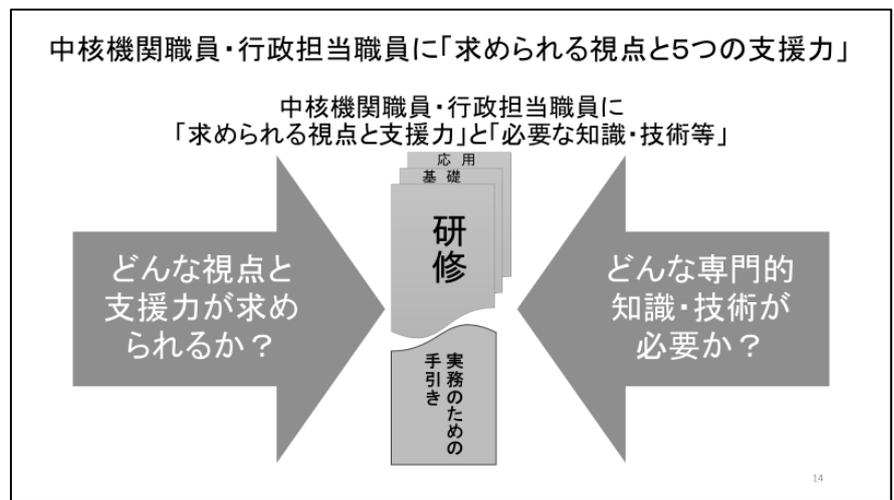
中核機関に配置された職員が、地域連携ネットワークの構築に向けたコーディネート機能や、支援の流れに沿った各場面で求められる支援機能を発揮するため、調査結果を踏まえて、市町村職員、中核機関職員に求められる視点と支援力を明らかにし、必要な視点と知識、支援力を身につけるための市町村職員・中核機関職員を対象とした5日間の研修プログラム（基礎研修3日間、応用研修2日間）を開発した。

2 検討の経緯

研修プログラムの開発に際しては、まずアンケート調査、ヒアリング調査報告を参考としたうえで、中核機関職員・行政担当職員にどんな視点と支援力が求められるのか、またどんな専門的知識・技術が必要かの検討を行った。

2018年9月の第3回ワーキング・グループ委員会において2つのグループに分かれ、KJ法の手法を用いたワークショップ形式にて、「求められる視点、支援力」を出しあい、整理を行った。

その結果、自治体・中核職員が支援機能を発揮するために身につけることが必要な視点、支援力が



中核機関職員として
研修者Lv1. (3日間)

課題	目標・期待	講座内容	科目名・担当	
本人中心力	○本人の生活中心性 ○やるべきこと ○関係人 ○課題解決	本人中心主義、意思決定支援の重要性 自分には器用な人 支援の価値、倫理観、本人の自己決定権	講義・ロールプレイ (中核職員) 本人と直接会う、訪問、電話、メール、インターネット	権利擁護支援の理解 (基礎編) ・対象者理解
プレゼン力	○権限範囲 ○権限範囲 ○関係者の位置	制作用意、プレゼン、中核機関の役割	講義・ビデオワーク (最新事例を基に) FTE資料作成 後援明細・開示申請	成年後見制度の基礎 権利擁護に関する 諸制度、意思決定の役割
ファシリテーション力 (コーディネート)	○他機関との連携 ○関係者との連携	地域連携の仕組み、会議の進め方、ネットワーク	講義・ビデオ (中核職員)	中核機関の役割 I (地域連携)
アセスメント力	○ニーズの理解 ○自己発見 ○課題の整理	アウトリーチの重要性、ニーズの把握、自己発見の重要性	事例検討、ビデオ (最新事例を基に) 後援、後援申請書の作成 関係者	中核機関の役割 II (ケア・支援)
財務マネジメント力	○予算の理解 ○何と何をやるか	自分の予算管理、予算の理解、関係者との連携	後援、説明書の作成 本人の講習	→ (統合)
政策形成力	○行政の関与 ○関係者との連携	行政共同の意義、中核機関の役割	(中核職員)	成年後見制度の活用 と関係者、中核機関の役割

第3回ワーキング・グループ委員会時における「求められる視点・支援力」と研修プログラムの検討

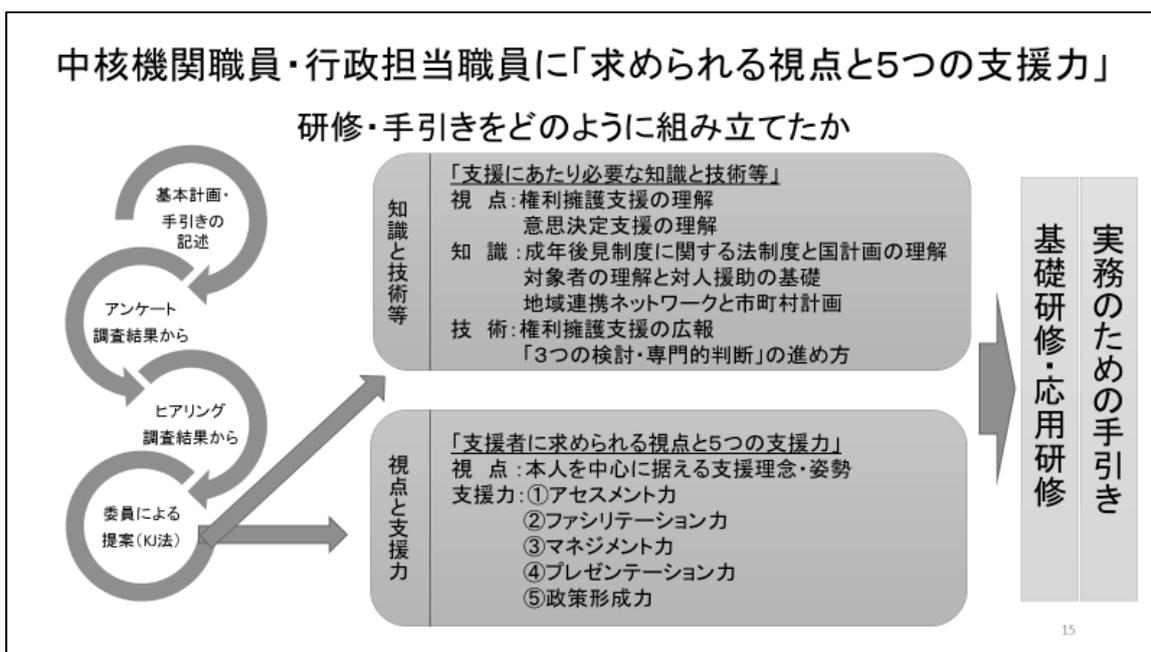
「本人中心」、「プレゼンテーション」、「ファシリテーション」、「アセスメント」、「マネジメント」、「政策形成」という6つのキーワードに集約された。

キーワードが明らかになった次の段階では、研修等の人材育成において、それぞれの視点や力を身に着けるためにどうすればよいか、検討を行った。

キーワードの各項目の現状における課題はどのようなものか（調査ではどのような課題があらわれているか）、自治体・中核機関職員が各項目で身につける目標はどのようなものとなるか、研修においてどのような内容が含まれる必要があるのか、研修の科目名はどのような名称が適切か、各項目について協議を行った。

その結果、「支援にあたり、必要な知識と技術等」、「支援者に求められる視点と5つの支援力」について、以下の図のように整理を行った。

そして「求められる視点と5つの支援力」の基本的要素を身に着けるための研修プログラムとして、次に述べる「市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラム」を開発した。



3 事業内容

「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム」は、基礎研修3日間、応用研修2日間、全5日間、13科目から構成されている。

(1) 基礎研修

基礎研修では、自治体・中核機関を初めて担当する職員等を受講対象として想定している。

中核機関の職員および自治体担当職員として「権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ」こと、そして「権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ」ことを研修の目的と設定している。

基礎研修の習得目的に向け、必要な視点、知識、技術を学ぶため、基礎研修は、成年後見制度の理解や中核機関の基本的役割の理解、対象者の理解など、講義科目と一部演習科目と含む、9つの科目より構成されている。

(2) 応用研修

応用研修は、基礎研修を修了した職員や、一定自治体や権利擁護センター等において権利擁護支援の業務に従事した経験のある職員を受講対象として想定している。

中核機関の職員および自治体担当職員として権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を整備していくため、中核機関の3つの機能（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）を学ぶことを目的と設定している。

応用研修の習得目的に向け、必要な視点、知識、技術を学ぶため。応用研修では、中核機関の役割のすべての支援段階を通じた全体像の理解や、意思決定支援、地域連携ネットワークと市町村計画など、演習科目を中心とした4つの科目より構成されている。

「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム」の全体像および各科目のシラバスについては、次ページおよび別紙を参照されたい。

「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム(基礎研修・応用研修)」
プログラム概要

研修種別	目的	研修科目
基礎研修 (3日間)	中核機関の職員および自治体担当職員として、 ・権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ。 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。	①成年後見制度利用促進と基本計画
		②権利擁護支援の理解
		③意思決定支援(基礎)
		④成年後見制度の基礎(1)
		⑤成年後見制度の基礎(2)
		⑥中核機関の役割Ⅰ 地域連携ネットワーク
		⑦対象者理解・対人援助基礎
		⑧権利擁護支援の広報
		⑨中核機関の役割Ⅱ 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
応用研修 (2日間)	中核機関の職員として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくため、中核機関の3つの機能(「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」)を学ぶ。	⑩意思決定支援(応用)
		⑪中核機関の役割Ⅲ 本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断
		⑫中核機関の役割Ⅳ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断
		⑬地域連携ネットワークと市町村計画

※なお、本調査研究事業では、各科目のシラバスに沿ったパワーポイント等の講義資料試案および演習事例や演習ワークシート等の開発も行った。

科目⑨、⑪、⑫で用いる「演習ワークシート」試案については、成年後見制度利用促進フォーラムのモデル研修にて用いたほか、「実務のための手引き」に掲載している。

科目① 「 成年後見制度利用促進と基本計画 」

(110分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 成年後見制度利用促進法が制定された背景、成年後見制度（権利擁護支援）に関する潮流
- 成年後見制度利用促進法の概要
- 国基本計画、中核機関、地域連携ネットワーク、市町村計画の概要

講義のねらい

- 成年後見制度利用促進法がなぜ必要とされたかを、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する潮流、制度の運用の場面における市町村の積極的な関与の必要性とあわせて理解する。
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定の根拠となっている法律の内容を理解する。
- 国が定めた基本計画の概要の理解を通じ、中核機関の設置など市町村の役割を理解する。

講義内容とポイント (計110分)

講義内容	ポイント	分
1 成年後見制度利用促進法が制定された背景、権利擁護支援に関する潮流	措置から契約の流れで誕生した制度、後見＝権利擁護支援の重要な手段の一つ、利用の低迷、市町村の責務と取組状況（市町村申立て）	40分
2 成年後見制度利用促進法の概要	基本理念・基本方針、国等の責務、基本計画の策定、地方公共団体の措置	30分
3 国基本計画と市町村の役割	国基本計画の概要、市町村の役割、地域連携ネットワーク・チーム・中核機関と4つの機能、市町村計画	40分

科目②「 権利擁護支援の理解 」

(120分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 権利擁護支援の概念
- 権利擁護の仕組みとしての成年後見制度
- 権利擁護支援の必要性
- 高齢者・障害者虐待防止法

講義のねらい

- 中核機関の運営にあたって権利擁護支援の必要な人を、支援の対象として理解する。
- 権利擁護支援とは何か、その必要性を理解する。
- 成年後見制度における権利擁護支援の視点を学ぶ。
- 高齢者・障害者虐待防止法を理解する。

講義内容とポイント (計120分)

講義内容	ポイント	分
1 権利擁護支援とは何か	権利擁護支援を必要とする対象（判断能力不十分者だけではない） 地域生活で排除されやすい対象者に対する対応としての権利擁護支援	20分
2 権利擁護支援の必要性	契約によるサービス利用や生活支援における契約時の非対等性（パワーバランス）についての理解 さらに認知症や障害による判断能力不十分者への支援の必要性	30分
3 権利擁護の仕組みの中での成年後見制度	財産管理だけではなく本人の意思決定支援や身上保護を重視したものとして機能し、活用されることの必要性 *事例に基づいて講義	40分
4 高齢者・障害者虐待防止について	虐待防止法について（本人の自己決定に委ねるだけではなく、本人の生命や重要な財産等を保護するため、また、虐待の加害者となる養護者に対する支援のための法）、成年後見制度との関係、市町村の責務	30分

科目③「意思決定支援」(基礎)

(90分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 「意思決定支援」の概念整理
- 「意思決定支援」の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援方法
- 国内の「意思決定支援」ガイドライン
- 意思決定支援と法的保護の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント

講義のねらい

- 「意思決定支援」の概念を把握する。
- 「意思決定支援」の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援の流れと限界を意識する。
- 国内に存在する「意思決定支援」ガイドラインを知る。
- 意思決定支援と法的保護の観点を踏まえた中核機関としての進行管理機能のあり方を理解する。

講義内容とポイント (計90分) ※グループワーク等を行う場合には、120分程度が推奨される。

講義内容	ポイント	分
1 意思決定支援と法的保護の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント	相談段階におけるアセスメント、成年後見制度以外の代替手段の検討、申立段階の候補者マッチング、後見人等選任前後のチーム支援体制、本人の状況変化に対応した後見人等の柔軟な交代等、意思決定支援及び法的保護の観点を成年後見制度利用促進実務（特に中核機関の進行管理機能）に適切に反映するための意識醸成・ポイント把握	20分
2 「意思決定支援」の基本的な考え方	障害者権利条約の理念、意思決定能力存在原則、支援付き意思決定（意思決定支援）と代理代行決定（法的保護）の差異と限界、支援段階（ステージ）に応じた支援者側の心構え（表出された意思・心からの希望→意思と選好に基づく最善の解釈→主観的最善の利益の差異と使い方）	25分 (40分)
3 国内の「意思決定支援」ガイドライン	国内に存在する各種「意思決定支援」ガイドラインの紹介と関係性についての整理	10分
4 意思決定支援の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援方法	支援付き意思決定（意思決定支援）→意思決定能力アセスメント→代理代行決定（法的保護）に至る、意思決定のプロセスの理解と各支援段階（ステージ）における支援方法の把握	35分 (50分)

科目④「 成年後見制度の基礎(1) 」

(120分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 成年後見制度の概要・対象者
- 成年後見人等の権限・役割・義務
- 法定後見と任意後見、法定後見の種類
- 家庭裁判所に対する申立手続の概要

講義のねらい

- 成年後見制度の概要、理念を理解する。
- 成年後見人等の権限・役割・義務を理解する。
- 任意後見と法定後見の違い・法定後見の種類を理解し、制度利用・利用者のイメージをつかむ。
- 後見等の開始・後見人の選任は家庭裁判所の審判（決定）によることを理解する。

講義内容とポイント (計120分)

講義内容	ポイント	分
1 成年後見制度の概要・利用者(対象者)	精神上的障害により判断能力が不十分な人の権利の擁護、支援と保護、3つの理念	30分
2 後見人の権限・役割・義務	財産管理、身上保護、法律行為の代理、取消し・同意、善管注意義務、本人意思尊重・身上配慮義務	30分
3 法定後見と任意後見、法定後見の種類	補助・保佐・後見・任意後見の利用(対象)者、類型変更、診断書(成年後見制度用)と本人情報シート	20分
4 家庭裁判所に対する申立手続の概要(管轄裁判所、申立人、種類の選択、後見人の選任、補助・保佐の場合の代理権・同意権の付与)	申立てが必要、申立人(限定されている)、家庭裁判所が適任者を選任(親族・市民・法人・専門職, 複数)・事務分掌、補助・保佐の場合の代理権・同意権の付与、費用	40分

科目⑤「 成年後見制度の基礎(2) 」

(130分) ※「権利擁護に関する諸制度」(30分)とあわせて1コマとする

研修として実施する際に含むべき内容

- 家庭裁判所における審判手続
- 後見等の開始後の後見等の事務の概要
- 市町村の責任
- 成年後見制度に関する実務上の問題

講義のねらい

- 申立後審判までの手続の流れを理解する。
- 開始直後の後見等の事務の概要を理解する。
- 実際の後見事務のイメージをつかむ。
- 実務上、課題になりやすいことについて理解する。
- 家庭裁判所の組織と役割を理解する。
- 権利擁護支援や成年後見制度に関係する諸制度の概要を理解する。
- 市民後見の意義を理解する。

講義内容とポイント (計130分)

講義内容	ポイント	分
1 家庭裁判所における審理・審判(手続の流れ)、家庭裁判所の組織等	(調査官)調査・(予備)審問・鑑定・審判, 本人の同意(補助・保佐の場合の代理権等の付与), 即時抗告の対象, 審判前の保全処分	50分
2 開始直後の後見等の事務	財産調査・目録作成、収支予定の策定、申立ての契機となった課題への対応	15分
3 後見事務	財産(預貯金等)管理、契約締結等、見守り、チームによる支援(ex. サービス担当者会議出席)、報告	15分
4 成年後見制度に関する実務上の課題	医療に係る意思決定が困難な人への支援、死後事務、いわゆる身元保証等	20分
5 権利擁護支援や成年後見制度に関係する諸制度の特長と留意点	日常生活自立支援事業、生活保護制度、生活困窮者自立支援事業(家計相談支援事業)、法テラス(民事法律扶助)、民事信託、市民後見	30分

科目⑥

「中核機関の役割 I (地域連携ネットワーク)」

(90分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 地域連携ネットワークの目的及び4つの機能
- 地域連携ネットワークにおける中核機関の3つの役割
- 地域連携ネットワークの基本的仕組み(「チーム」、「協議体」、「中核機関」)
- 市町村長申立て

講義のねらい

- 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割を理解できる
- 「チーム」、「協議体」、「中核機関」を具体的にイメージできる
- 市町村長申立ての意義と流れが理解できる

講義内容とポイント (計90分)

講義内容	ポイント	分
1 成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワーク及び中核機関の位置づけ	・基本計画上の位置づけ	10分
2 地域連携ネットワークとは何か	・地域連携ネットワークの4つの機能 ・地域連携ネットワークの基本的仕組み(「チーム」、「協議体」、「中核機関」)	10分
3 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割	・中核機関の3つの役割 ・「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割の対応段階毎の支援	30分
4 事例	・事例(市町村長申立て事例)による各対応段階の支援の流れ(※「広報・啓発」段階を除く) ・市町村長申立ての一般的な流れ	40分

科目⑦「 対象者理解・対人援助基礎 」

(60分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 高齢者・障害者の特性理解のみならず総合的な「人」としての理解
- コミュニケーションの基本
- 関係機関との連携の構築のあり方
- 「本人情報シート」について

講義のねらい

- それぞれの特性（認知症、障害等）と成年後見制度との関係を理解する
- 生活者としての「人」の理解
- 対人援助に必要な原則・機能の理解
- 「本人情報シート」の概略と本人を中心とした関係者との連携ネットワークの構築

講義内容とポイント (計60分)

講義内容	ポイント	分
1 障害特性と生活者としての「人」の理解	制度を必要とする人の特性のみならず、総合的な生活者としての「人」としての理解 マズローの欲求段階説（必ずしも下位欲求が満たされなければ上位欲求が発生しないというわけではないことも）	15分
2 バイステックの7原則	① 個別化の原則 ②意図的な感情表現の原則 ③ 統制された情緒関与の原則 ④受容の原則 ⑤ 非審判的態度の原則 ⑥自己決定の原則 ⑦ 秘密保持の原則	15分
3 ソーシャルサポートの6つの機能	① 自己評価サポート ② 地位のサポート ③ 情報のサポート ④ 道具的サポート ⑤ 社会的コンパニオン ⑥ モチベーションのサポート *意思決定支援の考え方との親和性 *ネガティブ・ソーシャルサポート、互惠性	15分
4 関係者・関係機関とのネットワークの構築	「本人情報シート」について（概略を知る） 対人援助技術を学ぶことは、個人（マイクロ）レベルでの対応だけではなく、地域（メゾ・マクロ）レベルへの課題への対応へ向かっていくためにも活用できる	15分

備考

これまで対象者について知らない、接したことがない職員等へ研修を実施する際には、認知症や障害特性を理解するために、国の資料を活用して研修を実施することも考えられる。

科目⑧「 権利擁護支援の広報 」

(60分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 成年後見制度、権利擁護支援における広報・啓発の意義
- 成年後見制度についての説明責任の重要性
- プレゼン能力、わかりやすさの向上

講義のねらい

- 成年後見制度が権利擁護支援の重要な手段であること、早期に発見し支援につなげるのが重要であること、制度活用が有効なケースについて、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を通じて、関係機関に伝えることができるようになる。
- 制度を活用する可能性がある当事者へ、成年後見制度について説明することができるようになる。
- 広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）との連携について学ぶ
- 関係機関ごとのニーズにあった広報・啓発を検討できるようになる。

講義内容とポイント (計 60分)

講義内容	ポイント	分
1 権利擁護支援における広報・啓発とは	なぜ広報・啓発が必要なのか ねらいや必要性を説明	15分
2 グループワーク：事前課題について ① グループ毎での発表 ② グループ発表	目的：事前課題に取り組んだことを発表し、広報や啓発における課題把握や更なる工夫につなげる。	①20分 ②10分 計30分
3 まとめ	権利擁護支援機関の広報・啓発にかかる具体的な方法の紹介（パンフレット作成・配布、研修会・セミナー等） 高齢福祉、障害福祉、医療機関、金融機関、民生委員、地域組織、行政機関等関係機関や対象者に応じた周知方法、本人理解につながるような創意工夫へつなげる。	15分

備考

事前課題として、以下を行うことも考えられる。

事前課題	当事者や家族等に対して、成年後見制度の説明を可能な限り工夫しながらおこなってみる。その機会がない場合など、直接には無理な場合は、関係者・職場同僚等に対する説明を試みる。その反応や感想を把握する。 各地での広報媒体があれば持参する。
------	--

**科目⑨「中核機関の役割Ⅱ
権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」**

(250分)

研修として実施する際に含むべき内容

- ニーズの精査と権利擁護支援の方針検討
- 意思決定支援
- 本人情報シート
- 権利擁護の支援全般についての検討

講義のねらい

- 権利擁護支援の方針についての検討について、複数の事例を用いて専門的判断の要素を知る
- 本人の意思を中心に置いて検討する（支援者都合にならないよう留意する）
- 権利擁護支援の課題（法的課題・福祉的課題）を見極め、ニーズを精査する
- 権利擁護支援に関わる制度の特長、留意点と活用方法を理解し、検討できるようになる
- 支援方針を検討する会議について、理解する

講義内容とポイント (計250分)

講義内容	ポイント	分
1 【講義】 演習の目的 手引書フロー図① アセスメント・支援の検討 ・検討段階での専門職の協力 ・権利擁護支援についてのアセスメント ・後見ニーズの精査、見極め	・事例検討の参加者の選択 ・権利擁護支援課題の抽出 ・法的課題の必要性の理解 ・権利擁護支援ツールの検討、判断 ・本人情報シートの活用 ・代理代行決定と意思決定支援 ・見守りの場合の状況把握のための役割分担	15分
2 【演習】 グループワーク① Aさんの事例 グループ発表 解説	・支援方針検討会議の参加者 ・支援課題の抽出 ・成年後見制度類型の見立て ・どのような支援方針を立てるか ・本人の意思と支援者の意向をどのように考えるか ・グループ発表による気づき 解説ポイント	30分 15分 15分
休憩		10分
3 【演習】 グループワーク② Bさんの事例 本人情報シートの提示 発表 解説	・支援方針検討会議の参加者 専門職の活用 ・課題の抽出 (法的課題と福祉的課題の抽出) ・諸制度の理解と本事例での活用の検討 ・本人への説明と意向確認 ・本人情報シートを活用した見立て ・グループ発表による気づき 解説ポイント	40分 15分 15分
休憩		10分

<p>4 【演習】 グループワーク③ Cさんの事例</p> <p>発表</p> <p>解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援方針検討会議の参加者 ・支援課題の抽出 ・成年後見制度と日常生活自立支援事業の検討 ・本人の意向と支援方針の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ発表による気づき <p>解説ポイント</p>	<p>40分</p> <p>15分</p> <p>15分</p>
<p>講義 事例1～3を通した解説まとめ</p>		<p>15分</p>

備考

事前課題として、以下を行うことも考えられる。

<p>事前課題 ー当該地域の社会資源を調べるー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の利用状況、利用要件および成年後見制度との併用について ・生活困窮者自立支援事業の窓口、支援内容等 ・障害福祉サービスの社会資源 ・インフォーマルサービスにおけるサロンや居場所など
---------------------------------	--

科目⑩「意思決定支援」(応用)

(120分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 「意思決定支援」の概念整理
- 「意思決定支援」の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援方法
- 国内の「意思決定支援」ガイドライン
- 意思決定支援と法的保護の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント
- 「意思決定支援」ガイドラインを踏まえたチーム形成、「意思決定支援」会議のあり方（ファシリテーション）

講義のねらい

- 「意思決定支援」の概念を理解する。
- 「意思決定支援」の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援の流れと限界を理解する。
- 国内に存在する「意思決定支援」ガイドラインの概要を把握し、関係性を理解する。
- 「意思決定支援」と法的保護の観点を踏まえた中核機関としての進行管理機能のあり方を理解する。
- 「意思決定支援」ガイドラインを踏まえた支援チームの形成と「意思決定支援」会議における進行上の工夫（ファシリテーション）を理解する。

講義内容とポイント (計120分) ※グループワーク等を行う場合には、150分程度が推奨される。

講義内容	ポイント	分
1 「意思決定支援」と法的保護の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント	相談段階におけるアセスメント、成年後見制度利用を含む具体的な支援の内容の検討、申立段階の候補者マッチング、後見人等選任前後のチーム支援体制、本人の状況変化に対応した後見人等の柔軟な交代等、「意思決定支援」及び法的保護の観点を成年後見制度利用促進実務（特に中核機関の進行管理機能）に適切に反映するための意識醸成・ポイント把握	15分
2 「意思決定支援」の基本的な考え方	障害者権利条約の理念、意思決定能力存在原則、支援付き意思決定（狭義の意思決定支援）と代理代行決定（法的保護）の差異と限界、支援段階（ステージ）に応じた支援者側の心構え（表出された意思・心からの希望→意思と選好に基づく最善の解釈→主観的最善の利益の差異と用い方）	20分
3 国内の「意思決定支援」ガイドライン	国内に存在する各種「意思決定支援」ガイドラインの紹介と関係性についての整理	10分
4 「意思決定支援」の基本原則・意思決定のプロセスを意識した支援方法	支援付き意思決定（狭義の意思決定支援）→意思決定能力アセスメント→代理代行決定（法的保護）に至る、意思決定のプロセスの理解と各支援段階（ステージ）における支援方法の把握	25分
5 「意思決定支援」ガイドラインを踏まえた適切なチーム支援のあり方（ファシリテーション）	「意思決定支援」のコンセプトを権利擁護支援に適切に反映するための「意思決定支援」ガイドラインを踏まえたチーム支援のあり方、ファシリテーションを活用した「意思決定支援」会議の運営手法等についてのイメージ形成	50分 (80分)

**科目⑪「中核機関の役割Ⅲ
本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断」**

(240分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 申立てについての具体的知識
- 診断書・本人情報シートの作成
- 判断根拠となる情報の見極め

講義のねらい

- 申立てへの支援のポイントを理解する
- 受任調整におけるポイントを理解する
- 家庭裁判所との連携の必要性を理解する
- 地域の特性に応じた仕組みの構築や社会資源開発の視点を持つ

講義内容とポイント (計240分)

講義内容	ポイント	分
1 申立てに関わる相談・支援 申立・マッチングに関する基礎理解	<ul style="list-style-type: none"> ・申し立て支援に必要な情報 (本人情報シートの活用、補助・保佐の場合における代理権・同意権の付与と本人の同意の要否、審判前の保全処分、事務管理の扱い) ・申立て書類の作成のポイント ・本人・家族との説明や調整 ・本人情報シートの作成(依頼)、その他必要な情報収集 ・医師診断書の作成依頼 ・補助・保佐の場合における代理権・同意権の範囲の検討 ・財産目録等の提出書類の作成支援 ⇒本人のアセスメント、身上保護を含めた生活全般を見渡す視点 	60分
2 演習：演習に関する導入	演習開始にあたっての事例等の共有	30分
3 演習：申立人についての検討 ① グループでの検討 ② グループ発表 ③ 事例に則した解説	事例による演習 目的：申立てについての具体的な実務をイメージする。	①30分 ②10分 ③10分 計50分
4 演習に関する補足①	3の補足説明(3と連動し時間調整) <ul style="list-style-type: none"> ・申立ての流れの再確認 ・関係機関との連携、情報収集 ・家庭裁判所との連携 ・行政との連携 	20分

<p>5 演習：適切な候補者の検討</p> <p>① グループでの検討</p> <p>② グループ発表</p> <p>③ 事例に則した解説</p>	<p>事例による受任調整の理解</p> <p>目的：受任調整会議について具体的に理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人のニーズや後見事務処理上の課題の検討 ・ 親族・専門職・市民・法人後見の特徴、現状 ・ 後見人候補者の検討（親族・専門職・市民・法人等） ・ 家庭裁判所との調整・情報サポート ・ 申立の流れと実務（まとめ） 	<p>① 20分</p> <p>② 20分</p> <p>③ 20分</p> <p>計60分</p>
<p>6 演習に関する補足②</p>	<p>研修後の地域での展開を見据えて（5と連動し調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マッチング調整のための検討体制（家庭裁判所、専門職との連携） ・ 市民後見人推進と行政の役割 	<p>20分</p>

備考

事前課題として、以下を行うことも考えられる。

<p>事前課題</p>	<p>課題：所属の市区町村における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業の情報（成年後見制度との関係性） ・ 市区町村長申立、成年後見制度利用促進事業、市民後見人養成等の現状（事業の内容、支援内容）を調べておく。
-------------	---

科目⑫中核機関の役割Ⅳ
「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

(190分 含む10分休憩)

研修として実施する際に含むべき内容

- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見実務の理解
- 医療同意
- 死後事務・相続に関する知識
- 本人情報シートの活用、意思決定支援

講義のねらい

- 制度利用後の本人の状況把握や支援体制整備を理解する
- 就任後の成年後見実務を踏まえた上での支援を理解する
- 定期報告書の書類作成支援を理解する
- モニタリングやバックアップ体制の工夫を理解する

講義内容とポイント (計190分)

講義内容	ポイント	分
<p>1 【講義】 「後見人等就任後の後見実務について」</p> <p>・各中核機関の実状に合わせた、後見実務理解の方法及び、適切なモニタリング、バックアップを行う体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関が後見実務を理解するための様々な方法 ・後見制度利用後のチーム支援の体制 ・支援者間の情報共有 ・後見人等からの相談対応 ・医療同意の対応 ・死後事務、相続に関する知識 ・本人の状況把握 本人、支援者からの情報提供 ・判断能力に応じた類型の確認、検討 ・本人、後見人、支援者等からの相談対応 ・身上保護のための財産管理 ・苦情対応の方法 各専門職団体との連携 ・後見人交代の根拠と判断 ・「後見人」としての立場の理解 ・意思決定支援と本人の参加 ・家庭裁判所との情報共有 	60分
<p>2 【講義】 「事例の追加シートについて説明」</p> <p>・就任後1年を想定し、これまでの後見実務の関わりを解説しながら、事例情報を共有する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修から続く事例について追加説明 ・母親（事例）の後見実務を通じて、主な実務のイメージ化 ・定期および終了報告書作成方法を理解 	30分
<p>3 【休憩】</p>		10分

<p>4 【演習】 モニタリング演習</p> <p>・本人情報シート等を活用したモニタリングポイントの学び</p> <p>・モニタリング、バックアップのための体制づくりについて、参加者同士での意見交換とアイデア出し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングでの視点及びポイントの理解 ・後見人の権利行使のあり方確認 ・後見人からの報告を受ける視点 ・バックアップ体制の整備 ・利用支援事業の整備の視点 ・死後事務を理解する ・後見監督とモニタリング、バックアップの違い ・類型の見直し（本人情報シートの比較） ・サービスチームの通常モニタリングの活用 	<p>40分</p>
<p>5 【発表】 グループ発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループより出たアイデア等の報告 ・フロアでの共有 	<p>20分</p>
<p>6 【講義】 モニタリング解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・息子（事例）のその後の流れを解説 ・専門職との連携と活用 ・家庭裁判所との情報共有 ・支援計画の変化と意思決定支援 ・見直しが必要なケースの判断 （権利侵害、親族不在、支援困難ケース等） 	<p>30分</p>

科目⑬「地域連携ネットワークと市町村計画」

(60分)

研修として実施する際に含むべき内容

- 市町村成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の趣旨
- 市町村計画のパターン（単体計画と法定計画と一体的策定計画）
- 地域連携ネットワークの構築、強化に向けた、効果的な計画策定のプロセス

講義のねらい

- 市町村計画を策定する意義と効果や、法的根拠、盛り込むことが望ましい内容を理解する
- 市町村計画のパターンと特長、留意点を理解する
- 協議会等合議体による、効果的な計画策定のプロセスを理解する

講義内容とポイント (計60分)

講義内容	ポイント	分
1 市町村計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画策定の法的根拠 ・国基本計画が示している市町村計画に盛り込むことが望ましい内容 ・市町村計画を策定することの意義と効果 	10分
2 市町村計画のパターンと内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定パターンと、特長、留意点 ・成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合の例とポイント ・地域福祉計画と一体的に策定する場合の例とポイント ・介護保険計画・障害福祉計画と一体的に策定する場合の例とポイント 	20分
3 効果的な計画策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、強化と計画策定の関係（審議会や協議会等合議体による計画策定） ・計画策定の準備（担当課やスケジュールの決定、現状の確認と課題整理、計画策定メンバーの決定） ・計画の策定（計画案の作成、意見の聴取と反映、計画の公表） ・計画の実行と見直し（協議会への報告、見直し案の作成） 	30分

第 5 章

成年後見制度利用促進フォーラム

第5章 成年後見制度利用促進フォーラム

1 事業目的

本事業で実施したアンケート・ヒアリング調査結果を報告するとともに、「研修プログラム（案）」および「実務のための手引き（案）」に基づき、本調査研究事業の主題である中核機関の支援機能を担う人材育成について多角的に検討を深めることを目的に、2019年2月20日、KFCホール（東京都墨田区）にて、「成年後見制度利用促進フォーラム～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～」を開催、自治体、都道府県社会福祉協議会、権利擁護センター等、家庭裁判所、専門職、関係機関等より330名が参加した。

本フォーラムにおいては、「実務の手引き（案）」の骨子および「研修プログラム（案）」を提示するとともに、実際の研修プログラムの演習科目についてモデル研修形式で実施し、アンケートにて参加者からのフィードバックを収集し、最終委員会時に調査研究事業の成果物を検証する際の参考とした。

2 事業内容

(1) **日時**：2019年2月20日（水）10：30～17：00

(2) **会場**：KFC ホール

（東京都墨田区横網一丁目6番1号 KFC ビル3階）

(3) **参加対象**：中核機関職員、自治体職員（都道府県・市区町村）、成年後見・権利擁護センター職員、社会福祉協議会職員、専門職、家庭裁判所職員、その他成年後見制度利用促進に関心のある方
（関係者、登壇者を含め、370名が参加した。）

(4) **参加費**：無料

(5) **募集パンフレット**：別紙のとおり

(6) **定員超過への対応**

自治体・家庭裁判所関係者を優先とし、先着順により参加者を会場定員まで受け付けたが、会場定員の関係で、約200名は受け入れることができなかった。また、日程が合わない、遠方で参加が困難等の理由により、フォーラムと同様の企画を各地で開催してほしいとの要望も寄せられた。そのため、フォーラム当日の動画を動画にて撮影し、

フォーラム当日資料集ならびにフォーラム動画を後日、日本社会福祉士会ホームページにて配信する対応をとった。

(7) プログラム

時間	内容	登壇者
10:00	受付開始	
10:30	開会挨拶 挨拶	西島 善久氏（日本社会福祉士会 会長） 谷内 繁 氏（厚生労働省 社会・援護局長）
10:40	趣旨説明・講演 中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて	新井 誠 氏（中央大学教授・本委員会委員長）
11:15	中核機関に求められる支援機能 ～権利擁護センター等への調査と「実務のための手引き」について～	山口 光治氏（淑徳大学教授・ワーキンググループ委員会委員長） コメント 川端 伸子氏（厚生労働省社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室）
12:00	昼食休憩	
13:00	中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～研修プログラムについて～	安藤 亨 氏（豊田市福祉部福祉総合相談課） 水島 俊彦氏（日本弁護士連合会） 西川 浩之氏（成年後見センター・リーガルサポート） 白土 典子氏（いわき市内郷・好間・三和地区 保健福祉センター） コメント 牧野 奈津美氏（静岡県健康福祉部 福祉長寿局 地域福祉課）

14:00	診断書の改定と本人情報 シートの導入について	太田 章子氏（最高裁判所事務総局家庭局） コメント 五十嵐 禎人氏（千葉大学社会精神保健教育 研究センター）
14:30	休憩	
14:45	モデル研修 中核機関の役割 ～権利擁護支援の 方針についての 検討・専門的判断～	星野 美子氏（日本社会福祉士会） 住田 敦子氏（尾張東部成年後見センター） 田邊 寿氏（伊賀市社会福祉協議会） 矢澤 秀樹氏（伊那市社会福祉協議会） コメント 高江 俊名氏（日本弁護士連合会） 矢頭 範之氏（成年後見センター・ リーガルサポート） 齋藤 敏靖氏（日本精神保健福祉士協会） 小佐波 幹雄氏（品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター） 高橋 良太 氏（全国社会福祉協議会 地域福祉部） 川端 伸子氏（厚生労働省社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室） 片桐 公彦氏（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室） 坪井 由紀子氏（厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室）
16:55	閉会挨拶	鹿嶋 隆志氏（日本社会福祉士会）

(8) 当日資料集の公開と動画の配信

フォーラム当日に配布した資料集データ（PDF形式）は、2019年4月より日本社会福祉士会ホームページにて公開している。

■日本社会福祉士会ホームページ：http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html

フォーラムの当日動画（一部）は、2019年4月下旬より、日本社会福祉士会ホームページ（eラーニングシステム）にて公開を行う予定である。

3 アンケート結果

別紙のとおり（※自由記述は、主な意見を掲載している。）



2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム ～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～

平成30年度社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける
中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」

趣旨：成年後見制度利用促進基本計画を受け、各地において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関設置に向けて、既存の支援の見なおしや体制整備に向けた取り組みが進められています。一方、各地で中核機関の設置を進めるにあたり、自治体や中核機関職員の支援力養成が急務となっています。

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）は、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について、権利擁護センター等への調査に基づき、自治体・中核機関職員に向けた「支援ガイドライン」と「研修プログラム」を開発しています。この度、調査研究成果を報告するとともに、中核機関の支援機能を担う人材育成をテーマに、成年後見制度利用促進フォーラムを開催いたします。

日時：2019年2月20日（水）10：30～17：00（受付10：00開始）

会場：KFCホール 〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号 KFCビル3階
（都営地下鉄大江戸線両国駅直結、JR 両国駅東口より徒歩6分）

対象：中核機関職員、自治体職員（都道府県・市区町村）、成年後見・権利擁護センター職員、
社会福祉協議会職員、専門職、家庭裁判所職員、その他成年後見制度利用促進に関心のある方

定員：250名（※中核機関、自治体、都道府県社会福祉協議会参加者については、定員内に優先参加枠を設けています。）

参加費：無料

申込：所定の申込書にてFAX、郵便またはeメールにてお申込ください。（電話では受付できません）

申込締切：2019年1月28日（月）まで（先着順）※申込締切日前でも定員となり次第締め切ります。

参加可否：参加の可否は、2019年2月8日（金）頃までに文書にて通知します。

（会場の座席数に限りがあるため、当日は決定通知をお持ちでない方の参加をお断りさせていただく場合があります。
必ず事前に申込手続きいただけますよう、お願いいたします。）

企画：成年後見制度利用促進支援機能検討委員会（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

問合せ先：公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター

TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

プログラム（2018年12月現在）

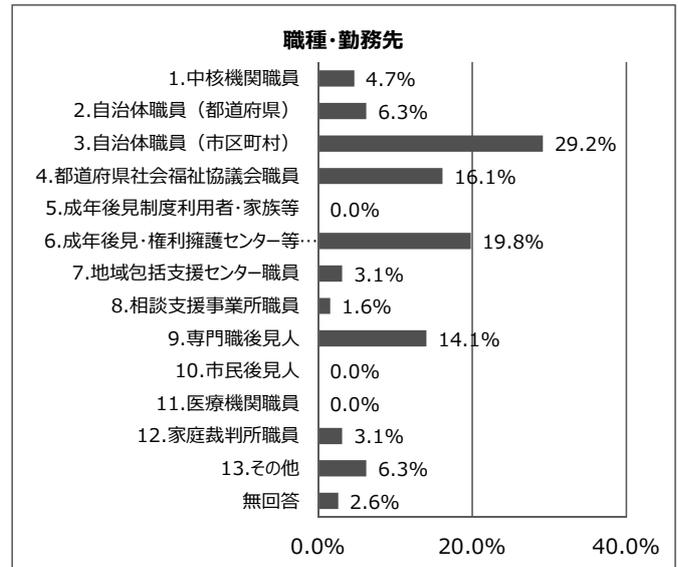
※今後変更の可能性がります。最新情報は日本社会福祉士会ホームページをご覧ください。

時間	内容	登壇者（予定・調整中）
10：00	受付開始	
10：30	開会挨拶 挨拶	西島 善久氏（日本社会福祉士会） 厚生労働省 社会・援護局（予定）
10：40	趣旨説明・講演 中核機関の 支援機能を担う人材育成に向けて	新井 誠氏（中央大学教授・本委員会委員長）
11：15	中核機関に求められる支援機能 ～権利擁護センター等への調査と 支援ガイドラインについて～	山口 光治氏（淑徳大学教授・ワーキンググループ委員会委員長） 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 委員・オブザーバー
12：00	昼食休憩	
13：00	中核機関の支援機能を担う 人材育成に向けて ～研修プログラムについて～	成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 委員・オブザーバー
14：00	診断書の改定と本人情報シートの 導入について	最高裁判所 事務総局 家庭局（予定）
14：30	休憩	
14：45	モデル研修 中核機関の役割 ～権利擁護支援の方針についての 検討・専門的判断～	星野 美子氏（日本社会福祉士会） 住田 敦子氏（尾張東部成年後見センター） 田邊 寿氏（伊賀市社会福祉協議会） 矢澤 秀樹氏（伊那市社会福祉協議会）
16：55	閉会挨拶	日本社会福祉士会

2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム 参加者アンケート

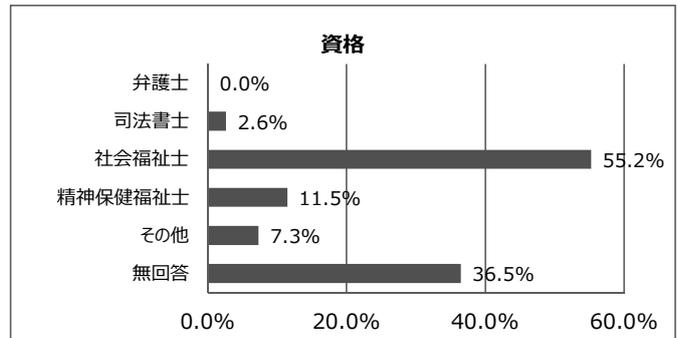
職種・勤務先

項目	回答数	%
1.中核機関職員	9	4.7%
2.自治体職員（都道府県）	12	6.3%
3.自治体職員（市区町村）	56	29.2%
4.都道府県社会福祉協議会職員	31	16.1%
5.成年後見制度利用者・家族等	0	0.0%
6.成年後見・権利擁護センター等職員	38	19.8%
7.地域包括支援センター職員	6	3.1%
8.相談支援事業所職員	3	1.6%
9.専門職後見人	27	14.1%
10.市民後見人	0	0.0%
11.医療機関職員	0	0.0%
12.家庭裁判所職員	6	3.1%
13.その他	12	6.3%
無回答	5	2.6%
小計	192	



資格

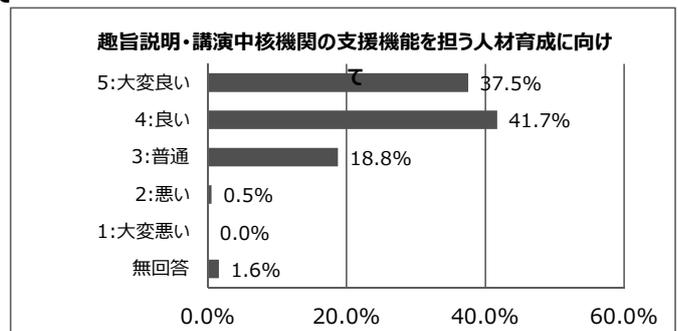
項目	回答数	%
弁護士	0	0.0%
司法書士	5	2.6%
社会福祉士	106	55.2%
精神保健福祉士	22	11.5%
その他	14	7.3%
無回答	70	36.5%
小計	192	



Q1.プログラム内容はいかがでしたか

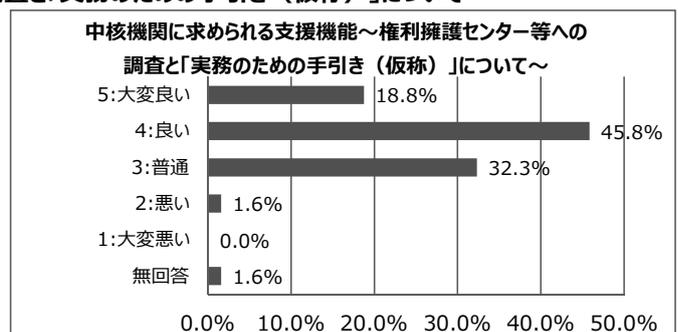
趣旨説明・講演中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて

項目	回答数	%
5:大変良い	72	37.5%
4:良い	80	41.7%
3:普通	36	18.8%
2:悪い	1	0.5%
1:大変悪い	0	0.0%
無回答	3	1.6%
小計	192	



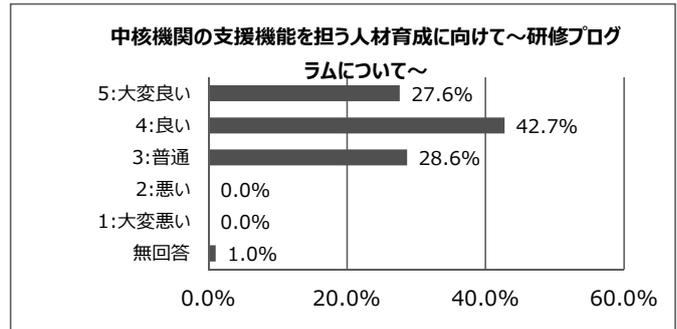
中核機関に求められる支援機能～権利擁護センター等への調査と「実務のための手引き（仮称）」について～

項目	回答数	%
5:大変良い	36	18.8%
4:良い	88	45.8%
3:普通	62	32.3%
2:悪い	3	1.6%
1:大変悪い	0	0.0%
無回答	3	1.6%
小計	192	



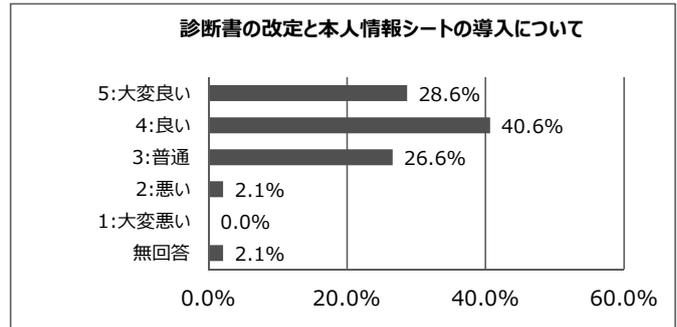
中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～研修プログラムについて～

項目	回答数	%
5:大変良い	53	27.6%
4:良い	82	42.7%
3:普通	55	28.6%
2:悪い	0	0.0%
1:大変悪い	0	0.0%
無回答	2	1.0%
小計	192	



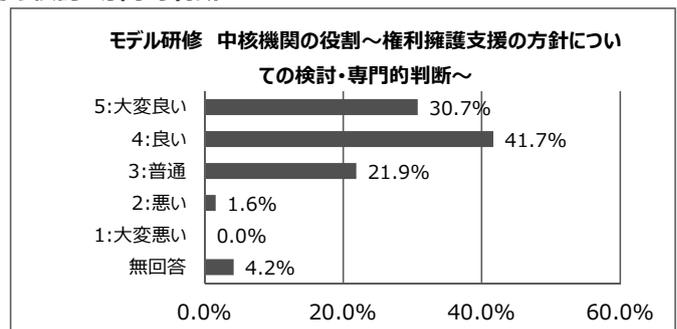
診断書の改定と本人情報シートの導入について

項目	回答数	%
5:大変良い	55	28.6%
4:良い	78	40.6%
3:普通	51	26.6%
2:悪い	4	2.1%
1:大変悪い	0	0.0%
無回答	4	2.1%
小計	192	



モデル研修 中核機関の役割～権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断～

項目	回答数	%
5:大変良い	59	30.7%
4:良い	80	41.7%
3:普通	42	21.9%
2:悪い	3	1.6%
1:大変悪い	0	0.0%
無回答	8	4.2%
小計	192	



趣旨説明・講演中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて(自由記述)

外国との比較はより、日本の実情がわかりやすかった。	中核機関職員
外国との比較した話が興味深かった	中核機関職員
熱い思いが伝わってきました なぜ制度の利用者、補助、任意後見が少ないのが、行政の動きがすまない。それを明らかにすることが必要、一般の方、行政、専門職の共通認識が大事だと思います	中核機関職員,自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
利用促進法に至った経過が良くわかった。	中核機関職員,成年後見・権利擁護センター等職員
4段階に分けて説明してもらったことが、わかりやすかった。現行法上、医療同意権のないこと、居所指定権のないことなどがよくわかり論点が明確となった	自治体職員(市区町村)
地域連携ネットワークの構築の必要が理解できた	自治体職員(市区町村)
成年後見制度の歴史的流れや現状の課題etc概要について知る事ができた。仕事をしながら制度の理解を深くしていく時間がなかったので勉強になった。	自治体職員(市区町村)
愚行権を決めない、という点は強い共感をおぼえます、社会生活において負荷のない自己はありえない。意思決定支援は大変重いテーマだと思っています。	自治体職員(市区町村)
成年後見制度の変遷や現状課題がとてもわかりやすかった。	自治体職員(市区町村)
法律専門家による成年後見利用促進。視点が学べて良かった	自治体職員(市区町村)
成年後見にまつわる世界的な状況や、様々な背景、もとめられていることが大局的に説明されており、とても興味深かった。	自治体職員(市区町村)
「支援」と「保護」という大きなキーワードに関するお話が、大変興味深かったです。	自治体職員(市区町村)
成年後見制度の初期から現在の流れがよく分かった。	自治体職員(市区町村)
これまでの流れなど、とても分かりやすかった。もっと時間を多くとってほしいと思った。	自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
公的支援と意思決定支援の関係性について、愚行権に関する話をもっと詳しくうかがいたかった	自治体職員(都道府県)
身上保護と監護のちがい	自治体職員(都道府県)
先生の想いと考えは伝わってきました。発言が主観的な部分が多かったので、違う人のお話も聞いてみたいと思いました。	自治体職員(都道府県)
意思決定支援だけでなく「保護」も意識すべきという点が印象に残ったが、どうすれば両方を意識した取組を実践できるのかという不透明感が生じた。(中核機関でそこまでできるのかという疑問)	自治体職員(都道府県)
社会全体で支えることによって、地域がよりよく発達することにつながるという目的を知った	県社協職員
中核機関設置が促進されるヒントを示された。	県社協職員
わかりやすかった	県社協職員
・各国の最新傾向を紹介されて、日本の位置が見える。より深く聞きたいと思った。	成年後見・権利擁護センター等職員
・何故任意後見や補助類型が少ないのか、どうすれば利用促進につながるのか。・「支援と保護」のバランスのとり方、考え方、具体的な対応方法、この2点についてもっと深く知りたかったです。	成年後見・権利擁護センター等職員
歴史について、世界的視野を含め力強いお考えのもと話されていたことで、感銘を受けました。	成年後見・権利擁護センター等職員
世界、日本の動き、考え方、が整理できました、だからこそ、議論をもっと深めなければいけないと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
中核機関設置の意義がよくわかりました。	成年後見・権利擁護センター等職員
基調説明としてポイントがよくわかりました。	成年後見・権利擁護センター等職員
新井先生から他国の状況経済が聞けて良かった	専門職後見人
一歩ふみこんだ話 意見決定支援居所指定の話は新たな議論のポイントとなる	専門職後見人
考え方を深めることができた	専門職後見人

趣旨説明・講演中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて(自由記述)

成年後見制度と、中核機関の支援の重要性の説明を聴き、改めて、その大切さが理解できた。	相談支援事業所職員, 専門職後見人
取組推進の中心におられる方の問題意識、危機感など直接伺うことなども、地変参考になった、現実との差を埋めるのは容易ではない	家庭裁判所職員
基本計画の策定にも関わった新井教授から素直なお話や、制度に係る、想いについては興味深いものがあった。時間があればもう少し話をうかがったかった。	家庭裁判所職員
新井先生の「意思決定支援には、もっと具体的な検証が必要」との指摘は、大切な視点だと実感しました。	その他
横浜宣言の2016年改訂版をよく読み通してみたいと思う。	その他

中核機関に求められる支援機能～権利擁護センター等への調査と「実務のための手引き（仮称）」について～

調査結果は資料を見ればある程度わかるため、説明が手引き及び実践例の紹介についてくれと聞きたかった。	自治体職員（市区町村）
アンケートの結果が理解できた	自治体職員（市区町村）
調査報告による全国の事がしれてよかった。又、人口別に分けてあり自分の自治体の参考になると思った。	自治体職員（市区町村）
わかりやすい資料と説明でした。	自治体職員（市区町村）
あらためて中核機関の意義役割を整理することができました。	自治体職員（市区町村）
成年後見制度および擁護支援の現状が明確に、参考になった。	自治体職員（市区町村）
レジュメにそった説明だったが、数字についてより、その結果をもって今後どうしているのか、という部分を、よりくわしくお話いただきたかった。	自治体職員（市区町村）
手引きの作成は大変ありがたいと感じる。	自治体職員（市区町村）
全国の結果を知れたのが良かった。特に「人口」の規模を視点に分析いただけてるのがありがたい	自治体職員（都道府県）
5つの支援力について、地域連携ネットワークで持つという説明があったが、人口規模が小さく地域資源に限られる地域では全ての支援力を満たすことは困難と想定され、広域的な視点から県等による支援の必要性を感じた。 また、5つの支援力のうち、特に重要な支援力について説明があるとよかった。	自治体職員（都道府県）
これから行われる研修の目指す方向性がわかった	県社協職員
中核機関の運用状態の実態を明らかにされた。	県社協職員
制度につなぐことを目的とするのではなく、本人の支援であるという視点は実は見落しがちなので、忘れずやっていきたいです。	県社協職員
アンケート結果で課題がわかる。	県社協職員
今後もっと具体的な実践について見聞してみたい	県社協職員
・調査結果の全容をみたいです。	成年後見・権利擁護センター等職員
調査内容の説明は、大変わかり易かったです。みどりの手引きと連動しているとのこと、より実践に活かせるものになると期待しています。	成年後見・権利擁護センター等職員
国の指針をうけて、細かい内容をうかがえ、より具体的に理解しました。	成年後見・権利擁護センター等職員
他自治体、推進機関の取り組みは参考になった。他の機関の取り組み(実践中、検討中も含めて)知りたい。	成年後見・権利擁護センター等職員
5つの項目を意識しなくては、と感じました	成年後見・権利擁護センター等職員
「5つの支援力」を個人としてもやはり高めていきたいと思います。そのための研修があれば参加したい、なければ作ってほしいと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
アンケート結果の内容が興味深かったです。	成年後見・権利擁護センター等職員
現状が理解できた。	専門職後見人
新たな手引の流れが理解できた	専門職後見人
実務の手引きについて、各所へ先駆的な取り組みが紹介され、これが今後のスタンダードになるという思いが強く感じられた	相談支援事業所職員, 専門職後見人
体制整備の手引と連動をされているのは良いと思う、市町村においてリアルなイメージを持つのに有効に活用されるよう期待する	家庭裁判所職員
中核機関をかたちだけつくっても駄目であり、職員の思いが必要であるとの考えのもとで研修や手引きの検討が行われている点に意義を感じた。ネットワークにこの趣旨が広く伝わっていくとよいと思う。	家庭裁判所職員
調査が大変参考になりました。	その他

中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～研修プログラムについて～

研修プログラム策定の過程が興味深かった。	中核機関職員
各専門家から視点の違う説明がありよく理解できた。	中核機関職員
県単位での講師は専門職のみでなく自治体が自ら話す(講師を担う)ことも必要、自治体職員も「わからない」で避けてしまうとすまない。	中核機関職員,自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
国からの通知等も一つの方法かと思えます。	
福祉事務所の査察指導員(福祉士資格)の現場感覚にもとづく熱い思いが伝わった特に、(1)全部やろうと思わないこと(2)やる気があればできるとの言葉に勇気をいただきました。	自治体職員(市区町村)
研修を受けたい	自治体職員(市区町村)
参考になった	自治体職員(市区町村)
意思決定支援についての意義が良くわかりました。	自治体職員(市区町村)
現場の課題に対応するべくして作成した事が分かりやすく説明されていてよかった。	自治体職員(市区町村)
白土さんのお話がとても参考になりました。	自治体職員(市区町村)
レジュメ資料がほしかった。	自治体職員(市区町村)
研修があることがとても心強いです。ぜひ受講したいです。	自治体職員(市区町村)
研修プログラムの内容についてより具体的にご説明いただけると良かった	自治体職員(市区町村)
水島先生のパワーポイント様々な情報が記載されており、大変参考になったので、これについても資料に入れてほしかった。特に机のない会場なのでメモしたことも書きづらい。パネリスト司会のそのお話は興味深くわかりやすかった。	自治体職員(市区町村)
行政職員や専門職の方がチームとなって作り上げたプログラムについて、具体的な説明でわかりやすかったです。	自治体職員(市区町村)
スクリーンに映す出される映像が、頂いている資料になくて、今何のことについて話しているのか分からなくなることがあった。	自治体職員(市区町村)
それぞれの職種の視点からの報告(とくに水島氏の経緯)も良かったし、安藤さんの司会進行がすばらしかった	自治体職員(都道府県)
研修プログラムが組み立てられるまでの過程を知ったこと	自治体職員(都道府県)
WGでの発言等を知り、プログラム作成までの考えが分かり、良かった。	自治体職員(都道府県)
調査結果の傾向が人口規模により異なっていたため、人口規模に応じた(対象者を行政や中核機関等に限定しない)研修プログラムが必要でないかと感じた。	自治体職員(都道府県)
実施される研修プログラムは幅広く知識が必要になるが、レベルが違いすぎる場合もあると思う	県社協職員
中核機関を設置する際のインセンティブを教えてください	県社協職員
研修プログラムの考え方がわかりました。	県社協職員
各科目の研修講師にどんな人を想定しているのかが分かるとよかった。	県社協職員
国の研修を待ちます	
・もう少し、ゆっくりきたい。研修プログラムの実効性よりも理念が多かった?	成年後見・権利擁護センター等職員
研修プログラムの作成過程や、ワーキンググループの方々の熱い思いが伝わってききました。	成年後見・権利擁護センター等職員
研修に期待します	成年後見・権利擁護センター等職員
意思決定支援など基本的なご意見みなさまのお考えをうかがえました。	成年後見・権利擁護センター等職員
地域で本人を支援する、支援者側まで情報が届いていない為、意思決定支援や本人情報シート等、どの様に支援者まで届けるのか、が課題と思っています。(中核機関に期待で	成年後見・権利擁護センター等職員
基礎が支援において必要なものだと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
参加したいと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
社協職員と限定されたので少し抵抗あった。社協が中核機関と決まってるのですか?	成年後見・権利擁護センター等職員,専門職後見人
意思決定支援に関する考え方につき、パワーポイントだけでなく手紙の資料としても提供頂きたかった。	専門職後見人
プログラム作成の過程が良くよかった。	専門職後見人
プログラムの概要を知ることができた	専門職後見人
合宿をして検討されたとき、熱意が伝わりました。	専門職後見人

中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～研修プログラムについて～

研修プログラムについて、弁護士、司法書士、社会福祉士、のそれぞれの立場からお話を聴くことができわかりやすかった。	相談支援事業所職員, 専門職後見人
プログラムに込められた思いがよく伝わった、が、これを今後伝承していくことはできるか不安、理念が地域社会に根づくがどうか…	家庭裁判所職員
<制度の正しい理解> に関するお話しや、<意思決定交流> に関する、水島弁護士のお話しは非常にわかりやすく、今後の人材育成に向けて有意義の内容であった。進行も含め、自治体、法とのやりとりは擁護面でのアピールとなりよかったと思う。	家庭裁判所職員
行政の方のコメント「中核機関の設置はやる気であればできます！」は、心強い言葉だと思いました。	家庭裁判所職員
研修の目的や支援における視点が伝わってきた。今日のフォーラムを通じて研修への意欲が湧くのではないかと思った。	家庭裁判所職員
他職種の活用、とりわり家庭裁判所との日常的なつながりの必要性を強く感じました	その他
登壇者の熱い思いが伝わりました。	その他

診断書の改定と本人情報シートの導入について

本人情報シートの必要性は十分理解できるが依頼する場合 自由記載部分が多い難易度が高いと、個人的に思っている。その点について、検証したのか知りたい。	中核機関職員
内容を真面目に書こうとすると、かなりの時間がさかれるのではと思う。不確かなものが診断書に影響する心配はないのがもっと知りたい。	中核機関職員
中立性の確保が大事だと思いました。	中核機関職員,自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
前年の調査は地元の家裁よりご説明いただいていたのと同様でした。後半のコメントは課題感も含め参考になりました。	自治体職員(市区町村)
家庭裁判所の審判の精度を高めることで本人の権利擁護がすみ司法と福祉の情報共有となると思います。	自治体職員(市区町村)
本人情報シート記入はだれがどのように支払うのか？	自治体職員(市区町村)
リスクについてまったく説明がなかった。	自治体職員(市区町村)
本人情報シートはソーシャルワーカーではなくても、社会福祉士の資格があり本人と関わりのある行政職員でもいいのか質問できる時間があれば質問したかった。	自治体職員(市区町村)
地域ケア会議もそうですが、包括やケアマネ、福祉職に求められているものが肥大化しすぎと思います。待遇含め、もっと、福祉職の社会的地位を上げないと人材確保が難しいのでは？	自治体職員(市区町村)
後見類型の場合、誰の同意により情報シートを医師に提供するかなど、運営にあたっての検討が必要	自治体職員(市区町村)
大変わかりやすく活用できそうと感じました。	自治体職員(市区町村)
診断書の改定や情報シートの意義、治用方法がとてもわかりやすかった。	自治体職員(市区町村)
ポイントが明確	自治体職員(市区町村)
説明がわかりやすかった。本人情報シートはそれとして、診断書はあまりシートにひっぱられすぎず知見を書いて頂けた方が安心なような気がした。シートがどのレベルまで重要資料となるのか、ケアマネ等にどう説明していくのか聞きたかった。	自治体職員(市区町村)
約30分という短い時間の中、大変わかりやすかったです。	自治体職員(市区町村)
診断書改定の内容とその意義がよく分かった。	自治体職員(市区町村)
分かりやすい説明だった	自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
改定が目的をする内容を明確に理解できた。	自治体職員(都道府県)
五十嵐先生のコメントが参考になった	自治体職員(都道府県)
具体的な説明事例があった方がよい	県社協職員,専門職後見人
今回一番聞きたかった内容だったのでよかった 後見手続開始後も必要になるとしり重要だと思った	県社協職員
実務担当者からのコメントも必要であった	県社協職員
本人のためのものであるため、よい改良だと思います。	県社協職員
本人情報シートの重要性は理解できたが、ケアマネなどがとの趣旨や権利の視点も不十分な中で記載する可能性があることに危機感がある。中核機関がこれを作成する前提であれば、類型を判断する上で重要な書類と考えれば1時間程度で埋めるだけではすまないというのが実感	県社協職員
本人情報シートが任意ならばどれだけの人が書いてくれるのか…。必須でもいのように思った。	県社協職員
・地元の家裁でも「まだわからない」と言われていたので、今日のお話をきけたのは有益でした。	成年後見・権利擁護センター等職員
情報シートの意義について理解出来ました。	成年後見・権利擁護センター等職員
記入者へ向けた指導が更に必要と思いました。	成年後見・権利擁護センター等職員
現場での本人情報シートの扱いは、混乱するだろう記入者はいかなる責任を負うのか、都合よく福祉関係者をつかっていないのか。説明が必要。	成年後見・権利擁護センター等職員

診断書の改定と本人情報シートの導入について

市町での周知だけでなく、関係団体内での周知がされるよう期待します。	成年後見・権利擁護センター等職員
制度利用、ケース整理には有効と思います、関係者にどう説明していくかが核になると思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
本人情報シートを福祉関係者に記入してもらうタイミングについて、支援内容の検討から利用していくとなると、それをいっとするのが明確でないと思いました。	成年後見・権利擁護センター等職員
最高裁から直接様式の説明をお聞きできよわかりました。情報シートの使用が「任意」とされていることで、普及が進むのが気になります。	成年後見・権利擁護センター等職員
本人情報シートを作成した場合の報酬や加算などはないのか。	成年後見・権利擁護センター等職員
法律家の先生方の意識改革が必要と思います	専門職後見人
4月から導入に向け記載例や目的が理解できた。	専門職後見人
裁判所の本気度が良くわかった	専門職後見人
本人情報シートのわかりやすい説明、具体的な記入の実例が学べて良かった。	専門職後見人
どこまでを情報シートにのせるか、たいへんよく考えられていると思います。	専門職後見人
本人情報シートについて、作成に関わるであろう居宅介護支援事業所の介護支援専門員や障害者相談支援事業所の相談員、地域包括支援センターの職員はどれほど知っているのだろうかと思う。少なくとも自分の周囲には誰一人いないので、突然、作成依頼されても拒否されると思います。裁判の資料に用いられたり、診断書の参考資料とされると聞いたら、積極的に関わりたくなくというのが大半の意見です。	専門職後見人
本人情報シートについて客観的に記入して必要以上に類型が重くならないようにすることが重要であると改めて思った。	相談支援事業所職員,専門職後見人
五十嵐先生のコメント(本人情報シートが有効に機能するには作成者の認識の重要性)が印象的	家庭裁判所職員
医師の視点から本人情報シートの意義や、作成に当たっての注意喚起をコメントしていただいたことは大変よかった	家庭裁判所職員
医師も含めた研修が必要なのではないかと思いました	その他
・改定の内容の説明が端的で分かりやすかった。	その他

モデル研修 中核機関の役割～権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断～

中核機関の職員としての役割を具体的に。	中核機関職員
具体的な事例でわかりやすかった。シートの利用法などもっと詳しく知りたい。	中核機関職員
1日、この内容での研修でも良かった。	自治体職員（市区町村）
ボリュームが大きかったですが、今後の中核機関の役割を検討するのに役立ちます。	自治体職員（市区町村）
研修案の概要、イメージがよくわかりました。	自治体職員（市区町村）
参考になった	自治体職員（市区町村）
事例を交えて説明していただきわかりやすくて良かったです。	自治体職員（市区町村）
一番困難なのは本人、家族の説得なのだから、スキルアップと社会的PRは車の両輪と言えるのではないか。社会的イメージ改善、周知は国が、国レベルで展開してほしい。マスコミの活用も含めて。	自治体職員（市区町村）
演習等でイメージができました。	自治体職員（市区町村）
中核機関の役割の整理でもモニタリングについて確認できたことがよかったです。情報シートも具体的に利用状況がわかりよかったです。	自治体職員（市区町村）
目指す理想的な姿ではある。しかし、実際にするとするといろいろ個人情報をはじめ壁になる部分もあると思われる。理想例と一緒に実態に近い話もききたかった。	自治体職員（市区町村）
ワークを通じて役割や進め方を学ぶことができました。	自治体職員（市区町村）
時間がなかったのもっと色々知りたかったです	自治体職員（市区町村）
事例検討を行い、ニーズの発見や受任といった流れがイメージすることが出来たと感じる。	自治体職員（市区町村）
事例を通して理解を深めることは良かったと思いますが、かけ足すぎて理解に欠けました。ネットワークの中において中核機関がどのように機能するか、深く知りたかったです。	自治体職員（市区町村）, 地域包括支援センター職員
盛りだくさんだったので、もう少し時間をかけても良かったと思います。	自治体職員（都道府県）
2時間があつという間の中身の濃い演習でした。すぐ情報シートの活用方法がわかった	自治体職員（都道府県）
演習がむずかしかった	自治体職員（都道府県）
実務を行うに当たってのポイントがよくわかった。	自治体職員（都道府県）
事例を通し、本人情報シートも活用した内容であったため、大変参考になった。	自治体職員（都道府県）
色々なことを行っていかなければならぬ大変になりそう	県社協職員
具体例が大変分かりやすかった。	県社協職員
コメントいただいた通り、本当に駆け足でしたね。	県社協職員
具体的な援助内容や職員の動きがわかり、とてもよかったです。	県社協職員
具体的にポイントも理解できた。	県社協職員
ご提示いただいたものが断片的だったので分かりにくいところがありました	県社協職員
いずれ、都道府県に研修実施が求められる時、都道府県社協も関わる可能性もあると思うので、ぜひ、講師養成やレジュメを少しでも全国統一でできるような仕組みも検討いただきたい。	県社協職員
内容はよかったが5分くらいでも休みがほしかった	県社協職員
少し難しかったです	県社協職員
時間配分が難しかったが、理解が難しくところがありました。	成年後見・権利擁護センター等職員
事例を使用しながら、支援の流れを説明して頂いて分かり易かったです。事例2で本人の意思の尊重を考えると、支援の方針の決定(日常生活自立支援制度の利用)が良いのでしょうか。	成年後見・権利擁護センター等職員
各シートの項目の公開により、具体的な検討のイメージがわかりました。広い範囲の参加者の中で詳細な内容を展開いただけたことは、NWづくりに有効かなと感じました。	成年後見・権利擁護センター等職員
ソーシャルワークの手法としての演習なら良い。	成年後見・権利擁護センター等職員
中核機関を運営するための個人情報取扱いのルール、法的根拠が弱いのでは。	成年後見・権利擁護センター等職員
演習シート等の内容や活用がわかりやすかった。	成年後見・権利擁護センター等職員
実践に沿った内容で大変分かり易かったです。	成年後見・権利擁護センター等職員
研修プログラムの体験を通じてイメージできました。	成年後見・権利擁護センター等職員
情報シートに関しては代替のものが提出であれば現場への負担が減らせると思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
大まかなイメージができました。	成年後見・権利擁護センター等職員
相談から、後見人へのバックアップまで流れにそった演習となっていてよかったです。バックアップについてももう少し知りたかったので研修をうけたいと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
モニタリング機能によって、今まで類型、後見人見直しがほとんど進んでいなかった点がどう変化していくのかと思っています。	成年後見・権利擁護センター等職員
実際の流れがイメージしやすい実務に沿った内容で良かった。	専門職後見人
下流のイメージができました。ここが、一番大変ですね。	専門職後見人
これらのシートがいつから運用できるのか？このテーマになると、担当者は混乱すると思われる。	専門職後見人
実際にシートを使うことで良く学べた。	専門職後見人
研修のあり方について又は具体的は知りたいと思う。	専門職後見人

モデル研修 中核機関の役割～権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断～

初めて聞く人に理解をしてもらうには、1日半かけても難しいかもしれません。	専門職後見人
モデル研修ということで、問題抽出のワークシート本人情報シートの記入を実際に行いながら、演習も行って、このような感じで研修を行うということがわかった。	相談支援事業所職員, 専門職後見人
福祉、権利擁護の現場のことが分かっていないことを強く感じた、現場からの発信、体制整備の検討等への関与が重要。	家庭裁判所職員
事例をもとに課題等の検討や、具体的な検討を自分自身でも行ってみたいが、非常に大変なものであることを体感することができた。様々な考えを持ち合わせて協議していく必要性を痛感し、多職種連携の重要性を実感した。	家庭裁判所職員
ご本人について、様々な観点から検討をされている福祉の方の知見をお聞きすることができ、よかった。	家庭裁判所職員
演習形式のため、実際に体験してみることができ、イメージしやすかったと思う。また、隣の席の方たちと話すことで、関係機関や同職の人たちのつながりの一助になったのではないかと思った。	家庭裁判所職員
具体的に理解	その他
コメントが長かった。	その他
「成年後見ありき」ではない支援のあり方について考えさせられました。	その他
ようやく具体的なイメージができてきて、新たな議論がいろいろできました。	その他
本人情報シートの活用の仕方の説明は理解しやすかったが、わざわざグループワークにする必要はないのではないかと思う。	その他
事例で相談受付が中核機関としているだけで、モデル研修としての特徴が明確に示されなかった印象です。	その他
演習を交えた研修、途中の解説が分かりやすく、理解が深まった。	その他
この事例で日自であれば補助の促進はできないのでは。	

「実務のための手引き（仮称）」「研修プログラム（案）」への意見・要望

自治体職員対象の研修をぜひ実施してほしいです。 中核機関の中身は任せているから行かない、という場合が多いので強制参加で。	中核機関職員
研修においては専門職にない人の考え方、行政に考え方(自助共助、公助など)制度を利用もない人の考え方、を しっかり把握、認識した上ですすめないと、専門職正義の押しつけになってしまうことを危惧しています	中核機関職員,自治体職員(市区町村),地域包括支援センター職員
中核機関で使用する様式、など示してほしい、できれば全国統一でしてもらえると良い。	中核機関職員,成年後見・権利擁護センター等職員
来年度実施される研修に期待しております、私は自治体職員なので、福祉分野(特に高齢障害者支援担当)に基 礎知識や支援、実際における意思決定支援のプロセスの重要性を学び、習得はもらわなければならない立場にお ります、福祉士会で実施される研修は参加人数も限られることから、参加者が自治体に戻り伝達研修を行うことはあ ると思います。研修ツールとしての資料が活用できるよう、ご指導をお願いします。また、福祉士会から研修講師として の派遣が可能であれば活用も検討したいと思います。	自治体職員(市区町村)
受注調整シート欄に後見人候補者との面談という項目がありますが 候補者がいない(見つからない)場合におい ても考慮願います	自治体職員(市区町村)
今後の研修について、可能であれば、中核機関における実際の業務プロセス、実例等の内容を研修テーマにして もらいたい。	自治体職員(市区町村)
研修日程は早めに周知をお願いします。	自治体職員(市区町村)
実務者と管理者で求められる支援内容が異なるとP30に記載されていましたが、手引きやプログラムについてを分か れているのか？実務者だけでなく管理者の育成も求められていると思います。	自治体職員(市区町村)
大変わかりやすかったです。事例分析シートをぜひデータでいただきたいです。	自治体職員(市区町村)
次年度の研修が楽しみにありました。しかし、次年度、担当でいられるかも不明なので、何とも複雑です。	自治体職員(市区町村)
研修の役割はとても大事だと理解しており、多くの人が参加できるよう、国以外でも実勢できるよう支援をお願い したい、また研修を受ける時期については、後期については実務経験が一定あった方が理解が深まるのではない か。	自治体職員(市区町村)
研修プログラムにぜひ参加してみたいです。基礎的な知識が自身に不足していると感じているためです。	自治体職員(市区町村)
受講者多数となるかと思われるので、対応をお願いします。	自治体職員(市区町村)
早期の実施をお願いしたい	自治体職員(市区町村)
また発行時期や研修時期が明確になれば教えて頂きたい。研修プログラム等だが、実際の研修の際は机がある 会場をおねがいしたい。複数回の開催をおねがいしたい。	自治体職員(市区町村)
研修は無理のないスケジュールで開催してほしい(日常業務に支障のないように)	自治体職員(市区町村)
人材育成は行政としても非常に重要なことと思います。人事異動でも継続できる資料と考えていきたいと思 います。	自治体職員(市区町村)
H31年度から導入予定の「本人情報シート」の作成に関する研修。各支援関係機関向けの研修を行うためにも、 中核機関や自治体職員(首長申立て担当者etc)へ、運用上の注意点やポイントを知りたい。	自治体職員(市区町村)
「手引き」については、4月中旬から下旬に送付ということだったが、「研修」についてはいつごろを予定しているの かが不明だったように感じる。	自治体職員(市区町村)
後見人のバックアップについて、かなりわしく研修でとりあげないと、新任者には理解されにくい(特に行政職)と思 います、市民後見人が増える中で重要だと思います。	自治体職員(都道府県)
県や市町村への配布はいつになりますか	自治体職員(都道府県)
計画策定に係る手引は出ないですか？ひな型とか…	自治体職員(都道府県)
実例を多く掲載してほしい(手引き)、各都道府県が研修をやる際に利用できる資料を別途用意いただけるとあり がたい	自治体職員(都道府県)
いずれ研修開催を都道府県へ下りてくることであるが、職員の異動が専門職の不在等主催に当たった課題が あるので、その開催方法については十分配慮されたい	自治体職員(都道府県)
行政が委託により中核機関を設置した場合の行政のかかわり及び行政職員のスキルアップ研修するどれにあたる のかが、よくわからないので示してほしい。	自治体職員(都道府県)
実務のための手引きの配布について、市町村によっては高齢、障がい担当部署が複数にまたがっているため各自 自治体に対し複数冊(3冊以上)の配布を希望します。	自治体職員(都道府県)
レベル間が違うので 研修は大変そうだ	県社協職員
研修プログラムについてはコメンテーターの言われるように平準化したテキストの活用を期待しています。これら のしくみに通じた講師陣の確保は現場の課題だと思います。	県社協職員
来年度は市町村の取り組みの仕上げに向けた課題検討的を絞って欲しい	県社協職員
普及のため関係機関ごとに1冊無料配布とかできませんかね、お金の問題があると思いますが。	県社協職員

「実務のための手引き（仮称）」「研修プログラム（案）」への意見・要望

アセスメントシートはあくまでもモデルで視点である必要がある。 国研修では、様式のようなものは示すことは絶対にやめていただきたい。	県社協職員
異動してすぐの職員の方では、難しいこともあると思う。全体がわかって大変勉強になりました。	県社協職員
今後、非常に重要なものとなると本日の研修を聞いて感じました。作成は大変かと思いますが、よろしくお願いします。	県社協職員
内容盛りだくさんでしたが、とても参考になりました 来年度の県研修の参考にしたいと思います。	県社協職員
成年後見制度ありきにならないためにも、日自や困窮等との連動したアセスメントシートができればより本人様に適切なサービス選択を提供できると感じました。日自のガイドラインは正直書き方によっていかようにもなるイメージがあります…。	県社協職員
・裁判所関係は、診断書についての説明でしたが、今回の成年後見利用促進に対して、裁判所の協力体制について説明頂きたかった	県社協職員
・すでに全国に配布されているのか？手引は届いたらよく読みたい。 ・基礎も大切だが中核機関をする上での話をしてほしい(せっかく国でやるなら) →他機関の専門につなぐという話がたくさんでてきた。成年後見や日自事業以外の使える制度を知りたい。	県社協職員
・手引き→県、市町村行政、県市町村社協に1部でよいので送ってほしいです。 ムリならタウンワードできるように。 ・研修プログラム→都道府県レベルで研修ができるよう、テキストの作成や、講師派遣の窓口を日本社会福祉士会にお願いしたい	県社協職員
法人後見にたずさわってみると、実務書を読んでも、多様なケースに対応できるかという、難しいのではないかと思います。現場の実務は大変です。	成年後見・権利擁護センター等職員
・職員が一度に研修を受けるのは難しいので、同じ内容を複数回実施して頂けるとありがたいです。	成年後見・権利擁護センター等職員
新人ソーシャルワーカーの研修であれば良いかと思う。が、司法手続きに関与する取組みであるので、福祉行政と司法との関連性、整理を一定示してほしい。少なくとも、地域包括、居宅、計画支援相談の事業のラインに誰がどう通知するのか。	成年後見・権利擁護センター等職員
幅広く受講できると良いと思います 地域福祉に係る人達への研修プログラムについて	成年後見・権利擁護センター等職員
限られたスタッフで、センターを運営しながら、なおかつ研修に参加したいのでスタッフ交代で参加できるよう、複数回開催して頂きたいです。	成年後見・権利擁護センター等職員
今回示された演習のシートを現場で活用したいと思いました。どこかのタイミングでお示しいただけたらと思います。ありがとうございました。	成年後見・権利擁護センター等職員
国研修に多くの職員が参加できるよう、将来ブロック開催があるとよい。	成年後見・権利擁護センター等職員
・研修は全て参加しなくてはならないでしょうか。応用のみ、または基礎のみの参加が可能でしょうか。できれば柔軟にしてくださいと思います。	成年後見・権利擁護センター等職員
モデル研修で使用したようなアセスメントシート等 実際に相談や会議で使用できるものがあると助かります。	成年後見・権利擁護センター等職員
新人職員の養成を考えるを、研修を年度のなるべく早いうちに実施していただけるとありがたいです。	成年後見・権利擁護センター等職員
研修については1度だけでなく、毎年実施してほしい	成年後見・権利擁護センター等職員
・研修プログラムの大枠について理解できた。・理論のところから入るので良かった	成年後見・権利擁護センター等職員、専門職後見人
提示して頂いた各種シートは、それぞれ重複する部分があると思うので、統合的に利用できるようフォーマットでも良いのかな、と思いました。	専門職後見人
任意後見制度についての取組について更に検討していただきたい	専門職後見人
現場支援者に本人情報シートの内容だけでなく、その運用について研修でしっかり伝えていただきたい	専門職後見人
利用者(本人)主体の視点がのみこめればいいのかと思います。	専門職後見人
様式についてはなるべくシンプルな方が良いかと思います。	相談支援事業所職員、専門職後見人
事例の類型ごとや、障害種類ごと等、ケースバイケースが多い内容ですが、具体的に捉えられるよう考慮してもらいたい。	地域包括支援センター職員
今後参考にさせていただきます。実務フロー(市マニュアル)作成の必要性が話に出たことがありますが、担当件数も少なく難しいと感じていました。	地域包括支援センター職員
目指すべき姿(理念)と現状のギャップが大きい自治体は少なくないと思われる。ギャップがあることを踏まえて、今のようにすべきか、何に取り組むかに結び付けることが必要。	家庭裁判所職員
大変良い手引きだと思います。最終版拝見致したく。	その他
大変参考になりました。	その他
今回の案の方が、利用者にメリットがあり、利用者が本当に必要とする支援を精査することができるようになるのではないかと思います。	その他
“シートの統一制” 本人情報シートは一定の記入方法の研修必要かと思われる 基本的には無料作成かと思いますが、無料で良いのか利益相反の課題	その他
非常に濃い研修で受講する機会があれば有意義なものになると思います。ただ、通常の業務がある中での受講に一定の課題があるかと思います。	その他

「実務のための手引き（仮称）」「研修プログラム（案）」への意見・要望

<p>福祉現場にいる職員であれば、「当たり前」と思われる内容の研修を5日間に凝縮した印象。行政・社協に中核機関を任せる前提で、このような研修内容になったのかな？と感じた。中核機関や地域連携ネットワークを構築するにあたっては、本研修を受けた職員が担うより、日々、福祉現場の第一線に立っている職員を活用する方が現実的では…という気がした。（この5日間の研修を経ただけでは、やはり中核機関を担う人材とはなりえないので…）</p>	<p>その他</p>
<p>新人でもベテランでもというが、同じカリキュラムはむり。</p>	
<p>・実務のための手引き、研修プログラムの概要が分かり非常に有意義であった。・中核機関の設置だけでなく、各機能が動き出さないと地域連携ネットワークが継続的に機能しでけないことを改めて感じられた。</p>	

「中核機関の支援機能を担う人材育成」の取り組み、課題

課題は人員不足	中核機関職員
委託の中核機関です。行政側と中核機関との意識のギャップを埋める作業に時間がかかり本来業務に支障をきたしています。 また、予算を理由に人員が配置されず、中核市でありながら設置して終わりに近い状態です。県内で今後設置予定の自治体の悪いモデルになるのではと危惧しています。 包括のように、人口に応じた人員配置基準を設けていただければありがたいです。	中核機関職員
中核機関の人材育成はできていません。中核機関を担う人材に日常的にアドバイスできる専門職を増やしてほしいと思います。専門職がバラつきは目立ち頭を悩ませることもあります。	中核機関職員, 自治体職員（市区町村）, 地域包括支援センター職員
平成31年度、広域型センターの立ち上げなので今後参考にさせていただきます。	自治体職員（市区町村）
制度については社協、自治体、支援基礎などの職員、生活保護担当職員むけに基礎、中級などの研修を実施しております。意思決定支援については障害の所管課で研修などの職組が行われていますが、まだ不十分で、制度ありきになっているところが支援者の課題です。研修内容、期待しています。 会場の運営について、参加者が多く、満席でしたが、関係者の方などの席がわかりづらく、一般の方にも受付で具体的にどの席以降にすわればよいか伝えていただけると迷わずすみかと思えます。席がみつからず長時間迷っていました。	自治体職員（市区町村）
市町村職員、中核機関職員スキルを上げていくための研修とそのフォローをどうするか悩んでいる際にこの研修プログラムが出て安心しております。中核機関の立ち上げでどう職員のスキルを上げていくことが課題です	自治体職員（市区町村）
相談スキルアップが重要です。しっかりとアセスメントするという点から改めて、今回の内容が広がってほしいと願いました。時間配分が苦しいという感じでした	自治体職員（市区町村）
専門性(身につけたの)は研修と実務経験が必要だと感じました。	自治体職員（市区町村）
法の専門職との連携、協力、協働のあり方。	自治体職員（市区町村）
家裁との意見交換や研修で本人情報シートについて説明があったものの、説明が短時間であまり内容についても質問をする時間がなかった。又、シートの説明については、実際作成するであろう機関の講演、研修会でも周知して頂きたいです。(今回フォーラムは職種広く参加していただいているのに、もったいないと思った。関係機関については気になる点なので)	自治体職員（市区町村）
地域によって社協の力、事業の重点が異なると感じています。委託したくても引きうけてくれる先が人口規模の少ない市町村ではあると思いますので、その時ほど社協に頑張ってもらいたいと感じています。	自治体職員（市区町村）
準備会の検討を始めた段階です。私個人としては、中核は市直営でおこなうもの、と考えていますが、今の検討状況の流れでは委託になりそうです。行政だと、その時その時の熱量温度差がでてしまう、と感じています。時勢を得る運も必要も感じています。	自治体職員（市区町村）
大都市では市内1つの中核機関ではやれる範囲も限界があります。ぜひ、大都市における各機能の好事例をご教示ください。(緑本ではほとんどありません。)	自治体職員（市区町村）
所属している機関内において、中核機関の設置について積極的でない。そのため予算もつかず、人的確保も難しい状況である。前向きに検討してもらえるような情報(資料)が必要だと感じています。	自治体職員（市区町村）
行政が取り組むべき必要性を自治体でどこまで認識できるかがポイントだと思います。私も内部から働きかけたいと思います。	自治体職員（市区町村）
中核機関設置を見据えて予算増額を財政当局に要求していますが、2年連続で却下されています。国・県からの更なる財政支援がないと、利用促進のための体制づくりは難しいと感じています。	自治体職員（市区町村）
支援、基本的理念、価値、その為の育成、教育が上手く進んでよい。	自治体職員（市区町村）
人材育成はとても重要で、基本的に全国どの自治体も今回のお話のような形でいたいとは思っている。一方で限られた財源の中で人は不足しており、これだけあらゆる機能をつめた上でかつ、このような知識等を有した職員を確保することは難しく、補助金の充実についてはご検討いただきたい。なお全てを中核機関にもとめるだけでは支援者の人材の質はむしろ低下するのではないかと？ そうならないためにも一定司法も福祉や認知症の方との話し方含め、研修してはどうか。中核機関や福祉関係者のレベルアップとともに他職種のレベルアップもはかるべきである。	自治体職員（市区町村）
常に、人事異動による担当職員の賢い確保が一番心配であると思います。中核機関たちあげの準備で、異動した場合、手引を引きつづけるとは思えません。	自治体職員（市区町村）
後見人のなり手が不足している中で、研修で示された理想的な保佐、補助の活用をどうすれば実現できるのか、大きな課題であると感じています。本業を持ちながら後見人を務めている人が多い現状です。活動に見合うだけの収入の保証(企業として可能な額)も考える必要もあると思います。	自治体職員（都道府県）
各機関の間の温度差 市町村は腰が重い(地方税措置も小さい町村ではまずめの涙程度です、との声…)	自治体職員（都道府県）
これから検討	自治体職員（都道府県）

「中核機関の支援機能を担う人材育成」の取り組み、課題

事例検討研修等実施、今後都道府県が人材養成研修を行うことになるが、同様のレベルのものができないのが不安。又、研修プログラムが多く中核機関職員への負担になると考えました。研修を受ける体制が困難。	自治体職員（都道府県）
調査のお話にもありましたが、推進機関の職員は非常勤が多く、安定した長期的な支援体制を考えますと人件費の検討が必要とっております。	自治体職員（都道府県）
中核機関の担い手ということではなく、権利擁護に係る成年後見制度の市町村長申立等の実務研修を実施しているが、研修受講後も実務経験のない担当者からはイメージがわきにくいといった意見をいただくことがあるため、研修だけではなく、研修後の支援（経験のある他自治体職員の紹介等）も人材育成を図っていく上では必要性を感じている。	自治体職員（都道府県）
都道府県で今後中核機関職員向け研修を行うことが想定されるが講師プログラムとどのような準備をするかが課題と思う。	県社協職員
異動もあり、長年携わっていかねば理解できない制度	県社協職員
静岡県は牧野氏も言われてたように、国研修から県におりてきた時の研修のあり方について、今後の動き役割がどのようになるのか、情報をお聞かせください。	県社協職員
身上保護について、司法的視点と福祉的視点が融合された新しい概念について合意形成を図れば有難い	県社協職員
研修プログラムの日程がわかったら、ぜひ大々的に情報流してください。	県社協職員
国行政の連携	県社協職員
どこまで体制整備ができれば中核機関でのよいのか、わからない。中核機関設置がないのは、市町村がイメージできてからと、今日伺って感じました。わかってもらうよう、県行政と話してイメージ共有が大事ですね、きているものと違う気がしましたので。	県社協職員
市町村社協が市町村行政へ体制整備の必要性を訴えていても響かない行政があり、壁を感じているところがある。（ニーズ調整も自主的に行っている）	県社協職員
行政主体でどうすすめたいかが不明確で、どういう方向になるのか未定なものが多い	県社協職員
地域連携ネットワークは、共生社会の研修といっしょに開催するのはどうでしょう、研修の1コマにも地域指示での視点とどうしたらチームに司法もいわれるかと入れたらいいのか？	県社協職員、専門職後見人
恒常的な財源確保がなければ、人材育成は成り立たない、職員は緊急対応に追われ、一つ一つのケースに丁寧に対応することができない程、疲弊しています。	成年後見・権利擁護センター等職員
職員の入れ替わりもある中で、人材育成は、なかなか大変なのではないかと思えます。	成年後見・権利擁護センター等職員
法律的知識を深めることの必要性を感じています。	成年後見・権利擁護センター等職員
「中核機関」の名が抽象的すぎて、ブラックホール。行政向けに、各事業との関係性や整理をしっかりと通知してほしい。今のままだと、ムード的に現場先行で、現場が守られません。機能の議論をしんげんにしないと。そして、記入、アセスメントのコストは誰が負担するのか現場レベルではざわつきそう(包括、居宅には加算はつかないだろう)そういうことが起こることを中央でも理解把握することが必要。	成年後見・権利擁護センター等職員
育成された職員が他の支援者へ適切に伝えられるように広報、啓発に力を入れたいと思っています。	成年後見・権利擁護センター等職員
白土先生の3点挙げてくださいの「制度のありきではない」「誰を支援する制度か？」という視点を大切に支援していましたが、他の機関からは「敷位が高い」「利用しづらい」との意見が出て、話の場を設定して頂ける、中々伝わりづらく、今後の課題は3点目のネットワーク化と認識しました。	成年後見・権利擁護センター等職員
業務負担、精神的なものも大きく、求められるスキルを高いと思います。職員の人材育成を通してのサポートが精神的なものへもつながると良いなと感じました。	成年後見・権利擁護センター等職員
業務の中で都度学んでいる状態です。個別の相談に関わる中で、その段階に応じて意思決定支援、チーム作りをしている状況です。自分が学ぶのに精一杯で学んだ事を伝えていくことに困難さを感じています。	成年後見・権利擁護センター等職員
成年後見センターとして相談、会議、方針決定、受任調整をしていますが、候補者の調整に苦慮しています。日常生活自立支援事業は、今後、利用件数を縮小しなければ運営困難です。	成年後見・権利擁護センター等職員
人材の育成と人員の確保	成年後見・権利擁護センター等職員
本人情報シートを書く手間や時間に応じた報酬などが議題に上がっていないことが気になります。医師の診断書には費用が発生するのに、ケアマネや病院相談員に本人情報シートを依頼しても費用が発生しないとなると、どう説明すればよいでしょうか。ご検討お願いいたします。	成年後見・権利擁護センター等職員
専門職と公的機関との連携が不十分であることから、今後の課題であると認識しています。	専門職後見人
本人情報シートについて、シートに関わる方たちのレベルを一定にしないと、専門性や倫理のバラつきがあるのではないのでしょうか、また、親族だけで申立てする場合等。情報シートに関わる事が難しいのではないのでしょうか、診断書には、お金が発生しますが、情報シートに関しては無料で作成するのでしょうか。	専門職後見人

「中核機関の支援機能を担う人材育成」の取り組み、課題

ご本人の支援もさることながら親族が制度次第を理解しておらず後見が開始されてから特に金銭に関することで口情を言うことがある。市町村申し立ての場合後見への同意書も無視し、抗告期間にも何も言わずいざとなると他人が金銭を携さわることに口情を言う、親族への理解を何とかすることはできないものか	専門職後見人
フォーラムで新井先生が云われた様に、もっと行政がその気にならないと役立センター委託の市社協に負担となる。	専門職後見人
現場の支援担当者と専門職が倫理を守りたいを願います 支援者のための支援にならないように…とにかくお疲れ様です。ありがとうございました	専門職後見人
受任調整、後見人等の疲弊への対応、バックアップが課題です。勤務型で後見活動をしているが、勤務先の理解を得るのが困難です。	専門職後見人
成年後見人としての「意思決定支援」のあり方について、具体的な事例や、考え方、手段について学ぶ方法について迷うことが多いです。	相談支援事業所職員,専門職後見人
実際にしくみが発達してみてもわかってくることあるのではないかと思います。	相談支援事業所職員,専門職後見人
行政的には、障害担当、高齢担当のたて割りのため、中核機関の設置に苦慮する所です。法律専門職の方とのつながり、どこから、とも思います。診断書の様式変更でDrに記入いただけるか心配です。	地域包括支援センター職員
近隣市町村と広域設置を考えていますが 近隣市町村も国のマニュアルを待ったり、他の動きをうかがっているというです。中々相談に至っておらず進められていません。	地域包括支援センター職員
自治体レベルでの基本理念の認識のバラつきが大きく、中核機関についても描かれるイメージは様々…(これでOK)という公的な後押ししないと設置は進まないのではないかと	家庭裁判所職員
行政との関わり方。	その他
「成年後見ありきではない」ということが強調されていたことが気になりました。おそらく中核機関が動かない方便になるでしょう。民間事業所に対応させることばかり考えないで行政がしっかり対応する姿勢をもっと示したほうが良いと考えます。	その他
中核機関をどこか一カ所で担うことは難しい。また、地域包括、基幹相談支援センター、生活困窮相談窓口等、すでに相談窓口がたくさんあり、個別支援についてはネットワークが構築されている。しかしながら、同じようなメンバーが同じような協議会で、同じような検討をしている為、今後、横断的な取り組みをするにあたり、この中核機関が全体把握をすることが出来れば…という期待はあるが、担える人材が現時点ではないと感じた。	その他
中核機関の職員はベテランをつけるべき。市民に新人をあてるべきでない。市民に対して失礼。	

お わ り に

平成 31 年 3 月に開催された第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議においては、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」）を踏まえた取組の進捗状況が「制度の周知」、「市町村計画の策定」、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」、「成年後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」、「成年被後見人等の権利制限の見直し」の各区分について各省庁より報告が行われ、活発な意見交換が行われた。

同時に、基本計画工程表においては、計画最終年度の平成 33 年度に向けて、各施策の目指すべき水準について KPI（成果指標）が設定されることとなった。

本調査研究事業で作成した「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」および「市町村職員・中核機関職員のための基礎・応用研修プログラム」、実施した「成年後見制度利用促進フォーラム」は、市町村・中核機関が支援機能を発揮できるよう、担当者の実務の支援および、担い手となる人材の養成を目的に行った事業である。

本事業では、全国各地の多くの自治体および権利擁護センター等関係者よりご協力を賜り、アンケート調査、ヒアリング調査にて権利擁護支援の取り組みや支援の仕組み、課題等をご教示いただくとともに、各地域にて実践知に基づいて開発されてきた帳票等のツールについても資料の提供をいただいた。各地の自治体・権利擁護センター等関係者のみなさまには、多くの示唆をいただき、改めてここに厚くお礼を申し上げたい。委員会での検討・協議過程において、調査結果や帳票類を整理・分析し、成果物である「実務のための手引き」で紹介している演習シートを作成する際に参考とさせていただいたほか、研修プログラムを検討する際の必要な視点および支援力の検討、研修プログラムの科目を検討する際にも大いに参考とさせていただいた。

各地の実践知を反映した本調査研究事業の成果物が、各地における地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向け、実務を展開する際の一つの参考となることを願っている。

公益社団法人 日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会

ワーキング・グループ委員会 委員長 山口 光治

卷 末 資 料

既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

公益社団法人 日本社会福祉士会

【調査目的】

- ・成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、地域の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の職員を育成するための研修プログラムの開発、支援ツールやガイドラインの作成を目的に、中核機関の機能の一部を担っていると思われる権利擁護センター等の実務実施状況について、調査を行うものです。

【調査対象】

- ・全国社会福祉協議会が実施した「平成 29 年度成年後見制度にかかる取り組み状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組みされている NPO 法人、平成 29 年度末時点の自治体直営の中核機関等（設置予定含む）

【ご記入に際して】

- ・特に断りのない場合は、平成 30 年 7 月 1 日時点での回答をお願いします。
- ・お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご回答いただいた調査票は、**8月31日（金）**までに、同封の返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返信ください。（調査票の電子ファイルをダウンロードしてご回答・ご返送いただくことも可能です。詳細は以下「調査票のダウンロード」をご確認ください。）
※ダウンロードした電子ファイル（ワードファイル）に直接入力する場合には、レイアウトが崩れたり、ページが増えたりしても気にせず入力してください。
- ・同封の別紙「自治体回答用紙」については、お手数ですが、自治体担当者（広域設置の場合は、貴センター等の所在地の自治体）に依頼してご回答いただき、本調査票の回答と併せて上記期日までにご返送下さいますようお願いいたします。（FAX、データ添付による E メールでのご返送も可能です）

【調査に関する問い合わせ先】 ※公益社団法人日本社会福祉士会より調査実施業務の一部を委託しております。

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称:HIT）東京事務所（担当：辻、鈴木）
TEL03-5472-7337（9：30～17：30 ※土日祝を除く）

【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部（成年後見アンケート調査担当）
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階
FAX：011-222-4105 E-mail: seinen-kouken@hit-north.or.jp

【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。
ダウンロードした調査票ファイルにより回答いただく際は、プリントアウトして郵送・FAX、または上記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/01.html>

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名(※)	
センター名		記入者役職	
記入者氏名		電話番号	
E-mail		F A X	

(※)所在地の市区町村をご記入ください

1. 貴センター等の運営体制

問1 貴センター等の基本情報について下記の項目にお答えください。

①設置時期	平成（ ）年（ ）月																				
②設置方法	<input type="checkbox"/> 1. 1つの市区町村で単独設置 <input type="checkbox"/> 2. 複数市区町村で広域設置																				
	広域対応している市区町村名																				
③運営方法	<input type="checkbox"/> 1. 行政直営 <input type="checkbox"/> 2. 委託 <input type="checkbox"/> 3. 事業補助 <input type="checkbox"/> 4. その他（ ）																				
	※運営主体 （「2」「3」「4」を選択した場合）	<input type="checkbox"/> 1. 社会福祉法人（社協以外） <input type="checkbox"/> 2. 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 3. 医療法人 <input type="checkbox"/> 4. 社団法人・財団法人 <input type="checkbox"/> 5. NPO法人 <input type="checkbox"/> 6. 株式会社等 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）																			
④運営費（平成30年度予算額） ※複数市区町村からの委託の場合は、合算の金額を記載してください。	全体	金額（千円未満切捨）	備考																		
	行政からの委託	円																			
	行政からの補助	円																			
	後見報酬	円																			
	自主財源	円																			
	その他（ ）	円																			
⑤実施している事業 （複数回答可）	<input type="checkbox"/> 1. 成年後見制度に関する相談 <input type="checkbox"/> 2. 成年後見申立てにおける支援 →ア) 申立て支援件数（平成29年度実績） <input type="checkbox"/> 3. 法人後見の受任 <input type="checkbox"/> 4. 市民後見人の養成 <input type="checkbox"/> 5. 後見監督人の受任 <input type="checkbox"/> 6. 虐待に関する相談 <input type="checkbox"/> 7. 日常生活自立支援事業 <input type="checkbox"/> 8. 生活困窮者自立相談支援事業 <input type="checkbox"/> 9. その他（ ）																				
	<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>件</td></tr> <tr><td>親族申立て支援</td><td>件</td></tr> <tr><td>首長申立て支援</td><td>件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>件</td></tr> </table>		合計	件	親族申立て支援	件	首長申立て支援	件	その他	件											
	合計	件																			
	親族申立て支援	件																			
	首長申立て支援	件																			
	その他	件																			
	→イ) 法人後見の受任件数																				
	<table border="1"> <tr><th></th><th>平成30年7月1日現在</th><th>過去の受任実績（累計）</th></tr> <tr><td>合計</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>後見</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>保佐</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>補助</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>任意後見</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table>			平成30年7月1日現在	過去の受任実績（累計）	合計	件	件	後見	件	件	保佐	件	件	補助	件	件	任意後見	件	件	
		平成30年7月1日現在	過去の受任実績（累計）																		
	合計	件	件																		
後見	件	件																			
保佐	件	件																			
補助	件	件																			
任意後見	件	件																			
←エ) 後見監督人の受任件数																					
<table border="1"> <tr><th></th><th>平成30年7月1日現在</th><th>過去の受任実績（累計）</th></tr> <tr><td>合計</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>後見</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>保佐</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>補助</td><td>件</td><td>件</td></tr> <tr><td>任意後見</td><td>件</td><td>件</td></tr> </table>			平成30年7月1日現在	過去の受任実績（累計）	合計	件	件	後見	件	件	保佐	件	件	補助	件	件	任意後見	件	件		
	平成30年7月1日現在	過去の受任実績（累計）																			
合計	件	件																			
後見	件	件																			
保佐	件	件																			
補助	件	件																			
任意後見	件	件																			
→ウ) 市民後見人の養成人数実績																					
<table border="1"> <tr><th>養成人数実績（平成29年度合計）</th><th>人</th></tr> <tr><td>活動者数（平成29年度）</td><td>人</td></tr> </table>		養成人数実績（平成29年度合計）	人	活動者数（平成29年度）	人																
養成人数実績（平成29年度合計）	人																				
活動者数（平成29年度）	人																				

2. 職員体制

問2 貴センター等の業務に関わる職員の勤務形態・資格等について、ご記入・選択してください
 (平成30年7月1日時点)。欄が不足する場合は、お手数ですが追加してご記入願います。

	雇用形態			業務状況			保有資格											
	1 正規	2 非正規常勤	3 非正規非常勤	1 専従	2 他業務と兼務	「2」のうち、日常生活自立支援事業と兼務の場合○	1 社会福祉士	2 精神保健福祉士	3 介護支援専門員	4 保健師	5 看護師・准看護師	6 相談支援専門員	7 臨床心理士	8 社会福祉主事任用資格	9 弁護士	10 司法書士	11 その他(※欄外に資格名を記入してください)	12 相談支援に関する資格を所有していない
記入例	①	2	3	①	2		1	2	3	④	5	6	7	8	9	10	11	12
職員1	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員2	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員3	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員4	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員5	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員6	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員7	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員8	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員9	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員10	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員11	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員12	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員13	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員14	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員15	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員16	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員17	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員18	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員19	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
職員20	1	2	3	1	2		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

問3 中核機関の機能を担うためには、どのような職員体制(従事する職員に必要な能力・業務スキル、職員の配置等)が必要と考えますか。(自由記入)

3. 職員への支援

問4 貴センター等では、人材育成のために研修を受講する体制がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 外部研修に参加している
- 2. 外部講師による職場内研修を行っている
- 3. 内部職員による職場内研修を行っている
- 4. 職場内・外研修ともに受講機会を確保していない
- 5. 未定
- 6. その他 ()

問5 上記で1～3と回答した方へおうかがいします。職員に対して、これまでどのような研修(講義・演習)を実施して(受講させて)いますか。(あてはまるものすべてに○)

【1 相談援助の基本】

- 1. 相談援助の基本
- 2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解
- 3. アドボカシーとエンパワメント
- 4. 意思決定支援
- 5. 権利擁護支援のアセスメント
- 6. スーパービジョン
- 7. ファシリテーション
- 8. 事例検討

【2 成年後見制度の理解】

- 9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務
- 10. 成年後見制度の申立手続き
- 11. 市区町村長申立
- 12. 法人後見・法人監督
- 13. 市民後見人の養成と支援
- 14. 親族後見人への支援
- 15. 事務管理・緊急事務管理
- 16. 死後の事務
- 17. 相続、遺言
- 18. 任意後見制度

【3 成年後見制度の利用促進】

- 19. 成年後見制度利用促進と基本計画
- 20. 中核機関の役割
- 21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築
- 22. 家庭裁判所との連携
- 23. 後見支援信託、後見支援預金
- 24. 医療行為における同意

【4 関係施策】

- 25. 日常生活自立支援事業
- 26. 高齢者虐待防止、障害者虐待防止
- 27. 身元保証
- 28. 消費者被害
- 29. セルフ・ネグレクト

【5 その他】

- 30. その他 ()

問6 中核機関の人材育成にあたって、必要だと思う研修（講義・演習）はどのようなものですか。
 （あてはまるものすべてに○）

<p>【1 相談援助の基本】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 相談援助の基本</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解</p> <p><input type="checkbox"/> 3. アドボカシーとエンパワメント</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 意思決定支援</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 権利擁護支援のアセスメント</p> <p><input type="checkbox"/> 6. スーパービジョン</p> <p><input type="checkbox"/> 7. ファシリテーション</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 事例検討</p> <p>【2 成年後見制度の理解】</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 成年後見制度の申立手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 市区町村長申立</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 法人後見・法人監督</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 市民後見人の養成と支援</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 親族後見人への支援</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 事務管理・緊急事務管理</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 死後の事務</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 相続、遺言</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 任意後見制度</p>	<p>【3 成年後見制度の利用促進】</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 成年後見制度利用促進と基本計画</p> <p><input type="checkbox"/> 20. 中核機関の役割</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 家庭裁判所との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 後見支援信託、後見支援預金</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 医療行為における同意</p> <p>【4 関係施策】</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 日常生活自立支援事業</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 高齢者虐待防止、障害者虐待防止</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 身元保証</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 消費者被害</p> <p><input type="checkbox"/> 29. セルフ・ネグレクト</p> <p>【5 その他】</p> <p><input type="checkbox"/> 30. その他 ()</p>
---	---

問7 貴センター等では、職員が相談できる体制を整えていますか。（あてはまるものすべてに○）

<p><input type="checkbox"/> 1. <u>職員が、組織内の他の職員や上司に相談できる体制をとっている</u></p> <p><input type="checkbox"/> 2. <u>職員が、外部の機関、専門職に相談できる体制がある</u></p> <p><input type="checkbox"/> 3. 特に相談できる体制はない</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p>

→ 「1」・「2」・「4」を選択した方

具体的な 相談体制に ついて （自由記入）	
--------------------------------	--

問8 貴センター等では、職員が業務で使用しているマニュアルや支援の流れに関するフロー図等がありますか。(1つだけ○)

<input type="checkbox"/> 1. ある
<input type="checkbox"/> 2. 作成中
<input type="checkbox"/> 3. ない
<input type="checkbox"/> 4. その他 ()

→ ◎「1. ある」「2. 作成中」を選択した方は、お手数ですが、アンケートの返信用封筒に同封して御送付願います。

問9 貴センター等では、職員が業務で使用している書式（申立書類を除く）や帳票類等がありますか。(1つだけ○)

<input type="checkbox"/> 1. ある
<input type="checkbox"/> 2. 作成中
<input type="checkbox"/> 3. ない
<input type="checkbox"/> 4. その他 ()

→ ◎「1. ある」「2. 作成中」を選択した方は、お手数ですが、アンケートの返信用封筒に同封して御送付願います。

※また、下記に具体的に使用する場面についてご記入ください。

具体的に使用する場面 (自由記入)	
----------------------	--

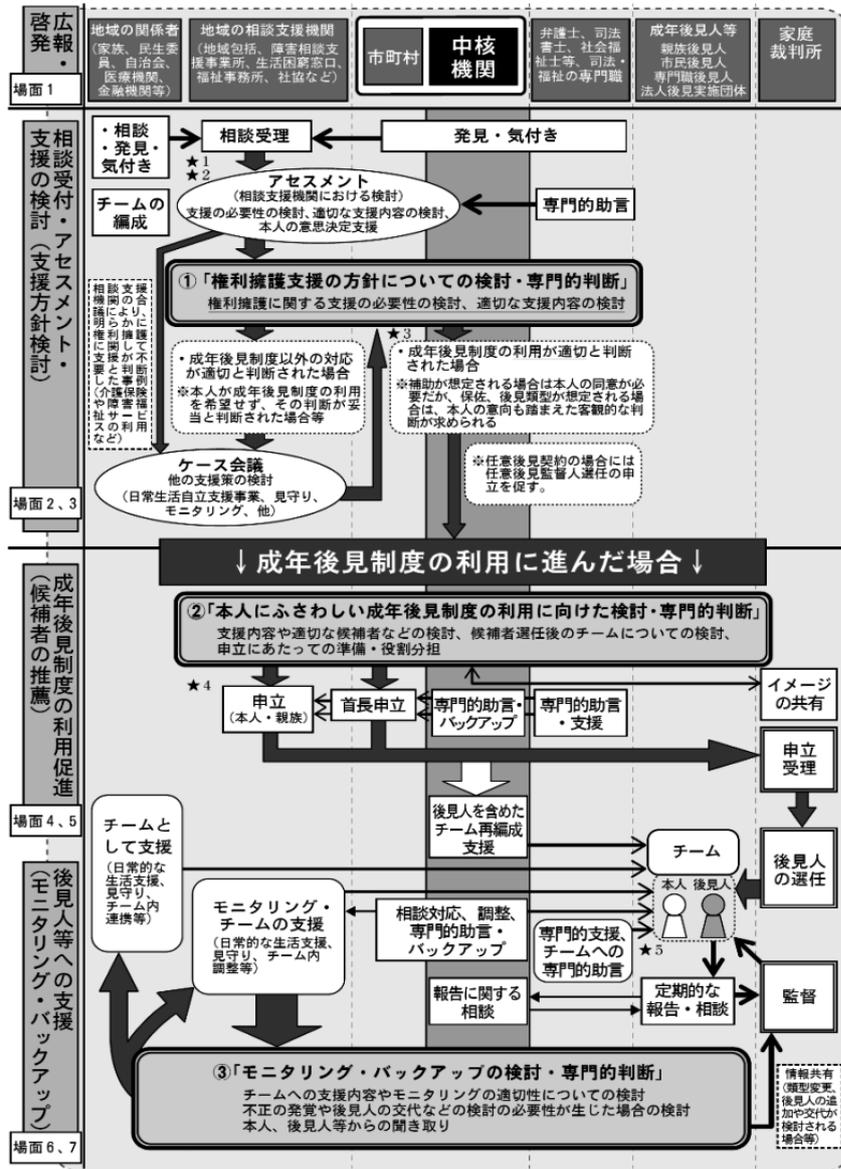
4. 成年後見制度の利用支援の各段階における役割・機能に関する取り組み状況

成年後見制度の利用支援の流れとして想定される下記のフロー図（※）に基づき、お聞きします。

（※）「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成30年3月）P19より

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/taisei_seibi_tebiki_1.pdf

図 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



◎次ページ以降では、上記フロー図に基づき、「**I. 広報・啓発**」、「**II. 相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）**」、「**III. 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦等）**」、「**IV. 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）**」及び、「**V. I～IVの各段階に共通して**」の支援段階ごとにおうかがいします。貴センター等の取り組み状況としてあてはまるものに○をつけ、「1. 実施している」「2. 実施を検討中」を選んだ方は、その具体的な内容も併せてご記入ください。（※項目の一部では、「1. 実施している」「2. 実施を検討中」以外の複数回答による選択肢もあります）

◎また、I～IVの各支援段階及びVにおいて、①成年後見制度の利用を進めるにあたって課題と感ずること、②役割を担うために必要だと思う研修内容について、具体的にご記入ください。（自由記入）

【 I. 広報・啓発 】

問 10 貴センター等の業務に関する相談窓口の設置について、どのような取り組みを行っていますか。

	実施状況（1つだけ○）	具体的な取組内容
1. 研修・講演会等による 周知・広報	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	
2. 住民に成年後見制度の相談を受けつけていることがわかるような工夫	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	

■上記1・2の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。（自由記入）

問 11 [I. 広報・啓発]において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。（自由記入）

①課題	
②必要と思う 研修内容	

【II. 相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）】

問 12 早期の段階から権利擁護支援の検討開始に向けた利用者ニーズを見極め、適切な支援につなげるために、どのような仕組みがありますか。

	実施状況（1つだけ○） ※一部複数回答	具体的な取組内容
1. 定期的な見守りなど、権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. <u>実施していない</u>	
2. 成年後見制度の利用者ニーズの見極めのための取り組み (※選択肢3・4には障がい の相談が含まれる)	※複数選択可 <input type="checkbox"/> 1. <u>総合相談窓口において実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>日常生活自立支援事業の利用者について実施している</u> <input type="checkbox"/> 3. <u>生活困窮者自立支援事業等の利用者について実施している</u> <input type="checkbox"/> 4. <u>地域包括支援センター等の利用者について実施している</u> <input type="checkbox"/> 5. <u>その他</u> <input type="checkbox"/> 6. <u>実施していない</u>	
3. 検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組み	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. <u>実施していない</u>	
4. 市区町村長申立ての判断のための検討会議	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. <u>実施していない</u>	
5. 任意後見契約を締結している利用者の監督人選任のタイミングに関する助言、サポート	<input type="checkbox"/> 1. <u>実施している</u> <input type="checkbox"/> 2. <u>実施を検討中</u> <input type="checkbox"/> 3. <u>実施していない</u>	

■上記1～5の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。(自由記入)

--

問 13 [Ⅱ. 相談受付・アセスメント・支援の検討(支援方針検討)]において、特に課題と感じるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。(自由記入)

①課題	
②必要と思う 研修内容	

【Ⅲ. 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦等）】

問 14 成年後見制度の利用に向けて、適切な候補者の検討など、後見開始に向けた本格調整及び申立の実施について、どのような仕組みがありますか。

	実施状況 (1つだけ○)	具体的な取組内容
1. 申立に関わる相談・支援	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	
2. 診断書作成の支援	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	
3. 申立前に、適切な候補者を推薦するための検討会議（受任調整会議等）	<input type="checkbox"/> 1. 市区町村長申立のみ実施している <input type="checkbox"/> 2. 市区町村長申立のみ実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 市区町村長申立以外も実施している <input type="checkbox"/> 4. 市区町村長申立以外も実施を検討中 <input type="checkbox"/> 5. 実施していない	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 主な内容（複数回答可） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 自センターが法人後見を受任するかどうか検討するための会議 <input type="checkbox"/> 2. 市民後見人を推薦するための検討会議 <input type="checkbox"/> 3. 専門職後見人の選任について検討・決定するための会議 <input type="checkbox"/> 4. 親族後見人の選任について検討・決定するための会議 <input type="checkbox"/> 5. その他 () </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 「1」「2」「3」「4」を選択した方： </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①会議の開催・運営方法（1つだけ○） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 1つの会議体で実施している <input type="checkbox"/> 2. 個別の会議体で実施している <input type="checkbox"/> 3. その他 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ②具体的に（自由記入） </div>
4. 専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組み	<input type="checkbox"/> 1. 整っている <input type="checkbox"/> 2. 検討中 <input type="checkbox"/> 3. 整っていない	

5. 市民後見人の育成・活動支援	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	→
6. 法人後見の担い手の育成・活動支援	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	→

■上記1～6の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。(自由記入)

問 15 [Ⅲ. 成年後見制度の利用促進(候補者の推薦等)]において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。(自由記入)

①課題	
②必要と思う研修内容	

【IV. 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）】

問 16 後見開始後の継続的な支援のための仕組みがありますか。

	実施状況 （1つだけ○） ※一部複数回答	具体的な取組内容
1. 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート（支援会議、顔合わせ等）	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	
2. 後見人等からの相談受付	※複数選択可 <input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している <input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している <input type="checkbox"/> 3. 専門職後見人に対して実施している <input type="checkbox"/> 4. 支援関係者や家族に対して実施している <input type="checkbox"/> 5. 専門職団体等に対して実施している <input type="checkbox"/> 6. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 7. 実施していない	
3. 本人の状況の変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整（必要と判断された場合、類型変更や後見人の交代等の検討へ）	<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 3. 実施していない	
4. 親族や市民後見人に対して家庭裁判所への提出書類について相談・助言	※複数選択可 <input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している <input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している <input type="checkbox"/> 3. 実施を検討中 <input type="checkbox"/> 4. 実施していない	

<p>5. 後見人同士の関係構築を支援するために定期的に集まる場（連絡会等）の開催</p>	<p>※複数選択可</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 実施を検討中</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 実施していない</p>	
---	---	--

■上記1～5の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。（自由記入）

問 17 [IV. 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）]において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。（自由記入）

<p>①課題</p>	
<p>②必要と思う研修内容</p>	

【V. 上記Ⅰ～Ⅳの各段階に共通して】

問 18 各支援の段階（場面）において、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人の意思決定に必要な支援を行うために取り組んでいること等があれば、具体的にご記入ください。

（自由記入）

- （例）
- ・申立てが予定される前から、後見制度利用を意識したフォーマル・インフォーマルな支援ネットワークの構築・活用
 - ・支援に関わる人がチームとして役割分担し、本人意思を引き出すための環境整備
 - ・本人の意思実現の適切な代理権行使のあり方等に関する研鑽機会の確保 等

5. 地域の関係機関等との連携について

問 19 成年後見制度の利用を進めるにあたり、下記機関・団体等とどのような連携を行っていますか。また、連携の具体的な内容や効果、課題について記入してください。（自由記入）

○ 機関・団体等に連携している		連携の具体的な内容・効果	連携上の課題
	①都道府県		
	②市区町村		
	③家庭裁判所		
	④専門職能団体		
	⑤地域包括支援センター		
	⑥障害者相談支援事業所等		
	⑦都道府県社会福祉協議会		
	⑧市区町村社会福祉協議会		
	⑨民生委員・自治会等 地域関係団体		
	⑩医療機関		
	⑪医師会		
	⑫法テラス		
	⑬介護・福祉サービス事業者等		
	⑭金融機関		
	⑮その他 ()		

別紙（自治体回答用紙）

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

都道府県		自治体名	
部・課		記入者役職	
記入者氏名		電話番号	
E-mail		F A X	

中核機関の設置についておたずねします

問 1 貴自治体では、中核機関を設置・検討していますか。（1つに✓）

<input type="checkbox"/> 1. すでに設置	→設置した年度：平成〔 〕年度
<input type="checkbox"/> 2. 現在、あり方の協議中（または協議予定）	
<input type="checkbox"/> 3. 協議等未実施	→問4へ
<input type="checkbox"/> 4. その他（	）

→「2. 現在、あり方の協議中（または協議予定）」を選択した方
設置予定時期についてお答えください。（1つに✓）

<input type="checkbox"/> 1. 今年度中に設置	<input type="checkbox"/> 2. 31年度中に設置
<input type="checkbox"/> 3. 32年度中に設置	<input type="checkbox"/> 4. 33年度中に設置
<input type="checkbox"/> 5. 協議中だが設置時期は未定	

問 2 中核機関を設置・検討中の場合、運営形態についてお答えください（予定含む）。（1つに✓）

<input type="checkbox"/> 1. 既存の権利擁護センター等に中核機関を委託している（しようと思っている）	
<input type="checkbox"/> 2. 既存の権利擁護センター等に中核機関の一部業務を委託している（しようと思っている）	
<input type="checkbox"/> 3. 既存の権利擁護センター等以外に、中核機関を委託している（することを検討中）	
<input type="checkbox"/> 4. すべて直営	<input type="checkbox"/> 5. 現在、あり方の協議中（または協議予定）
<input type="checkbox"/> 6. その他（	）

問 3 中核機関を設置・検討中の場合、設置圏域についてお答えください（予定含む）。（1つに✓）

<input type="checkbox"/> 1. 貴自治体単独設置	<input type="checkbox"/> 2. 広域自治体との協働設置
<input type="checkbox"/> 3. 現在、あり方の協議中（または協議予定）	
<input type="checkbox"/> 4. その他（	）

問 4 平成 29 年厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金における「地域における成年後見制度
利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考にしていますか。（1つに✓）

<input type="checkbox"/> 1. 参考にしている	<input type="checkbox"/> 2. 参考にしていない	<input type="checkbox"/> 3. 知らなかった
<input type="checkbox"/> 4. その他（	）	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

大変恐縮ですが、8月31日（金）までに、権利擁護センター等でご回答いただく調査票と併せて同封いた
だくか、データの場合は下記メールアドレス宛にファイルを添付してご返送いただけますと幸いです。

E-mail: seinen-kouken@hit-north.or.jp

平成 30 年度 社会福祉推進事業
「成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークにおける
支援機能のあり方に関する調査研究事業」委員名簿

本委員会 委員 (委員は五十音順)

氏名 (敬称略)	所属・団体	備考
新井 誠	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長	委員長
青木 佳史	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター センター長	
五十嵐 禎人	千葉大学 社会精神保健教育研究センター 教授	
小佐波 幹雄	社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 品川成年後見支援センター 後見第一係長	
齋藤 敏靖	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 認定成年後見人ネットワーククローバー 副委員長	
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長	
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事	
牧野 奈津美	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 主査	
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長	
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長	

ワーキング・グループ 委員 (委員は五十音順)

氏名 (敬称略)	所属・団体	備考
山口 光治	淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科 教授	委員長
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 主査	
小川 幸裕	弘前学院大学 社会福祉学部 教授	
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事	
白土 典子	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター 福祉介護係長	
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター 事務局長	
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長	
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 専務理事	
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事	
水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員	
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター センター長	

オブザーバー

所属・団体
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 老健局 高齢者支援課
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局

調査委託

氏名	所属・団体
切通 堅太郎	一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)
辻 涼子	一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)
鈴木 杏奈	一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)

事務局

氏名	所属・団体
北村 裕美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 企画グループ 課長
荒木 千晴	公益社団法人 日本社会福祉士会 企画グループ 主査



公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。